

# 平泉町地域防災計画

資料編

令和6年3月

平泉町防災会議

# 目次

|   |          |
|---|----------|
| <b>第1章 資料編</b>                                | <b>1</b> |
| 資料 1-2-1 みんなで取り組む防災活動促進条例 .....               | 2        |
| 資料 1-5-1 平泉町防災会議条例 .....                      | 5        |
| 資料 1-8-1 本町における災害記録 .....                     | 7        |
| 資料 2-3-1 自主防災組織一覧表 .....                      | 9        |
| 資料 2-6-1 浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設 .....          | 10       |
| 資料 2-6-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン ..... | 11       |
| 資料 2-9-1 岩手県防災備蓄指針 .....                      | 44       |
| 資料 2-12-1 防火対象物の現況 .....                      | 64       |
| 資料 2-16-1 ため池一覧（防災重点農業用ため池） .....             | 65       |
| 資料 2-16-1・2 重要水防箇所・重要河川箇所表 .....              | 66       |
| 資料 2-18-1 急傾斜地崩壊危険箇所 .....                    | 67       |
| 資料 2-18-2 土石流発生危険箇所 .....                     | 70       |
| 資料 2-18-3 地すべり危険箇所 .....                      | 71       |
| 資料 2-18-4 山地災害危険地区 .....                      | 72       |
| 資料 2-18-5 土砂災害警戒情報伝達系統図 .....                 | 73       |
| 資料 2-22-1 指定文化財一覧表 .....                      | 74       |
| 資料 3-1-1 平泉町災害警戒本部設置要領 .....                  | 76       |
| 資料 3-1-2 平泉町災害対策本部条例 .....                    | 77       |
| 資料 3-1-3 緊急初動特別班の設置に関する要綱 .....               | 78       |
| 資料 3-2-1 気象予報・警報等の種類及び発表基準 .....              | 80       |
| 資料 3-2-2 気象予報・警報伝達系統図 .....                   | 90       |
| 資料 3-2-3 北上川上流洪水予報伝達系統図 .....                 | 93       |
| 資料 3-2-4 北上川上流水防警報伝達系統図 .....                 | 94       |
| 資料 3-2-5 岩手県知事の行う水防警報及び避難判断水位情報伝達系統図 .....    | 95       |
| 資料 3-2-6 気象予報・警報通知計画 .....                    | 96       |
| 資料 3-2-7 町内所在官公署及び団体 .....                    | 98       |

|              |                                      |     |
|--------------|--------------------------------------|-----|
| 資料 3-2-8     | 消防信号 .....                           | 99  |
| 資料 3-2-9     | 異常現象発見者の通報系統図 .....                  | 100 |
| 資料 3-3-1     | 非常・緊急通話の内容及び利用できる機関 .....            | 101 |
| 資料 3-4-1     | 被害状況判定の基準 .....                      | 103 |
| 資料 3-4-2     | 報告区分別系統図 .....                       | 106 |
| 資料 3-5-1     | 航空機、車両等による広報 .....                   | 114 |
| 資料 3-6-1     | ヘリポートの設置基準 .....                     | 115 |
| 資料 3-6-2     | 給油所一覧表 .....                         | 120 |
| 資料 3-6-3     | 車両燃料等の調達方法 .....                     | 120 |
| 資料 3-6-4     | 緊急通行車両 .....                         | 121 |
| 資料 3-6-5     | 機械機材所有者 .....                        | 122 |
| 資料 3-8-1     | 出火出動計画 .....                         | 123 |
| 資料 3-8-2     | 出火出場要領 .....                         | 124 |
| 資料 3-8-3     | 緊急消防援助隊岩手県大隊 .....                   | 125 |
| 資料 3-10-1(1) | 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 .....     | 126 |
| 資料 3-10-1(2) | 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目 ..... | 131 |
| 資料 3-10-2    | 平泉町一関市消防相互応援協定 .....                 | 133 |
| 資料 3-10-3(1) | 岩手県防災ヘリコプター応援協定 .....                | 134 |
| 資料 3-10-3(2) | 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱 .....              | 136 |
| 資料 3-10-4(1) | 岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定書 .....            | 142 |
| 資料 3-10-4(2) | 岩手・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定実施細目 .....     | 145 |
| 資料 3-10-5    | 愛知県幸田町との災害時における相互応援に関する協定書 .....     | 149 |
| 資料 3-10-6    | 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書 .....       | 151 |
| 資料 3-10-7    | 災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定書 .....      | 153 |
| 資料 3-10-8    | 災害時の協力に関する協定書 .....                  | 155 |
| 資料 3-10-9    | 災害に係る情報発信等に関する協定 .....               | 157 |
| 資料 3-10-10   | 災害時における飲料の確保に関する協定 .....             | 159 |
| 資料 3-10-11   | 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 .....         | 161 |
| 資料 3-11-1    | 災害派遣撤収要請依頼書 .....                    | 165 |
| 資料 3-14-1    | 救助の種類、程度、期間等 .....                   | 166 |

|           |                     |     |
|-----------|---------------------|-----|
| 資料 3-15-1 | 避難場所及び避難所一覧表        | 172 |
| 資料 3-15-2 | 広域一時滞在に関する報告又は通知義務  | 176 |
| 資料 3-15-3 | 避難行動要支援者施設一覧表       | 179 |
| 資料 3-16-1 | 医療機関一覧表             | 181 |
| 資料 3-16-2 | 助産機関一覧              | 181 |
| 資料 3-16-3 | 歯科医療機関一覧            | 181 |
| 資料 3-16-4 | 医療品販売店一覧            | 181 |
| 資料 3-16-5 | 医療・健康管理活動の情報連絡系統図   | 182 |
| 資料 3-16-6 | 業務分担表               | 183 |
| 資料 3-17-1 | 世帯構成員別 被害状況         | 184 |
| 資料 3-17-2 | 物資購入（配分）計画表         | 184 |
| 資料 3-17-3 | 米穀取扱業者等一覧表          | 185 |
| 資料 3-17-4 | 災害救助用物資引渡書          | 185 |
| 資料 3-18-1 | 水道施設の区域             | 186 |
| 資料 3-18-2 | 平泉町指定給水装置工事事業者      | 187 |
| 資料 3-19-1 | 災害応急仮設住宅建築工事設計書     | 190 |
| 資料 3-19-2 | 応急仮設住宅入居者選定調査書      | 192 |
| 資料 4-2-1  | 災害復興住宅融資            | 193 |
| 資料 4-2-2  | 生活福祉資金              | 195 |
| 資料 4-2-3  | 災害援護資金貸付制度          | 196 |
| 資料 4-2-4  | 平泉町災害復興住宅新築等補助金交付要綱 | 197 |

## 第 2 章 様式集 200

---

|        |                             |     |
|--------|-----------------------------|-----|
| 様式 1   | 被害発生等報告                     | 201 |
| 様式 1-1 | 避難の指示・勧告等の状況報告              | 202 |
| 様式 2   | 人的及び住家被害報告                  | 203 |
| 様式 2-1 | 人的被害内訳                      | 204 |
| 様式 2-2 | 住家被害内訳                      | 205 |
| 様式 3   | 庁舎等被害報告                     | 206 |
| 様式 4   | 社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告 | 207 |

|         |                        |     |
|---------|------------------------|-----|
| 様式 5    | 医療衛生施設被害報告 .....       | 208 |
| 様式 5-1  | 医療衛生施設被害内訳.....        | 209 |
| 様式 6    | 消防施設被害報告 .....         | 210 |
| 様式 7    | 観光施設被害報告 .....         | 211 |
| 様式 8    | 商工関係被害報告 .....         | 212 |
| 様式 9    | 高圧ガス・火薬類施設関係被害報告 ..... | 213 |
| 様式 12   | 農業施設被害報告 .....         | 214 |
| 様式 12-1 | 農業施設被害報告 .....         | 215 |
| 様式 13   | 農作物等被害報告 .....         | 216 |
| 様式 13-1 | 農作物被害内訳.....           | 217 |
| 様式 13-2 | 樹体被害内訳 .....           | 218 |
| 様式 14   | 家畜等関係被害報告.....         | 219 |
| 様式 15   | 農地農業用施設被害報告 .....      | 220 |
| 様式 16   | 林業関係被害報告 .....         | 221 |
| 様式 17   | 土木施設等被害報告.....         | 222 |
| 様式 18   | 公営住宅等被害報告.....         | 223 |
| 様式 19   | 児童、生徒及び教員等被害報告 .....   | 224 |
| 様式 20   | 学校被害報告.....            | 225 |
| 様式 21   | 文化財被害報告 .....          | 226 |
| 様式 ①    | 災害応急用米穀供給台帳.....       | 227 |
| 様式 ②    | 食料購入（配分）計画表.....       | 228 |
| 様式 ③    | 学用品割当台帳 .....          | 229 |
| 様式 ④    | 学校別教科書及び文房具等配給計画書..... | 230 |
| 様式 B    | 水道施設被害状況報告書.....       | 231 |
| 様式 C    | 火葬場等被害報告.....          | 232 |
| 様式 D    | 観光施設被害報告 .....         | 233 |
| 様式 E    | 商工関係被害報告 .....         | 234 |
| 様式 F    | 農林水産関係被害報告.....        | 235 |
| 様式 G-1  | 土木施設関係等被害報告 .....      | 236 |
| 様式 H    | 教育施設関係被害報告 .....       | 237 |



# 第1章 資料編

## 資料 1-2-1 みんなで取り組む防災活動促進条例

平成 22 年 10 月 15 日条例第 49 号

改正 令和 3 年 7 月 12 日条例第 35 号

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- (3) 自主防災組織等 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- (4) 避難行動要支援者 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。

## (基本理念)

第3条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長が発令する避難情報に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、法第49条の14第1項に規定する個別避難計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、前2条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成23年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成26年3月28日条例第16号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月12日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1-5-1 平泉町防災会議条例

制定 昭和 38 年 10 月 1 日 条例第 19 号  
最終改正 平成 14 年 9 月 24 日 条例第 21 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、平泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はそれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 26 名以内で組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 岩手県の知事の部門の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 町の教育委員会の教育長
  - (6) 消防機関のうちから町長が任命する者
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方関係公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則（昭和42年条例第12号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附則（昭和44年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年3月1日から適用する。

附則（昭和62年条例第20号）

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

附則（平成12年条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1-8-1 本町における災害記録

| 災害の種類 | 発生年月日   | 被害の概要  |
|-------|---|--|
| 豪雨    | 昭和 54 年 8 月 6 日   | ● 農作物被害 (607,955 千円)<br>・冠水面積 753.3 ㍊  |
| 台風    | 昭和 56 年 8 月 24 日  | ● 農作物被害 (699,601 千円)<br>・冠水面積 1,201.6 ㍊<br>● 建物被害<br>・床上浸水 15 棟・床下浸水 8 棟<br>● 土木関係被害 (62,100 千円)<br>・道路 13 箇所、河川 4 箇所<br>● 人的被害<br>・死者 1 人 |
| 集中豪雨  | 昭和 62 年 8 月 17 日～18 日   | ● 農作物被害 (509,656 千円)<br>・冠水面積 685 ㍊<br>● 建物被害<br>・床上浸水 4 棟・床下浸水 8 棟  |
| 集中豪雨  | 昭和 62 年 8 月 21 日～22 日   | ● 農作物被害 (30,452 千円)<br>・冠水面積 55 ㍊  |
| 集中豪雨  | 昭和 62 年 8 月 28 日～29 日   | ● 農作物被害 (191,574 千円)<br>・冠水面積 346 ㍊  |
| 豪雨    | 昭和 63 年 8 月 29 日～31 日   | ● 農作物被害 (216,444 千円)<br>・冠水面積 392 ㍊  |
| 台風    | 平成 2 年 9 月 20 日～22 日  | ● 農作物被害 (144,180 千円)<br>・冠水面積 717 ㍊<br>● 建物被害<br>・床上浸水 3 棟   |
| 台風    | 平成 6 年 9 月 30 日～<br>10 月 1 日  | ● 農作物被害 (11,712 千円)<br>・冠水面積 142.9 ㍊   |
| 豪雨    | 平成 7 年 8 月 5 日～6 日  | ● 農作物被害 (521,750 千円)<br>・冠水面積 700 ㍊<br>● 土木関係被害 (95,000 千円)<br>・道路 10 箇所、河川 9 箇所   |
| 集中豪雨  | 平成 10 年 7 月 31 日～<br>8 月 2 日<br>8 月 14 日、<br>8 月 26 日～31 日、9 月 16 日 | ● 農作物被害 (27,480 千円)<br>・冠水面積 338 ㍊<br>● 土木関係被害 (151,500 円)<br>・道路 9 箇所、河川 5 箇所、橋 1 箇所  |
| 台風    | 平成 14 年 7 月 10 日～11 日   | ● 農作物被害 (128,651 千円)<br>冠水面積 570 ㍊<br>● 土木関係被害 (878,000 千円)<br>・道路 17 箇所、河川 31 箇所、<br>橋梁流失 1 箇所<br>被害総額 1,378,666 千円                       |
| 台風    | 平成 14 年 10 月 1 日～2 日  | ● 農作物被害 (8,660 千円)<br>被害総額 23,050 千円   |

| 災害の種類                        | 発生年月日                   | 被害の概要  |
|------------------------------|-------------------------|--|
| 地震<br>(震度6弱)                 | 平成15年5月26日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家被害 1,630千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅14棟、非住宅3棟</li> </ul> </li> <li>● 土木施設 97,400千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地崩壊、道路決壊13箇所</li> </ul> </li> </ul> 被害総額 159,563千円   |
| 台風                           | 平成19年9月7日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農作物被害 8,900千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冠水面積</li> </ul> </li> <li>● 公共土木施設 96,000千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路9箇所、河川7箇所</li> </ul> </li> </ul> 被害総額 104,900千円   |
| 豪雨                           | 平成19年9月16日～18日          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農作物被害 21,200千円</li> </ul> 被害総額 21,200千円   |
| 地震<br>(震度5強)                 | 平成20年6月14日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業用施設 3,000千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路3箇所、用水機1箇所</li> </ul> </li> <li>● 公共土木施設 4,600千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路13箇所</li> </ul> </li> </ul> 被害総額 11,719千円  |
| 地震<br>(震度5強)                 | 平成20年7月24日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅2棟、非住宅2棟</li> </ul> </li> </ul>  |
| 地震<br>(震度5強)<br>地震<br>(震度6弱) | 平成23年3月11日<br>平成23年4月7日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者2人</li> </ul> </li> <li>● 建物土木施設等被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等被害額 1,360,094千円</li> <li>農地農業用施設被害 18,000千円</li> <li>文化財被害 450千円</li> <li>商工業等関係被害 54,280千円</li> </ul> </li> </ul>  |
| 豪雨                           | 平成24年5月3日～4日            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土木関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり3箇所</li> </ul> </li> </ul> 被害総額 10,000千円   |
| 台風                           | 令和元年10月12日～13日          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業関係被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>農作物被害 (13,450千円)</li> <li>農業施設被害 (13,400千円)</li> </ul> </li> <li>● 土木関係被害 (37,200千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路10箇所、河川7箇所、水路2箇所</li> </ul> </li> <li>● 住家被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅3棟、非住家3棟</li> </ul> </li> </ul> |

## 資料 2-3-1 自主防災組織一覽表

(令和6年1月1日現在)

| No. | 自主防災組織名      | 結成年月日       | 世帯数 |
|-----|--------------|-------------|-----|
| 1   | 平泉町第2区自主防災会  | 平成16年3月11日  | 133 |
| 2   | 平泉町第12区自主防災会 | 平成16年9月18日  | 186 |
| 3   | 平泉町第19区自主防災会 | 平成17年8月28日  | 86  |
| 4   | 平泉町第13区自主防災会 | 平成17年11月12日 | 180 |
| 5   | 平泉町第20区自主防災会 | 平成19年3月25日  | 60  |
| 6   | 平泉町第9区自主防災会  | 平成19年8月5日   | 102 |
| 7   | 平泉町第7区自主防災会  | 平成19年9月9日   | 221 |
| 8   | 平泉町第10区自主防災会 | 平成19年9月23日  | 168 |
| 9   | 平泉町第17区自主防災会 | 平成20年3月9日   | 59  |
| 10  | 平泉町第18区自主防災会 | 平成20年3月16日  | 58  |
| 11  | 平泉町第8区自主防災会  | 平成20年3月23日  | 217 |
| 12  | 平泉町第21区自主防災会 | 平成20年12月7日  | 86  |
| 13  | 平泉町第16区自主防災会 | 平成21年3月7日   | 86  |
| 14  | 平泉町第14区自主防災会 | 平成21年4月25日  | 91  |
| 15  | 平泉町第1区自主防災会  | 平成21年4月28日  | 65  |
| 16  | 平泉町第11区自主防災会 | 平成21年10月10日 | 399 |
| 17  | 平泉町第15区自主防災会 | 平成23年1月3日   | 142 |
| 18  | 平泉町第4区自主防災会  | 平成24年3月1日   | 35  |
| 19  | 平泉町第3区自主防災会  | 平成24年4月1日   | 70  |
| 20  | 平泉町第5区自主防災会  | 平成24年4月1日   | 49  |
| 21  | 平泉町第6区自主防災会  | 令和5年4月9日    | 112 |

資料 2-6-1 浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設

(令和6年3月現在)

| No. | 区域        | 区分      | 施設名             | 所在地             |
|-----|-----------|---------|-----------------|-----------------|
| 1   | 浸水想定区域内   | 社会福祉施設  | 社会福祉法人幸得会たけとんぼ  | 平泉町平泉字樋渡 49-2   |
| 2   |           | 学校      | 平泉町立平泉中学校       | 平泉町平泉字倉町 23     |
| 3   |           | 病院      | ひらいずみ内科クリニック    | 平泉町平泉字志羅山 3-6   |
| 4   |           |         | 平泉歯科診療所         | 平泉町平泉字志羅山 11-4  |
| 5   |           |         | ささき歯科           | 平泉町平泉字志羅山 136-4 |
| 6   |           | 老人福祉施設  | いこいの泉           | 平泉町平泉字鈴沢 64-1   |
| 7   |           | 有料老人ホーム | 高齢者グループホームいこいの杜 | 平泉町平泉字樋の沢 25-1  |
| 8   | 土砂災害警戒区域内 | 社会福祉施設  | グループホーム平泉       | 平泉町平泉字日照田 133-2 |

浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設位置図



資料 2-6-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した  
避難所運営ガイドライン

令和2年7月

(令和5年1月改定)

岩 手 県

## はじめに

本県では、これまで東日本大震災津波をはじめ、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号と大きな災害に見まわれ、その避難所の運営に当たっては、インフルエンザや風邪、感染性胃腸炎等の感染対策を講じてきましたが、現在、日本国内において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害時の避難所内での感染拡大を防止するためには、一層感染対策に万全を期することが重要となっています。

こうした状況の中、災害時の避難所における感染リスクを下げるため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、適正な避難所運営を行うこと、また、あらかじめ避難所におけるマスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドなどの感染症対策等に必要な物資を確保しておくなど、その運営に向けた事前準備を進めることが必要となっています。

このため、県では、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所運営における具体的な対応策等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を作成しました。

なお、避難所運営に際して通常必要な注意事項は、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（平成26年3月（令和4年6月改定）、岩手県）」に列記されておりますので、併せてお読みいただくことをお勧めします。

各市町村においては、地域や避難所となる施設の実情を十分考慮し、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営やマニュアル等の作成の参考とするようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を、適切かつ円滑に行うための体制を事前に整備するよう併せてお願いいたします。

## 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <u>第1章 避難者受入れの基本的考え方</u> . . . . . | 1 |
| <u>第2章 事前準備</u>                    |   |
| 1 避難所における過密状態の防止等                  |   |
| (1) 可能な限り多くの避難所の開設 . . . . .       | 2 |
| (2) 避難所スペースの利用方法等の検討 . . . . .     | 2 |
| 2 適切な避難行動に関する住民周知                  |   |
| (1) 避難場所及び避難所の周知 . . . . .         | 2 |
| (2) 親戚や知人宅等への避難の検討 . . . . .       | 3 |
| (3) その他の避難 . . . . .               | 3 |
| (4) 避難所への持参を求める衛生物資等 . . . . .     | 3 |
| 3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄 . . . . .      | 3 |
| 4 避難所運営訓練の実施 . . . . .             | 4 |
| <u>第3章 避難所の開設</u>                  |   |
| 1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け . . . . .     | 5 |
| 2 避難所の滞在スペースのレイアウト等                |   |
| (1) 一般避難者 . . . . .                | 5 |
| ア 養生テープ等による区画表示の場合 . . . . .       | 5 |
| イ パーティションと段ボールベッド設置の場合 . . . . .   | 5 |
| ウ テント設置の場合 . . . . .               | 6 |
| (2) 要配慮者 . . . . .                 | 6 |
| (3) 発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者 . . . . .    | 6 |
| <u>第4章 避難所の運営</u>                  |   |
| 1 定期的な換気 . . . . .                 | 6 |
| 2 共同空間における衛生環境の確保                  |   |
| (1) 共同生活のルール . . . . .             | 6 |
| (2) 衛生環境の確保 . . . . .              | 7 |
| (3) ゴミ処理 . . . . .                 | 7 |
| 3 食事・物資の配付 . . . . .               | 7 |
| 4 健康状態の確認及び保健指導                    |   |
| (1) 健康状態の確認 . . . . .              | 7 |
| (2) 保健指導 . . . . .                 | 8 |
| 5 在宅避難者や車両避難への支援 . . . . .         | 8 |
| 6 避難所閉鎖に当たっての対応 . . . . .          | 8 |
| <u>第5章 その他</u> . . . . .           | 8 |

## 第1章 避難者受入れの基本的考え方

新型コロナウイルス感染症の流行で、災害時の避難所における集団感染が懸念される中、被災者がためらうことなく避難していただくため、より多くの避難所の開設や衛生環境の確保など、避難所内における徹底した感染防止対策が求められている。

感染力が強く、比較的重症化リスクの低いオミクロン株の感染拡大により、自宅療養者が急増している現状を踏まえた県の基本的な考え方は下表のとおり。

| 区 分  | 基本的な対応   |
|--|--|
| 自宅療養者<br>(無症状病原体保有者・<br>軽症者)                         | 自宅療養者専用スペースに受入※1。<br>毎日の健康観察を行っていく中で、症状が悪化した場合は、速やかに最寄りの保健所又はいわて健康フォローアップセンターへ対応について協議する。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。                            |
| 濃厚接触者<br>(待機期間中の者)                                   | 濃厚接触者専用スペースに受入※1。<br>毎日の健康観察を行っていく中で、症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。 |
| 発熱者等<br>(発熱・咳等の症状が見られる体調不良者で、感染の疑いがある者)              | 発熱者等専用スペースに受入※1。<br>必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。                             |
| 要配慮者<br>(感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等) | 要配慮者専用スペースに受入。<br>状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。  |
| 上記以外の一般避難者   | 一般避難者用スペースに受入。   |

※1 濃厚接触者、発熱者等及び自宅療養者の受入に当たっては、運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーはスタッフ全員に、人権への配慮とプライバシーの保護を徹底させる。

市町村と保健所の自宅療養者に係る情報共有は、平常時には人数情報のみを必要に応じて共有し、台風接近等に伴い災害発生の恐れがある場合や地震等の予知できない災害が発生した場合には、本人の同意が得られた部分について、必要に応じて共有する。

ただし、保健所から提供できる自宅療養者の情報は発生届が出されているものに限る。

※2 「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」として国に承認されたものを使用すること。「研究用」は使用しないこと。承認状況は厚生労働省のIPで確認する。

## 第2章 事前準備

### 1 避難所における過密状態の防止等

避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染にも注意が必要であるため、感染拡大防止策の徹底が極めて重要。

#### (1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所として開設可能な公共施設等の活用について十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討する。

なお、ホテル・旅館等の活用にあっては、優先的に避難する者（介護・介助が必要な高齢者、障がい者、基礎疾患を有する者、妊産婦・乳幼児、外国人等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成することが望ましい。

#### (2) 避難所スペースの利用方法等の検討

学校を避難所に行っている場合は、体育館以外の教室等の活用を検討し、施設管理者と調整する。

避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難者にとって十分なスペースを確保した上で、避難所内の動線を一方通行とする分け方や、清潔な領域（一般区域）とウイルスによる汚染が懸念される（専用区域）のゾーニングを適切に行い、避難所施設利用計画図に色分けするなど、分かりやすく表示する。

また、動線計画を含めた施設の利用計画や感染症対策等の実施状況について、専門家に確認を要請する。

### 2 適切な避難行動に関する住民周知

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人はマスクを着用するなどの感染防止対策を行った上で、市町村から出される避難情報（警戒レベル）を基に早期に避難することが原則であるが、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合、避難所に行く必要はない（「別紙10」参照）。

また、豪雨時の屋外移動は車も含め危険であり、やむを得ず車で移動する場合は、浸水や土砂災害等、周囲の状況等を十分確認するなど、命を守るための最善の行動をとっていただくよう、事前に広報等で広く住民に周知することが重要。

#### (1) 避難場所及び避難所の周知

従来の災害の種類に応じた避難場所や避難所のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに開設することとした避難所について住民に周知する。

**(2) 親戚や知人宅等への避難の検討**

避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、安全な場所に位置する親戚や知人宅等への避難の検討を促す。

**(3) その他の避難**

事情により「在宅避難」や「車両避難」を選択する場合にあっては、事前にハザードマップ等により、住居地域・駐車場所等の災害リスクを確認することや、避難生活における熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）のリスクなどについても周知を図る。

**(4) 避難所への持参を求める衛生物資等**

マスク、ハンドソープ（石鹸）、消毒液、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生用品、常備薬、着替え、上履き（スリッパ等）、ビニール袋（ゴミ、外履き保管用）、筆記用具等の持参について周知を図る。

**3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄（「別紙1及び5」を参照）**

従来からの備蓄物資等に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資等について、避難所の収容人数に応じて備蓄を進める。

なお、大規模災害等が発生した場合等には、国及び県が保有する物資それぞれを積極的に融通し、被災地避難所、医療機関等、社会福祉施設等に配布する。

物資の備蓄状況については、随時「物資調達・輸送調整等支援システム」に最新情報を入力する。

| 区 分        | 必要な物資・衛生資材等   |
|------------|---|
| 避難者用       | マスク、消毒液、体温計、ゴミ袋、間仕切り（パーティション・簡易テント）、段ボールベッド（簡易ベッド） など   |
| 避難所運営スタッフ用 | マスク、消毒液、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン（レインウェア）、アクリル板（ビニールシート）、使い捨て手袋 など   |
| その他運営に係る資材 | 非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル（ペーパータオル）、ハンドソープ（石鹸）、アルコール消毒液（手指消毒用）、次亜塩素酸ナトリウム（設備・物品消毒用）、スプレー容器、養生テープ、ゴミ袋、蓋付きゴミ箱、換気設備（扇風機等）、仮設トイレ（簡易トイレ）、清掃用具・洗剤一式 など |

※ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援  
「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について」情報共有及び避難所におけ

る対応の経費（令和3年2月19日内閣府事務連絡）」を参照のこと。

#### I 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

i 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。

また、例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事のほか、避難所において行う健康維持に資する活動に関する事業など物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金を活用することが可能であること。

ii 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

iii 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

#### II 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。

#### III 緊急防災・減債事業債

指定緊急避難場所や指定避難所に指定されている施設における新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、令和3年度より換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減債事業債の対象とされたこと。

## 4 避難所運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、運営手順、必要備蓄材の検討等、訓練を通して様々な課題等を抽出するために有効であり、地域住民や施設管理者等も含め、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について（令和3年6月16日付け府政防第733号、消防災第83号、健感発0616第1号、環自総発第2106141号）」を参考としつつ積極的に実施する。

## 第3章 避難所の開設

### 1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け（「別紙2及び3」を参照）

受付は、スタッフの防護（ビニール等の間仕切り、ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、あらかじめ①一般の避難者、②感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等の要配慮者、③発熱者等、④濃厚接触者、⑤自宅療養者の5つに分けて設置し、検温及び問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）、避難者名簿（各市町村が定める様式）の提出を済ませ、②③④⑤の避難者は個室等の専用スペース（③④⑤の避難者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペース、専用のトイレ等、①一般避難者及び②要配慮者とは必ず区分する。）へ誘導する。

なお、受付時の混雑を避けるため、問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）及び避難者名簿（各市町村が定める様式）をホームページに掲載するなど、住民が事前に入手・記入の上、避難所に持参できるよう促すことも一案である。

### 2 避難所の滞在スペースのレイアウト等（「別紙4」を参照）

通路の幅は2m（最低で1m）以上とし、できる限り通路は一方通行とする。

#### (1) 一般避難者（健康な方）

養生テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの区画に滞在しているか容易に分かるように管理する。

なお、感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

#### ア 養生テープ等による区画表示の場合

基本、一家族（世帯）が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整（目安としては、スフィア基準の「一人当たり3.5㎡」を確保）し、家族（世帯）間の距離を前後左右2m（最低で1m）以上の間隔を取る。

#### イ パーティションと段ボールベッド設置の場合

パーティションは、プライバシーの保護及び飛沫感染対策上、少なくとも段ボールベッドに腰かけた状態で、口元より高い位置まで覆うものが望ましい。

なお、パーティションにより隣と仕切られていることから、隣との間隔を取る必要はない。

※ 段ボールベッドは、寝起きの際に床付近に多いほこりやウイルスを避けられるほか、体を起こしやすいことから、エコノミー症候群や寝たきりの予防につながる効果が確認されている。

### ウ テント設置の場合

複数のテントの設置に当たっては、構造上、隣と完全に仕切られている場合は、隣との間隔を取る必要はないが、隣同士接した面に通気口などの空気の出入り口がないか留意する必要がある。

テントは、飛沫感染対策上、屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な場合は取り外す。

### (2) 要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）

学校等大規模な避難所の場合、教室等の活用が考えられるが、小規模な避難所の場合、パーティション等で専用スペースを確保する。状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への移送を手配する。

### (3) 発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者

敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用の滞在スペース、専用のトイレ等(1)一般避難者及び(2)要配慮者とは必ず区分する。

また、避難所運営スタッフは担当を専用ゾーンで分け、その他のスタッフは専用ゾーンに立ち入らないようにする。

健康観察を行っていく中で、発熱者等及び濃厚接触者に症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを求め、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

## 第4章 避難所の運営

### 1 定期的な換気

- ・ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・ 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

### 2 共同空間における衛生環境の確保

#### (1) 共同生活のルール

- ・ 全ての人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2m（最低で1m）空けることを意識して過ごす。

- ・ 通行者同士がすれ違わないよう、できる限り通路は一方通行とし、可能であれば入口と出口を分けることが望ましい。
- ・ トイレは、利用者を決め、決められたトイレを使うことが望ましく、便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。（「別紙8-2」を参照）
- ・ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底する。
- ・ 受付、掲示板、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、それぞれ密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定した上で、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。

## (2) 衛生環境の確保（「別紙7」を参照）

アルコール消毒液を各部屋の入り口付近に設置する。

清掃は定期的に行うほか、目に見える汚れがある場合は、家庭用洗剤や消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）等を用いて随時行う。

また、頻繁に手を触れる部分（ドアノブ・手すり、蛇口等）やトイレは、こまめな清掃・消毒を徹底する。

## (3) ゴミ処理（「別紙8-1」を参照）

ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、①ゴミに直接触れない、②ゴミ袋をしっかりと縛って封をする、③専用区域で発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。

## 3 食事・物資の配付

食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、食事スペースを設置するのではなく、占有スペース内での食事が望ましい。

食事や物資の配付は、避難者が受け取りに来る方法とし、混雑を避けるため配付場所を複数設けることや、避難エリアごとに時間をずらして配付するほか、受取り場所への移動が困難な要配慮者にあつては、運営スタッフが直接届けるなどの工夫が必要。

ただし、発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者への配付は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前などに置く方法とする。

## 4 健康状態の確認及び保健指導

### (1) 健康状態の確認

保健師等は、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、定期的に避難者（在宅避難者及び車両避難者等を含

む。)を見回り、急病人や体調不良者の把握を行うとともに、避難所内においては、毎日、避難者の体温・体調チェック（「別紙6」を参照）を求め、体調不良者等の状況に応じて福祉避難所や医療機関等へ移送の手配を行う。

また、感染が疑われる者が発生した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを行い、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

## (2) 保健指導

- ア ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されることから、避難者の相談窓口を開設し心のケアを実施する。
- イ 避難者の深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）予防のため、施設管理者と相談の上、定期的な軽い運動を行うスペースや、敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。（「別紙9」を参照）

## 5 在宅避難者や車両避難への支援

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配付を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援を行う。

## 6 避難所閉鎖に当たっての対応

施設管理者や保健所と相談の上、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施するなど、原状回復を行った上で閉鎖する。

## 第5章 その他

大規模災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、感染対策の専門資格を有する医師・看護師等で構成する「いわて感染制御支援チーム（ICAT）」を派遣し、避難所の巡回、感染症発生予防の指導、発生動向調査を実施することとしている。

また、被災地の医療支援体制を確保するため、同計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣し、避難所の医療ニーズに応じて適切な支援を行っていくほか、必要に応じて精神医療チーム（DPAT）を派遣し、精神科医療及び被災者の心のケアをはじめとする精神保健活動の支援を行っていく。

避難所における衛生環境対策  
として必要と考えられるもの

| 物 資                                    |
|--|
| マスク                                    |
| アルコール手指消毒液                             |
| 体温計                                    |
| 非接触型体温計                                |
| 除菌用アルコールティッシュ                          |
| タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）                      |
| ペーパータオル                                |
| 新聞紙（吐物処理用）                             |
| ハンドソープ                                 |
| 清掃用の家庭用洗剤                              |
| 次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等（モノに対する消毒・除菌剤） |
| フェイスシールド                               |
| カップ                                    |
| 使い捨て手袋（ビニール手袋も可）                       |
| ラップ                                    |
| ポリ袋                                    |
| レジ袋                                    |
| ジップロック袋                                |
| ゴミ袋                                    |
| バケツ                                    |
| スプレー容器                                 |
| 蓋つきゴミ箱（足踏み式）                           |
| 簡易トイレ（凝固剤式）                            |
| 段ボールベッド（簡易ベッド）                         |
| パーティション                                |

## 別紙2

## 受付時 健康状態チェックリスト（例）

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日： 年 月 日

|      |    |    |
|------|----|----|
| 避難所名 | 氏名 | 年齢 |
|      |    |    |

| チェック項目 |  |        |
|--------|--|--------|
| 1      | あなたは新型コロナウイルスの感染が確認され、自宅療養中ですか？<br>(自宅療養期間： )                  | はい・いいえ |
| 2      | あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、<br>現在、自宅待機期間中ですか？ (自宅待機期間： ) | はい・いいえ |
| 3      | 普段より熱っぽく感じますか？   | はい・いいえ |
| 4      | 呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？  | はい・いいえ |
| 5      | においや味を感じないですか？   | はい・いいえ |
| 6      | せきやたん、のどの痛みはありますか？   | はい・いいえ |
| 7      | 全身がだるいなどの症状はありますか？   | はい・いいえ |
| 8      | 吐き気がありますか？   | はい・いいえ |
| 9      | 下痢がありますか？  | はい・いいえ |
| 10     | からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？   | はい・いいえ |
| 11     | 目が赤く、目やにが多くないですか？  | はい・いいえ |
| 12     | 現在、医療機関に通院をしていますか？ (症状： )                                      | はい・いいえ |
| 13     | 現在、服薬をしていますか？ (薬名： )   | はい・いいえ |
| 14     | そのほか気になる症状はありますか？<br>※「はい」の場合、具体的にご記入ください                      | はい・いいえ |
| 15     | 避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？  | はい・いいえ |
| 16     | 避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？<br>※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください         | はい・いいえ |
| 17     | 乳幼児と一緒にですか？ (妊娠中も含む)   | はい・いいえ |
| 18     | 呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？<br>※「はい」の場合、具体的にご記入ください          | はい・いいえ |
| 19     | てんかんはありますか？  | はい・いいえ |

(以下は、受付担当者が記入します)

|           |   |      |  |
|-----------|---|------|--|
| 体温        | ℃ | 受付者名 |  |
| 滞在スペース・区画 |   |      |  |

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

別紙 3

滞在スペースと区画の振り分けについて（例）

- ① 総合受付にて、避難者に「受付時 健康チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画（パーティション〇〇番区画など）を決定する。

| 滞在スペース | 状態                                 | 目安となる基準                                  |                             |
|--------|------------------------------------|--|-----------------------------|
| 集合スペース | 一般の避難者                             | チェックリストでチェックが入らなかった人                     |                             |
|        | 要避難者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人 | チェック項目15～19のいずれかにチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断   |                             |
| 専用スペース | 障がい者高齢者スペース                        | チェック項目15～19のいずれかにチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断   |                             |
|        | 自宅療養者スペース                          | チェック項目1にチェックがついた人                        |                             |
|        | 濃厚接触者スペース                          | チェック項目2にチェックがついた人                        |                             |
|        | 発熱者等スペース                           | チェック項目3～11にチェックがついた人、発熱がある人              |                             |
|        | 要配慮者スペース                           | チェック項目15～19のいずれかにチェックがついた人（高齢の方）、およびその家族 |                             |
|        | 妊産婦スペース                            | 乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人                     | チェック項目17にチェックがついた人のうち、希望する人 |

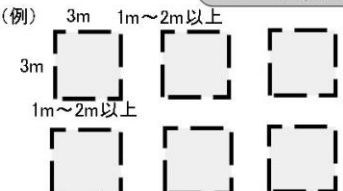
- ③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

別紙4

## 避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。  
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在中の場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

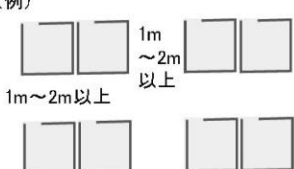
**テープ等による区画表示**

(例)  3m 1m~2m以上  
3m 1m~2m以上


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

**テントを利用した場合**

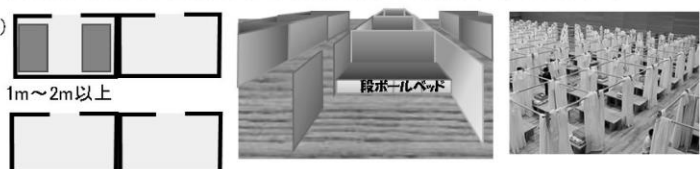
(例)  1m~2m以上  
1m~2m以上

- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



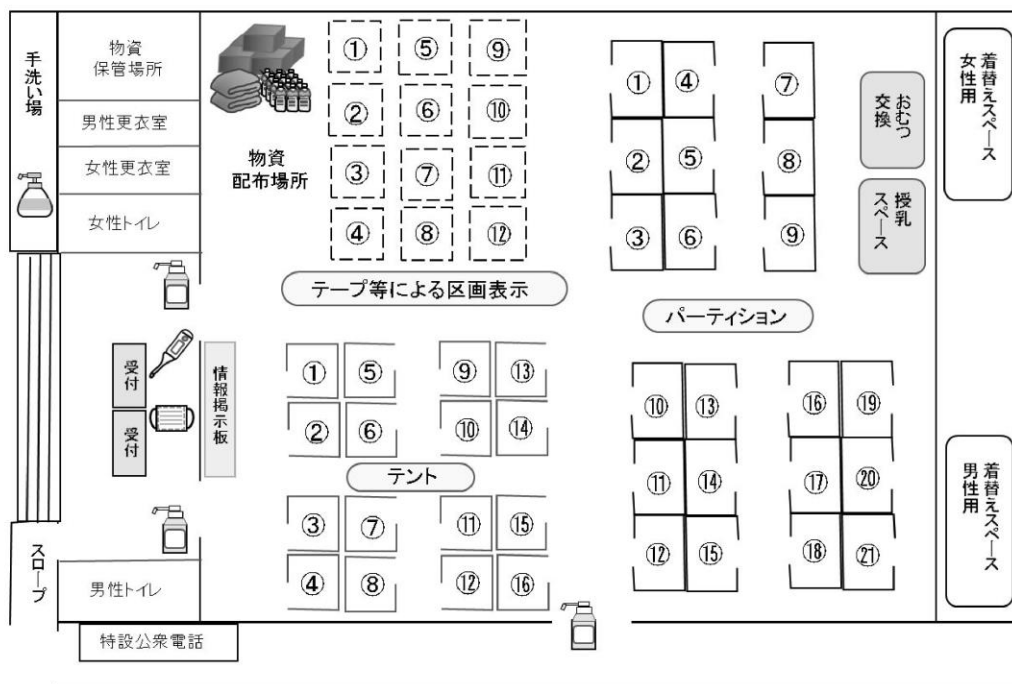
**パーティションを利用した場合**

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)  1m~2m以上  
段ボールベッド

- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在中か分かるように管理する。



# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

### 軽症者等（一時的）

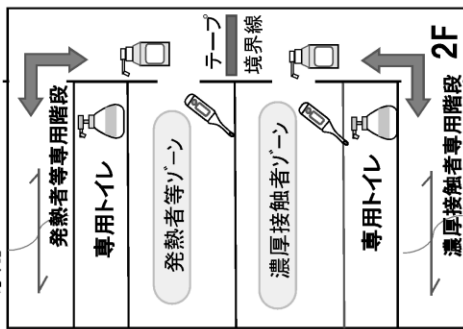
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

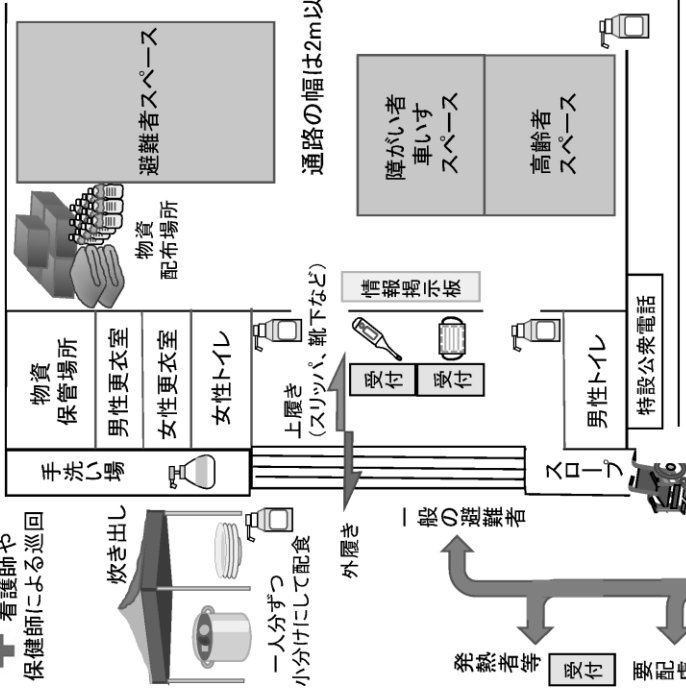
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物と同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用トイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

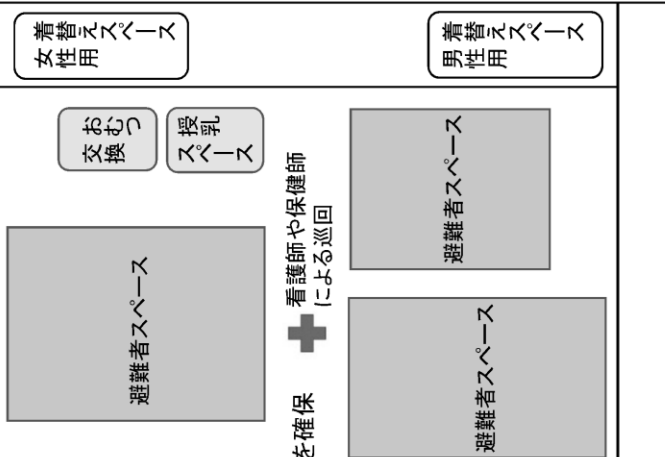
### ＜専用スペース＞



### ＜集合スペース＞



R2.6.10 第2版



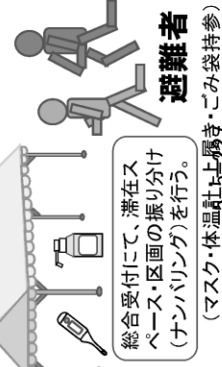
### 留意するもの

- ・体温計（非接触型） ・マスク
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウエットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

### 受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳嗽、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

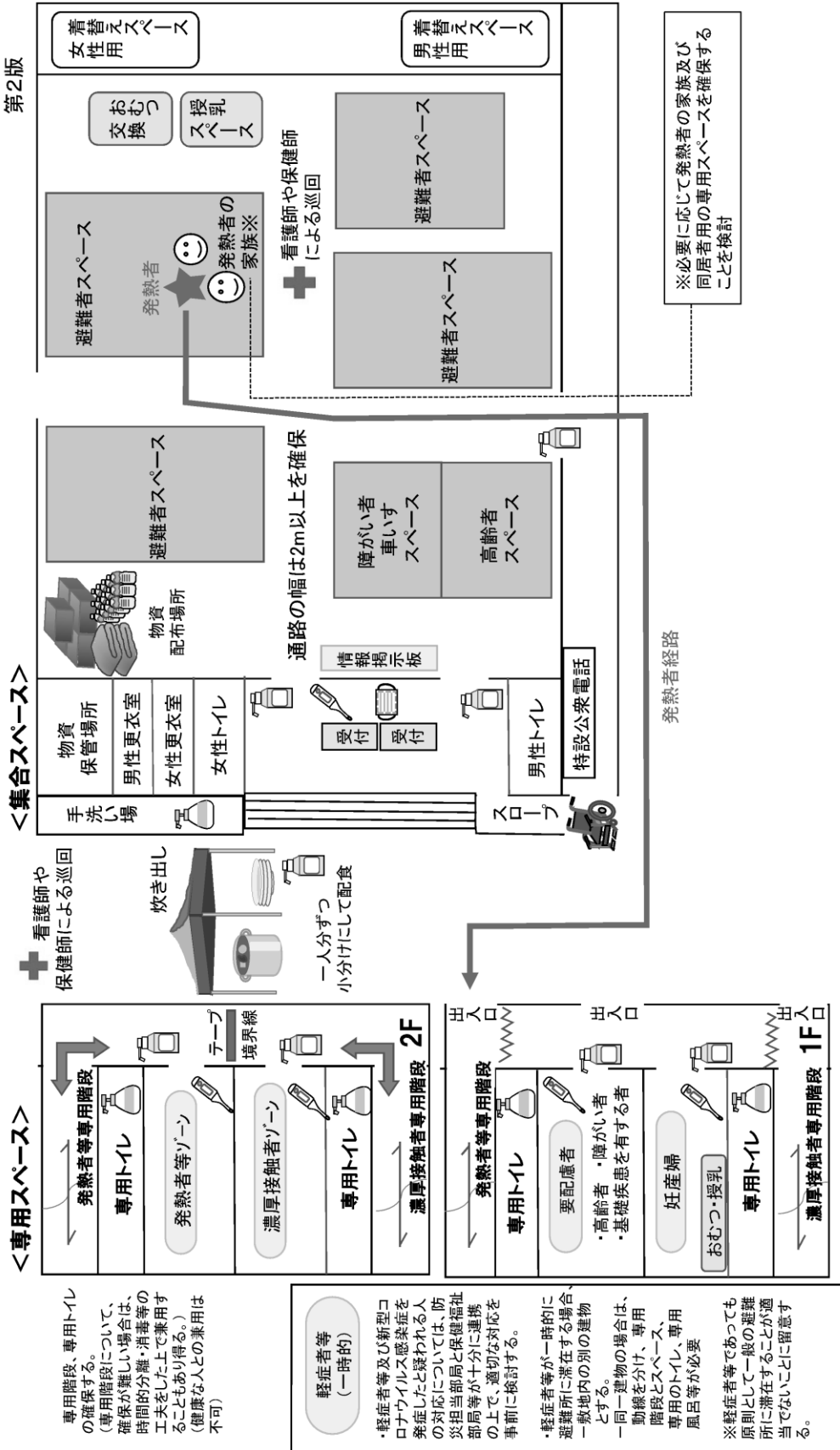
### 避難者



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

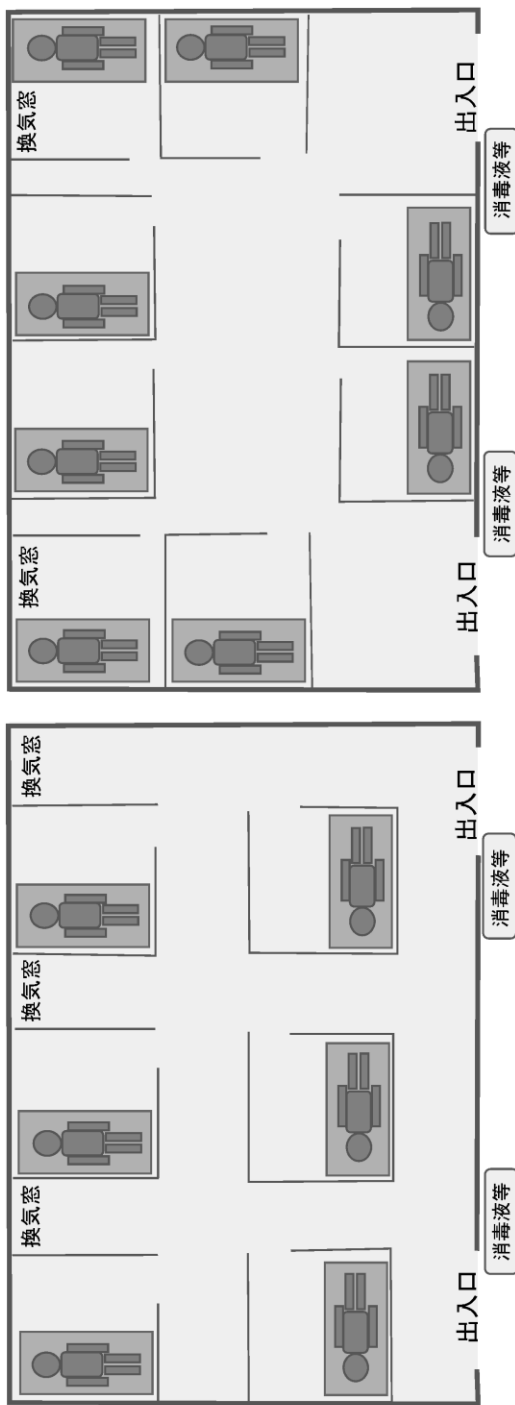
R2.6.10  
第2版



## 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10  
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



（例）

※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

別紙5

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

|                                 | マスク | 眼の防護具 ※1 | 使い捨て手袋 ※3 | 掃除用手袋 ※3、4 | 長袖ガウン ※5 |
|---------------------------------|-----|----------|-----------|------------|----------|
| 避難所受付時の対応                       | ○   | △ ※2     | ○         |            |          |
| 清掃、消毒                           | ○   | ○        |           | ○          |          |
| 発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6 | ○   | ○        | ○         |            |          |
| 発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒  | ○   | ○        |           | ○          |          |
| 軽症者等ゾーンでの対応 ※6                  | ○   | ○        | ○         |            |          |
| 軽症者等ゾーンの清掃、消毒                   | ○   | ○        |           | ○          | ○        |
| ゴミ処理                            | ○   | ○        |           | ○          | ○        |
| リネン、衣服の洗濯 ※7                    | ○   | ○        |           | ○          |          |
| シャワー・風呂の清掃                      | ○   | ○        |           | ○          | ○ ※8     |

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができ、物で代替可（シュノーケリングマスク等））  
 ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。  
 ※3 受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）  
 ※4 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。  
 ※5 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）  
 ※6 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。  
 ※7 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。  
 ※8 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。  
 ※9 撥水性のあるガウンが望ましい。

別紙 6

避難者健康チェックシート(例)

|          |    |
|----------|----|
| 氏名(ふりがな) | 年齢 |
|          |    |

(避難所名: )

|       | 体温測定  | (月)            | (火)            | (水)            | (木)            | (金)            | (土)            | (日)            |
|-------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|       |   | 朝              | 朝              | 朝              | 朝              | 朝              | 朝              | 朝              |
|       |   | 昼              | 昼              | 昼              | 昼              | 昼              | 昼              | 昼              |
|       |   | 夜              | 夜              | 夜              | 夜              | 夜              | 夜              | 夜              |
| 息苦しさ  | ★ひとつでも該当すれば「はい」に○<br>・息が荒くなった(呼吸数が多くなった)<br>・急に息苦しくなった<br>・少し動くと息があがる<br>・胸の痛みがある<br>・横になれない・座らないと息ができない<br>・肩で息をしたり、ゼーゼーする | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         |
| におい・味 | においや味を感じない  | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         |
| せき・たん | せきやたんがひどい   | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         |
| だるさ   | 全身のだるさがある   | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         |
| 吐き気   | 吐き気がある  | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         |
| 下痢    | 下痢がある   | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         | はい・いいえ         |
| その他   | ★その他の症状がある<br>・食欲がない<br>・鼻水・鼻つまり・のどの痛み<br>・頭痛・関節痛や筋肉痛<br>・一日中気分がすくれない<br>・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている<br>・目が赤く、目やにが多い など              | はい・いいえ<br>(症状) | はい・いいえ<br>(症状) | はい・いいえ<br>(症状) | はい・いいえ<br>(症状) | はい・いいえ<br>(症状) | はい・いいえ<br>(症状) | はい・いいえ<br>(症状) |
| チェック欄 |   |                |                |                |                |                |                |                |

## 新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って  
身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

## 試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。  
[https://www.nite.go.jp/information/koronat\\_aisaku20200522.html](https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html)

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

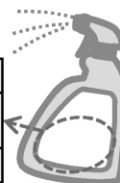
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 品名 | 住宅・家具用合成洗剤                    |
| 成分 | 界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤 |
| 液性 | 弱アルカリ性 正味量 400ml              |



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

## 「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

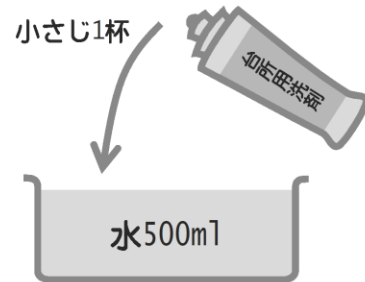
台所用洗剤を使って  
代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

## (1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤<sup>\*</sup>を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（<sup>\*</sup>食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



## (2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

## (3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



## (4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

## 台所用洗剤で代用する場合は...

## 安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

## 効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

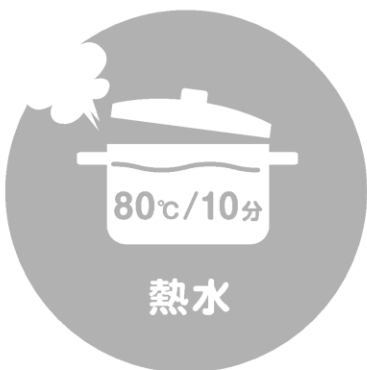


手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

| 手洗い                          |        | 残存ウイルス         |
|------------------------------|--------|----------------|
| 手洗いなし                        |        | 約 100 万個       |
| 石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ | 1回     | 約 0.01% (数百個)  |
|                              | 2回繰り返す | 約 0.0001% (数個) |

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

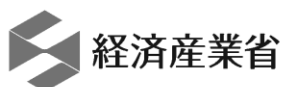
※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。  
※必ず製品の注意事項をご確認ください。  
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

[こちらをクリック](#)



参考

# 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

| メーカー<br>(五十音順) | 商品名                    | 作り方の例  |
|----------------|------------------------|--|
| 花王             | ハイター<br>キッチンハイター       | 水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯) <sup>※</sup><br>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して<br>いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品<br>付属のキャップ 1/2杯) が目安です。 |
| カネヨ石鹸          | カネヨブリーチ<br>カネヨキッチンブリーチ | 水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)  |
| ミツエイ           | ブリーチ<br>キッチンブリーチ       | 水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)  |

(プライベートブランド)

| ブランド名<br>(五十音順)                              | 商品名      | 作り方の例                           |
|--|----------|---------------------------------|
| イオングループ<br>(トップバリュ)                          | キッチン用漂白剤 | 水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯) |
| 西友 / サニー /<br>リヴィン<br>(きぼんのき)                | 台所用漂白剤   | 水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2杯) |
| セブン&アイ・<br>ホールディングス<br>(セブンプレミアム<br>ライフスタイル) | キッチンブリーチ | 水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯) |

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶  
[こちらをクリック](#)







保存版

# 生活アクティブ体操

この体操は、身体活動量が減ることによって起こる様々な健康問題(エコノミークラス症候群、生活不活発病など…)に対し、これを予防あるいは、改善することを目的に考えた体操です。自宅の中でできる簡単な体操ですので、暮らしに取り入れ、動きやすい体を作り、日々のリフレッシュにつなげましょう!

指導 健康運動指導士 藤野 恵美 (一関市千蔵町)

運動の仕方

1. ストレッチは気持ちよく伸びが感じられる心地よい強さを10秒2回行います。
2. ほぐしや強化運動は、ゆっくり5回~10回を目安に行います。

※動いたときに、胸や腰や膝に痛みがある場合は体操を控えてください。

## 台所で体操

ふらつき・つまずき、夜間に足がったりする人のために、足腰の強化とカラダほぐしを行いましょ!



かかと上げ



ハーフスクワット



腕立て伏せ



ふくらはぎ伸ばし



肩と太もも裏のばし



股関節のほぐし(膝を伸ばして・膝を曲げて・内回し外回し)

## テレビを見ながら体操

じっとしていると足腰の血行が悪くなり、疲労や腰痛、むくみや冷えにつながります。意識して脚の血流改善を積極的行いましょう!



足首の曲げ伸ばし



股関節のほぐし



お尻伸ばし



腰ひねり



内もも伸ばし



両膝左右倒し



腰や膝のばし



お尻歩き

5-5-238 仮設住宅の方は、柱やかまいなどに体重のかけ過ぎに注意しましょう。

仮設住宅の方は、柱やかもいなどに体重のかけ過ぎに注意しましょう。  
資料編 5 附属資料

## 外で体操

玄関や外ベンチで体伸ばし!ウォーキングに出かけて代謝アップ!!



背伸び・体側伸ばし



腰ひねり



内ももと背中伸ばし



太ももの強化



玄関の手すりを使って肩のストレッチ



股関節とふくらはぎ



踏み台昇降



アキレス腱伸ばし



肩まわし



胸そらし



足踏み



ウォーキング

♪♪♪  
ウォーキングに  
出かけよう!!!

背中を伸ばし、いつもより歩幅を広げ、かかとから着地、つま先を蹴って前進!

## トイレに立った ついでに体操

立ったついでに姿勢改善、背中・腰をほぐしてリフレッシュ! ほぐれたついでに散歩に出かけましょう!



腰回し



上体ひねり(左右・斜め上)



トイレから出る前に立ち座り(スクワット)



出入り口を利用して背伸び・胸そらし・胸伸ばし・背中伸ばし・片手で脇伸ばし



体側伸ばし



壁押し

### 参考文献

石井千恵「ウエルネス運動プログラム解説書」特定非営利活動法人 健康医科学協会  
梅田陽子「たった1分カラダほぐしココロほぐし」岩手医科大心のケアチーム・野田村2011

制作責任者:健康運動指導士 藤野恵美(陸前高田市保健医療福祉未来図 運動ボランティアチーム) \*このリーフレットは全国の運動指導者から届けられた支援金により制作しました。

## エコミークラス症候群の予防のために

### ○ エコミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

### ○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

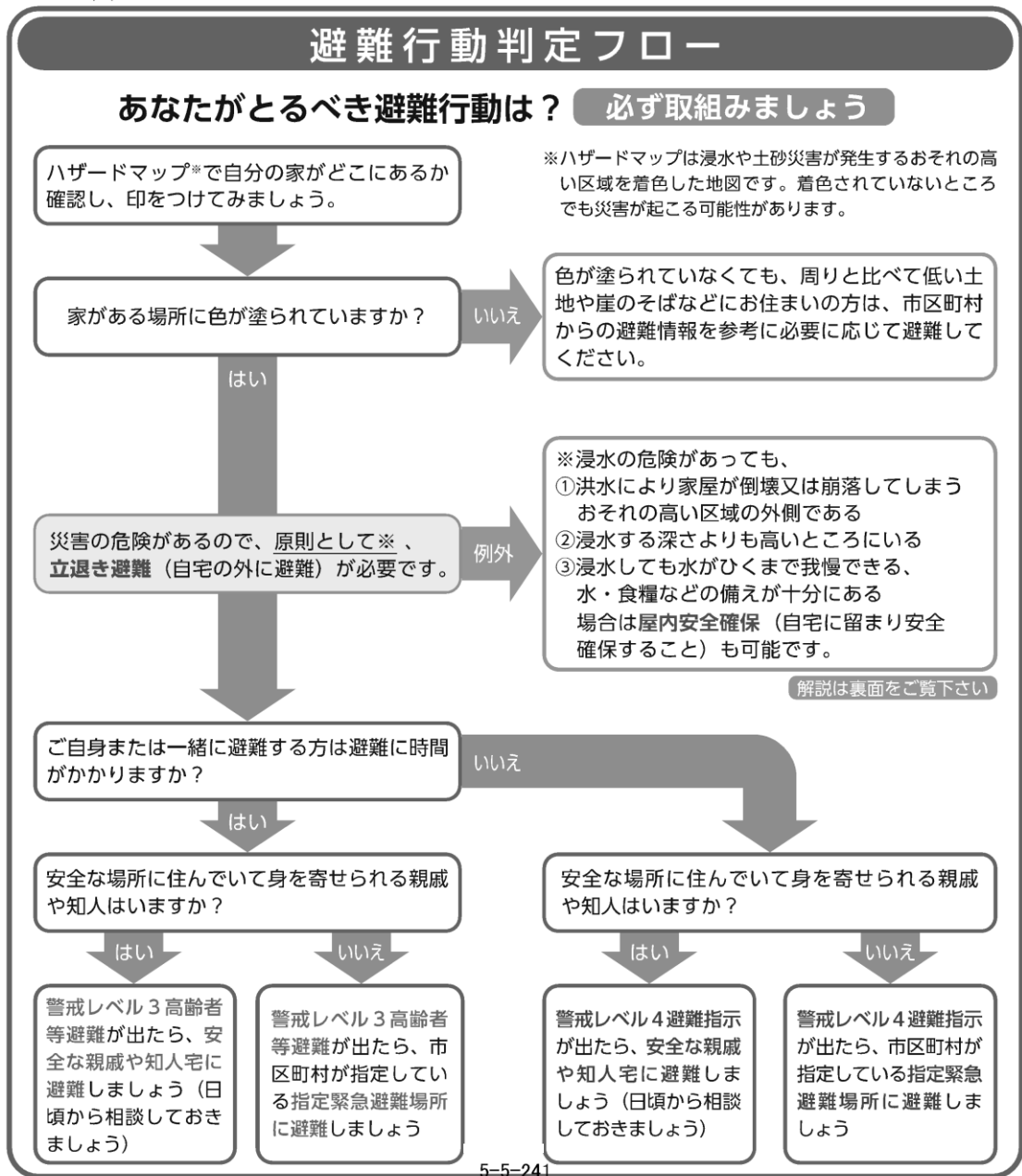
### ○ 予防のための足の運動



# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

**平時に確認**

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



5-5-241

# 避難行動判定フロ の参考情報

## ハザードマップの見方 必ず確認してください

**水害**  
洪水浸水想定区域 (浸水深)

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 3・4階 | 5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満 (1階床下浸水)          |

**土砂災害**  
土砂災害警戒区域：■  
土砂災害のおそれがある区域  
土砂災害特別警戒区域：■  
建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

ハザードマップポータルサイト

## ハザードマップの見方 もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)**
  - 流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
  - 地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- 浸水深より居室は高い**

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 3・4階 | 5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満 (1階床下浸水)          |
- 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)**  
水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間 (浸水継続時間) はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

**！ 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。**

**！ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。**

**！ 避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。  
(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjiphou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjiphou/r3_hinanjouhou_guideline)

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

## 避難情報のポイント

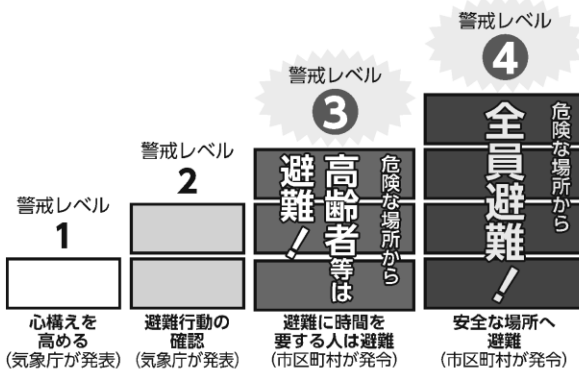
!.....必ず確認してください.....!

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

❗ 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者等は避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つてはいけません!
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4 避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4 避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

資料編 四ノ宮資料  
**避難情報のポイント解説** もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される  
 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

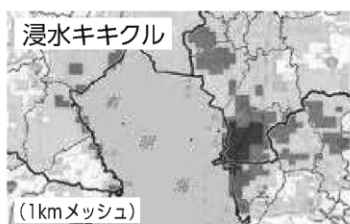
■ **キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう**

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。



土砂キキクル (1kmメッシュ)



浸水キキクル (1kmメッシュ)



洪水キキクル

紫：崖・渓流の近くは危険      紫：低地は危険      紫：河川沿いは危険  
 ※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ **市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう**  
 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に  
 早めの避難をしましょう

| 避難情報等<br>(警戒レベル)              |                  |                    |          | 河川水位や雨の情報<br>(警戒レベル相当情報)                       |                              |
|-------------------------------|------------------|--------------------|----------|--|------------------------------|
| 警戒レベル                         | 状況               | 住民がとるべき行動          | 避難情報等    | 防災気象情報(警戒レベル相当情報)<br>浸水の情報(河川)      土砂災害の情報(雨) |                              |
| 5                             | 災害発生<br>又は切迫     | 命の危険<br>直ちに安全確保!   | 緊急安全確保   | 5<br>相当  | 氾濫発生情報      大雨特別警報<br>(土砂災害) |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ |                  |                    |          |  |                              |
| 4                             | 災害の<br>おそれ高い     | 危険な場所から<br>全員避難    | 避難指示     | 4<br>相当  | 氾濫危険情報      土砂災害警戒情報         |
| 3                             | 災害の<br>おそれあり     | 危険な場所から<br>高齢者等は避難 | 高齢者等避難   | 3<br>相当  | 氾濫警戒情報      大雨警報<br>洪水警報     |
| 2                             | 気象状況悪化           | 自らの避難行動を確認         | 大雨・洪水注意報 | 2<br>相当  | 氾濫注意情報      —                |
| 1                             | 今後気象状況悪化<br>のおそれ | 災害への心構えを高める        | 早期注意情報   | 1<br>相当  | —      —                     |

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjupuhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjupuhou/r3_hinanjouhou_guideline)

資料 2-9-1 岩手県防災備蓄指針

岩手県災害備蓄指針  
[本編]

平成26年3月 策定  
(令和3年3月 改訂)  
岩 手 県

## 目次

## 岩手県災害備蓄指針 [本編]

|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 1  | 本指針の目的           | 1  |
| 2  | 本指針で使用する用語の定義    | 1  |
| 3  | 県内における備蓄の状況      | 1  |
|    | (1) 県の備蓄状況       | 1  |
|    | (2) 市町村の備蓄状況     | 2  |
|    | (3) 県民の備蓄状況      | 2  |
| 4  | 県等の備蓄の考え方        | 3  |
|    | (1) 過去の経緯        | 3  |
|    | (2) 考え方          | 3  |
| 5  | 備蓄物資の調達          | 4  |
|    | (1) 備蓄に当たっての想定人数 | 4  |
|    | (2) 種類及び具体的な品目   | 4  |
|    | (3) 備蓄量          | 5  |
|    | (4) 保管場所         | 8  |
| 6  | 備蓄物資の取扱い         | 8  |
| 7  | 備蓄物資の維持管理及び更新    | 9  |
|    | (1) 備蓄物資の維持管理    | 9  |
|    | (2) 備蓄物資の更新      | 9  |
|    | (3) 経費負担         | 9  |
| 8  | 県の職員用備蓄の取扱い      | 9  |
| 9  | 義援物資の取扱い         | 9  |
| 10 | 流通在庫備蓄の活用        | 10 |
| 11 | 国のプッシュ型支援の活用     | 10 |

## 岩手県災害備蓄指針 [資料編]

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 資料1 | 類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量（令和3年3月末時点） | 12 |
| 資料2 | 関連用語                     | 13 |
| 資料3 | 譲渡に係る様式                  | 17 |

## 1 本指針の目的

本指針は、岩手県地域防災計画（本編・第2章災害予防計画・第6節の2食料・生活必需品等の備蓄計画。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄に係る目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

## 2 本指針で使用する用語の定義

本指針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

### ア 備蓄物資

災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資のことをいう。

県は、上記物資に加えて、市町村、事業者、県民が行う備蓄では不足する場合に備えた備蓄を行う（補完備蓄）。

### イ 類型Ⅰ物資

避難生活に最低限必要な物資

### ウ 類型Ⅱ物資

避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するために不可欠な物資

### エ 義援物資

災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。

### オ 流通在庫備蓄

県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。原則、調達費用等の対価が生じるものをいう。

## 3 県内における備蓄の現状

### (1) 県の備蓄状況

県では、県内における広域的な災害を想定し、市町村等における食料等の供給体制が整うまでの間、緊急的に支援するとの考え方にに基づき、被災者向けの食料、毛布等の備蓄物資を岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所に備蓄している。

なお、現在のところ、職員用の備蓄物資については、下記8のとおり取扱うこととしている。

### ア 食料の備蓄状況

東日本大震災津波時の最大避難者数、市町村の備蓄数及び県民の備蓄想定を踏まえ、広域防災拠点5箇所に食料 28,800 食及び飲料水 109,800 リットルの備蓄を行っている。

### イ 毛布の備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえた必要数を市町村の備蓄で確保できているものの、冬季に災害が発生した場合を考慮し、岩手県消防学校資機材保管庫に1,500枚を備蓄している。

### ウ トイレの備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえ、携帯トイレ171,000回分の備蓄を行っている。

また、組立式トイレ95基の備蓄を進めている。

## (2) 市町村の備蓄状況

県が実施した「市町村の備蓄状況に関する調査について」（令和2年8月31日時点）の結果によると、県内全市町村（33市町村）において被災者用の備蓄を行っている。

## (3) 県民の備蓄状況

平成30年（2018年）県民生活基本調査によると、「普段から災害に備え何らかの準備を行っている」と回答した人の割合は46.8%となっている。

また、災害に備え準備している内容は、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と答えた人の割合は76.6%という結果になっている。

## 4 県等の備蓄の考え方

### (1) 過去の経緯

平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震（以下「東日本大震災津波」という。）は、これまで本県が準備した対策をはるかに上回る大きな災害となった。

主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には5万人を超える避難者がいたことから、発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。

このため、平成23年度に実施した県の「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成24年2月）において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの備蓄の在り方に係る課題が明らかとなった。

これまで県では、上記の課題を踏まえ、備蓄の取組を進めてきたところであるが、近年、頻発する災害における教訓等から、多様なニーズに応じた物資の備蓄が求められている。

加えて、令和2年には、新型コロナウイルス感染症への対応としての感染症対策物資など、複合災害に備えた備蓄の必要性が明らかとなったところである。

### (2) 考え方

上記の課題を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民は、県地域防災計画に基づき、それぞれが必要な備蓄に取り組んでいくものとする。

#### 参考 県地域防災計画（備蓄関係）における各主体の役割に関する規定（抜粋）

##### 【県の役割】

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

##### 【市町村の役割】

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定めるにあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

##### 【県民の役割】

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油、ストーブ等

【事業所の役割】

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

※ 県地域防災計画（本編）第2章第6節の2から抜粋

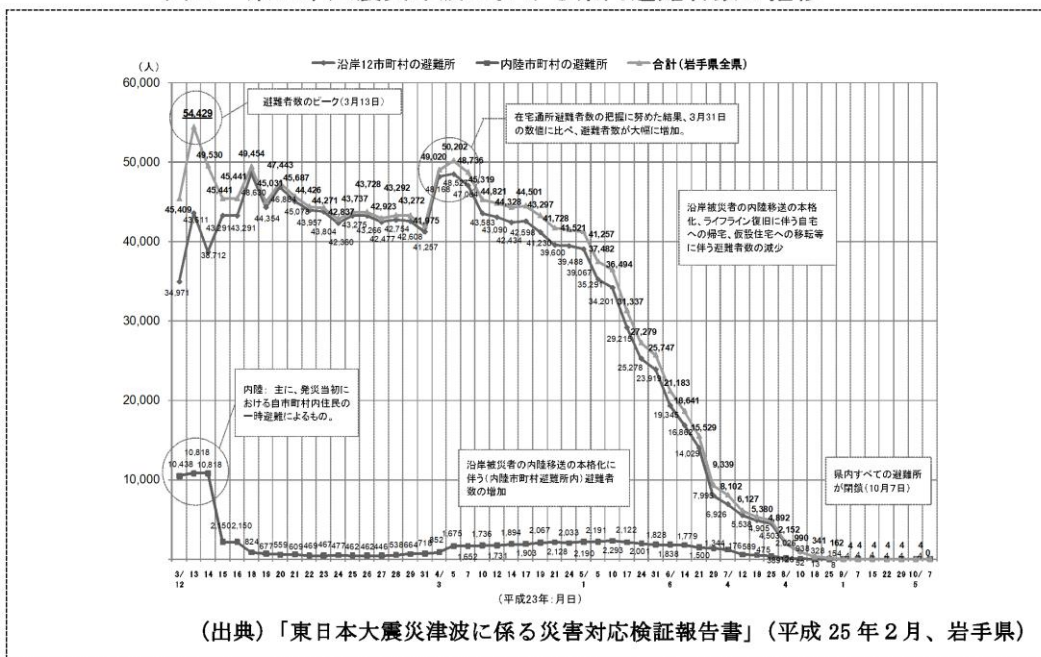
5 備蓄物資の調達

(1) 備蓄に当たっての想定人数

東日本大震災津波における県内の避難者数のピークは、平成23年3月13日の54,429人であった（図2のとおり）ことから、類型Ⅰ物資の必要数の算定に当たっての想定人数を55,000人とする。

類型Ⅱ物資については、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

図2 東日本大震災津波における県内避難者数の推移



(2) 種類及び具体的な品目

ア 類型Ⅰ物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

| 区分 | 具体的な品目  |
|----|---|
| 食料 | 乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、<br>栄養補助食品（カロリーメイト等）<br>※ 両方合せて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目 |

|     |   |
|-----|---|
|     | 安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。  |
| 飲料水 | 保存水（ペットボトル）<br>※ 一人当たり3ℓ/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。  |
| 毛布  | 真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの）<br>※ クリーニングで再使用可能なものとする。  |
| トイレ | 携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋）<br>※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。<br>組立式トイレ（洋式）<br>※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安） |

イ 類型Ⅱ物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

| 区分   | 具体的な品目（想定）  |
|--|---|
| 感染症対策物資  | マスク、消毒液、体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド、テント 等   |
| 高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資 | 介護用品（大人用おむつ ほか）、育児用品（液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、乳児用おむつ ほか）、女性用品（生理用品 ほか）、アレルギー対応食品、オストミー対応トイレ等<br><b>【留意事項】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資については、流通在庫備蓄を活用することを基本とし、災害時に必要量を調達できるよう、民間団体等との協定の締結等を進めていく。</li> <li>・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月・内閣府男女共同参画局)の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄について考慮する。</li> <li>・ 外国人等の要配慮者が備蓄物資の使用方法や含有成分などについて正しい情報を得ることができるよう、多言語ややさしい日本語を活用した情報提供に努める。</li> </ul> |
| その他特に備蓄する必要があると総合防                                     | ブルーシート 等  |

|           |  |
|-----------|--|
| 災害長が認める物資 |  |
|-----------|--|

### (3) 備蓄量

県は、県地域防災計画の規定により、類型Ⅰ物資については、大規模災害の発生に備え、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を踏まえ、上記(1)の想定人数(55,000人)から食料、飲料水、毛布、トイレなどの備蓄種類ごとに備蓄対象人数を算定し、それに応じた備蓄量を定めるものとする。

なお、県の備蓄量を定めるに当たっては、広域的な大規模災害時には、市町村の備蓄物資を県内で融通し合うことを前提とする。

類型Ⅱ物資については、上記(1)のとおり、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

#### ア 県の備蓄対象人数

##### ① 県の備蓄状況

県は、岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5箇所において、食料、飲料水、毛布、携帯トイレ、組立式トイレの備蓄物資5種類について、次の人数分を備蓄している(令和3年3月末時点)。

| 備蓄物資   | 備蓄量      | 人数      | 人数算定の考え方   |
|--------|----------|---------|--|
| 食料     | 28,800食  | 1,600人  | 備蓄量 / (3食 × 3日 × 2種類)<br>※ 発災後3日分の食料が目安。                         |
| 飲料水    | 109,800ℓ | 18,300人 | 備蓄量 / (3ℓ × 2日)<br>※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後3日目から展開できており、2日分の飲料水が目安。 |
| 毛布     | 1,500枚   | 1,500人  | 一人当たり一枚で算定。  |
| 携帯トイレ  | 171,000個 | 9,500人  | 備蓄量 / (6回 × 3日)<br>※ 一日当たりの個数は、備蓄品仕様書から、大便1回、小便5回で算定。            |
| 組立式トイレ | 59基      | 9,500人  | 9,500人 / 100人<br>※ 百人当たり1基が目安。令和5年度までに95基整備予定。                   |

##### ② 市町村の備蓄状況

上記3(2)の「市町村の備蓄状況に関する調査について」(令和2年8月31日時点)の結果から、市町村では食料、飲料水、毛布、トイレの備蓄物資4種類について、次の人数分を備蓄している。

| 備蓄物資 | 備蓄量      | 人数      | 人数算定の考え方        |
|------|----------|---------|-----------------|
| 食料   | 337,332食 | 37,481人 | 備蓄量 / (3食 × 3日) |

|     |                    |                      |  |
|-----|--------------------|----------------------|--|
|     |                    |                      | ※ 発災後3日分の食料が目安。  |
| 飲料水 | 197,286 ㍁          | 32,881 人             | 備蓄量 / (30 × 2日)<br>※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後3日目から展開できており、2日分の飲料水が目安。 |
| 毛布  | 120,469 枚          | 88,071 人             | 市町村によって一人当たりの配布枚数が異なるので、必要人数を積上。                                 |
| トイレ | 218,289 個<br>225 台 | 12,127 人<br>22,500 人 | 携帯トイレ：備蓄量 / (6回 × 3日)<br>組立トイレ等 (※)：備蓄量 × 100                    |

※ 組立トイレ及びマンホールトイレの総計

### ③ 県民の備蓄想定

上記3(3)の平成30年(2018年)県民生活基本調査において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人(割合46.8%)のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と回答した人の割合が76.6%である。

このことを踏まえ、これらの県民は、県地域防災計画に定めるように、家族の3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄していると想定されることから、備蓄を行っている県民の人数(想定)を、次のとおり、19,717人とする。

[備蓄を行っている県民の人数(想定)]

$$55,000 \text{ 人 (想定人数)} \times 0.468 \times 0.766 = 19,717 \text{ 人}$$

### ④ 県の備蓄対象人数

県の備蓄対象人数は、備蓄物資の種類(食料、飲料水、毛布、トイレ)ごとに、想定人数(55,000人)から上記②及び③で得られた人数を差し引いた人数とする。

なお、備蓄物資のうち毛布については、上記②の人数(88,071人)が想定人数(55,000人)を上回っており、必要な備蓄量を確保できているが、これまでの県の備蓄の考え方(上記3(1)イのとおり)を踏襲し、冬季に災害が発生した場合を考慮した備蓄対象人数とする。

| 備蓄物資 | 備蓄対象人数  | 備蓄対象人数の算定根拠                                 |
|------|---------|---|
| 食料   | 0 人     | 55,000 人 - (37,481 人 + 19,717 人) = △2,198 人 |
| 飲料水  | 2,402 人 | 55,000 人 - (32,881 人 + 19,717 人) = 2,402 人  |
| 毛布   | 1,500 人 | 1,500 人                                     |
| トイレ  | 656 人   | 55,000 人 - (34,627 人 + 19,717 人) = 656 人    |

### イ 県の備蓄量

上記のとおり、岩手県災害備蓄指針制定時の算定方法に準じて現状値で置換すると、県の現状の備蓄量は十分に想定数量を満たしている。

一方で、県民の備蓄想定数量を見込んでいることはあくまで想定であり、当面、現在の県の備蓄数量を確保していく。

| 備蓄物資   | 備蓄量       | 備蓄量の算定根拠  |
|--------|-----------|---|
| 食料     | 28,800 食  | 1,600 人×3 食×3 日×2 (主食、栄養補助食品)<br>※ 発災後3 日分の食料が目安。 |
| 飲料水    | 109,800ℓ  | 18,300 人×3ℓ×2 日<br>※ 給水活動が行われるまでの間が目安。            |
| 毛布     | 1,500 枚   | 1,500 枚/人<br>※ 一人当たり一枚が目安。                        |
| 携帯トイレ  | 171,000 個 | 9,500 人×6 回×3 日<br>※ 一人当たり3 日分が目安。                |
| 組立式トイレ | 95 基      | 9,500 人/100 人<br>※ 百人当たり1 基が目安。                   |

#### (4) 保管場所

備蓄物資は、大規模災害時に被災者へ迅速かつ効率的に供給できるよう、岩手県広域防災拠点（広域支援拠点、後方支援拠点）の「平常時の物資・資機材の備蓄機能」を付与する施設や広域防災拠点の運営に参画する県地方支部及び市町村の庁舎等に、分散して保管するものとする。

なお、保管施設については、以下に掲げる施設のほか、適宜追加できるものとする（ただし、非常時の連絡体制が確保されているなど、保管場所として適当と総合防災室長が認める施設に限る）。

[保管施設一覧（令和3年3月末時点）]

岩手県消防学校、二戸市防災倉庫、葛巻町社会体育館（機械室）、県遠野地区合同庁舎、県北上地区合同庁舎

##### [岩手県広域防災拠点の概要]

○ 本県の広域防災拠点は、次の二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものであり、配置地域は、タイプ毎に次のとおり想定。

##### 【タイプA：広域支援拠点＝県内1カ所に設置】

⇒ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県央部を中心とした地域に配置。

##### 【タイプB：後方支援拠点＝県内複数箇所に設置】

⇒ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県南部、県北部にそれぞれ2箇所配置。

○ 広域防災拠点の整備に当たっては、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限の

コストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提としており、当該施設の有するスペースに「平常時の物資・資機材の備蓄機能」等の機能を付与することを基本とするが、それがない場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の内や庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討する。

○ 平成25年度に策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」に基づき、平成26年度から備蓄を進めている。

**6 備蓄物資の取扱い**

備蓄物資については、各市町村からの要請に応じ、市町村に対し無償譲渡することを原則とする。

加えて、消費期限等到来前に、関係団体等に無償譲渡（同時に譲渡数量と同数を調達）等を行うことで、「ローリングストック」（資料編参照）の実現に努める。

また、他の都道府県からの支援要請に応じ物資を譲渡した場合、原則、求償するものとする。

運搬については、個別に検討することとする。

**7 備蓄物資の維持管理及び更新**

備蓄物資については、災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

また、維持管理及び更新にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」（資料編参照）を活用することとする。

**(1) 備蓄物資の維持管理**

備蓄物資の維持管理（備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理）については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

| 保管場所     | 維持管理主体           |
|----------|------------------|
| 広域防災拠点施設 | 当該施設の管理者（県、市町村等） |
| 県合同庁舎    | 県（地方支部総務班の担当部署）  |
| 市町村役場庁舎  | 市町村（消防防災主管課）     |

**(2) 備蓄物資の更新**

県は、備蓄物資が上記5(3)イの類型Ⅰ物資及び個別に決定した類型Ⅱ物資の備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に総合防災訓練を始めとする各種訓練において配布する等の方法により処分を行うものとする。

### (3) 経費負担

備蓄物資の維持管理及び更新に係る経費については、県が負担するものとする。

## 8 県の職員用備蓄の取扱い

災害対応に当たる県職員は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定に従い、平常時から自宅での食料及び飲料水の備蓄に努めるほか、職場にも3日分程度の食料、飲料水、着替え等の保管に努めるものとする。

また、県職員の円滑な災害応急対策の実施に資するよう、災害時における職員に対する炊出しの実施や民間団体等と協定を締結し、職員用の食料等の調達などを推進することとする（ただし、職員用の炊出しや食料等の調達は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助費用（国庫負担）の対象となるものを基本とする）。

## 9 義援物資の取扱い

災害時に県内外から寄せられる義援物資については、広域防災拠点のうち「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設（県地域防災計画に定める物資集積拠点と同じ）に全て集積した上で、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定」（社団法人岩手県トラック協会との間で平成9年1月16日締結）に基づき、市町村の二次集積所等へ輸送することとする。

## 10 流通在庫備蓄の活用

上記5(3)イの備蓄物資以外の被災者支援のために必要な物資については、現在、関係団体等と締結している協定に加えて、災害時における民間団体等の協力を得られる態勢を一層強化するため、今後、所管事務に関係する団体等との応援協定の締結を進めるものとする。

## 11 国の「プッシュ型支援」の活用

災害発生時には、国において取り組んでいる「プッシュ型支援」（資料編参照）も活用し、必要な物資の調達に努める。

# 岩手県災害備蓄指針 [資料編]

岩 手 県

資料1：類型Ⅱ物資に係る県の備蓄量（令和3年3月末時点）

| 区 分  | 具体的な品目                      | 備蓄量     |
|--|-----------------------------|---------|
| 感染症対策物資  | マスク                         | 7,500 枚 |
|  | 消毒液                         | 675 本   |
|  | 段ボールベッド                     | 2,500 台 |
|  | 間仕切り（パーテーション）               | 1,000 個 |
|  | 非接触型体温計                     | 225 個   |
| 高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資 | 液体ミルク                       | 504 本   |
|  | 哺乳瓶                         | 400 本   |
| その他特に備蓄する必要があると総合防災室長が認める物資                            | ブルーシート<br>※参考<br>規格：10m×10m | 25 枚    |

※ 上記数量は備蓄開始時に緊急的に算定した数量であるため、今後継続して備蓄していく数量の精査を行っていくもの。

資料2：関連用語（内閣府ホームページ等を参考に整理したもの）

➤ ローリングストック

普段から少し多めに物資を購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の物資を備蓄しておく方法

➤ 物資調達・輸送調整等支援システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム

➤ プッシュ型支援

国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み

[参考①]

内閣府防災情報のページ

[http://www.bousai.go.jp/jishin/kumamoto/kumamoto\\_shien.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/kumamoto/kumamoto_shien.html)

[参考②]

14～16 頁：国におけるプッシュ型支援実績（令和2年7月豪雨（熊本県）における事例）

※ 内閣府ホームページにおいて公表されている資料を引用

令和 2 年 7 月豪雨ブッシュ型支援の状況（速報値）

令和 2 年 9 月 1 6 日 1 5 時 0 0 分時点  
内閣府防災担当

熊本県に以下のとおりブッシュ型支援を実施。

| 品目                                      | 数量          | 自治体到着状況                          | 避難所到着状況  |
|---|-------------|----------------------------------|--|
| 食品関係                                    |             |                                  |  |
| バックごはん                                  | 約 25,000 点  | 7/6、7/7 県到着済、市町村配布済              | 7/6 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうち」、旧多良木高校）芦北町（田浦運動場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着 |
| 缶詰、レトルト食品等                              | 約 69,000 点  | 7/6、7/9、7/22、7/30 など県到着済、市町村配布済  |  |
| 粉ミルク、液体ミルク                              | 約 2,300 点   | 7/8、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済        |  |
| ベビーフード、幼児食                              | 約 8,000 点   | 7/27 県到着済、市町村配布済                 |  |
| 介護食、おかゆ                                 | 約 12,000 点  | 7/28 県到着済、市町村配布済                 |  |
| 栄養補助食品                                  | 2,000 点     | 7/24 県到着済、市町村配布済                 |  |
| 飲料関係                                    |             |                                  |  |
| 水（500ml）、お茶（500ml）                      | 約 105,000 本 | 7/5、7/7、7/17、7/22 など県到着済、市町村配布済  |  |
| 経口補水液、野菜ジュースなど                          | 約 94,000 本  | 7/6、7/10、7/15、7/22 など県到着済、市町村配布済 |  |
| 育児・介護用品                                 |             |                                  |  |
| おむつ（大人用・子供用）など                          | 5,100 点     | 7/7、7/8、7/11、7/14 県到着済、市町村配布済    | 7/8 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着  |
| その他育児用品（哺乳瓶、ベビー服、産後服、哺乳瓶消毒液、ベビー用毛布、搾乳機） | 350 点       | 7/11、7/13、7/14、7/15 市到着済         |  |
| 車いす                                     | 10 台        | 7/8 町到着済                         | 7/8 芦北町（地域資源活用総合交流促進施設）に到着   |
| 衣類関係                                    |             |                                  |  |
| 衣類（Tシャツ、スボン、スウェット）                      | 約 6,000 着   | 7/7、7/14 県到着済、市町村配布済             | 7/8 以降随時、人吉市（人吉スポーツパレス）、芦北町（きずなの里）、八代市（八代トヨオカカ地建アリーナ）、その他市町村の避難所に到着  |
| 下着、靴下、弾性ストッキング                          | 19,000 点    | 7/7、7/10、7/12、7/14 県到着済、市町村配布済   |  |
| スリッパ、サンダル                               | 約 10,000 足  | 7/11、7/13、7/14、7/16 県到着済、市町村配布済  |  |
| トイレ関係                                   |             |                                  |  |
| 組立型・仮設トイレ                               | 80 点        | 7/8、7/14 県到着済、市町村配布済             | 7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着   |
| トイレトイレットペーパー                            | 53,000 ロール  | 7/6、7/11 県到着済、市町村配布済             |  |
| 掃除洗濯用品                                  |             |                                  |  |
| 雑巾、ゴミ袋                                  | 約 2,000 枚   | 7/9、7/12 県到着済、市町村配布済             | 7/10 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スポーツパレス、中原小学校、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカカ地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に到着   |
| 掃除用洗剤、風呂用消毒剤                            | 約 3,240 点   | 7/9、7/18、7/21、7/22 県到着済、市到着済     |  |
| フロア用掃除道具、フランチなど                         | 約 8,800 点   | 7/22、7/23、7/24、7/25 県到着済、市町村配布済  |  |
| 物干台、ハンガー、洗濯ばさみ等                         | 38,150 点    | 7/11、7/13、7/22 県到着済、市町村配布済       |  |

| 品目                                 | 数量      |    | 自治体到着状況                          | 避難所到着状況   |
|------------------------------------|---------|----|----------------------------------|---|
|                                    | 品目      | 数量 |                                  |   |
| 寝具・タオル関係                           |         |    |                                  |   |
| 段ボールベッド                            | 1,500   | 個  | 7/6、7/9 県到着済、市町村配布済              | 7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校など）、芦北町（きずなの里など）、八代市（八代トヨオカ力地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に着   |
| 毛布、枕、シーツ                           | 10,200  | 点  | 7/8、7/10、7/11 県到着済、市町村配布済        |   |
| マットレス、畳マット                         | 5,000   | 点  | 7/10、7/12、7/16 など県到着済、市町村配布済     |   |
| タオル、タオルケットなど                       | 13,630  | 枚  | 7/11、7/14、7/24 県到着済、市町村配布済       |   |
| 応急資材関係                             |         |    |                                  |   |
| ブルーシート                             | 4,010   | 枚  | 7/7、8/3、8/7 など県到着済、市町村配布済        | 7/14 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ力地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着 |
| 土嚢袋                                | 731,000 | 枚  | 7/8、7/11、7/27、7/31 など県到着済、市町村配布済 |   |
| 防塵マスク・ゴーグル                         | 7,000   | 点  | 7/18、7/24 県到着済、市町村配布済            |   |
| カラコーン、折り畳みコンテナ                     | 2,200   | 点  | 7/23、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済  |   |
| 高圧洗浄機、バケツ                          | 120     | 点  | 7/22、7/24 県到着済、市町村配布済            |   |
| 一輪車、バール、拡声器                        | 350     | 点  | 7/24、7/27、7/29、8/1 県到着済、市町村配布済   |   |
| ドライワイパー、シャベル                       | 2,000   | 本  | 7/28、7/29、7/30、7/31 県到着済、市町村配布済  |   |
| 長靴                                 | 1,100   | 足  | 7/17、7/24、7/27、7/28 県到着済、市町村配布済  |   |
| 刈払機                                | 10      | 台  | 7/31、8/3 県到着済、市町村配布済             |   |
| 電化製品関係                             |         |    |                                  |   |
| 電池式充電器、乾電池                         | 1,050   | 点  | 7/6 県到着済、市町村配布済                  | 7/6 人吉市（人吉スポーツパレス）に到着   |
| 電子レンジ、電気ポット                        | 490     | 台  | 7/11、7/14 県到着済、市町村配布済            | 7/11 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉東小学校、人吉スポーツパレス、中原小学校、西瀬小学校、人吉市保健センターなど）、球磨村（人吉第一中学校、旧多良木高校、球磨村中学校など）、芦北町（きずなの里、地域資源活用総合交流促進施設、地域活性化センター、多目的研修センター、あしきた青少年の家、大野地区構造改善センター、女島活力推進センター「ゆめもやい」など）、八代市（八代トヨオカ力地建アリーナなど）、その他市町村の避難所に着              |
| 冷蔵庫、洗濯機、製氷機                        | 96      | 台  | 7/10、7/18、8/2、8/3 県到着済、市町村配布済    |   |
| 掃除機、洗濯機、ドライヤー                      | 320     | 台  | 7/10、7/16、7/20 県到着済、市町村配布済       |   |
| 加湿空気清浄機、テレビ                        | 258     | 台  | 7/10、7/13、7/17 県到着済、市町村配布済       |   |
| 電池式LEDランタン                         | 100     | 点  | 7/30 県到着済、市町村配布済                 |   |
| 防犯カメラ                              | 4       | 台  | 9/4、9/15 市到着済                    |   |
| 台所用品関係                             |         |    |                                  |   |
| カセットコンロ、ボンベ                        | 2,800   | 点  | 7/9 市町村到着済                       | 7/9 球磨村（さくらドーム）に到着  |
| 使い捨てスプーン・フォーク                      | 18,000  | 本  | 7/22、7/24 県到着済、市町村配布済            |   |
| 生活用品関係                             |         |    |                                  |   |
| ポディシート                             | 約28,000 | 点  | 7/8、7/11、7/13 県到着済、市町村配布済        | 7/7 以降随時、人吉市（第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校）、球磨村（人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校）芦北町（田浦選果場（拠点施設）、きずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あしきた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」）、八代市（八代トヨオカ力地建アリーナ、千丁コミュニティセンター）、その他市町村の避難所に到着  |
| ウェットティッシュ <small>（アルコール入り）</small> | 800     | 点  | 7/20、7/22 県到着済、市町村配布済            |   |
| 生理用品                               | 100     | 点  | 7/8 県到着済、市町村配布済                  |   |
| ハンソープ、ポディソープ                       | 3,500   | 点  | 7/10、7/16 県到着済、市町村配布済            |   |
| シャンプー、リンス、保湿剤                      | 約8,600  | 点  | 7/14、7/15、7/16 県到着済、市町村配布済       |   |
| 消臭剤                                | 200     | 点  | 7/22 県到着済、市町村配布済                 |   |
| うがい薬、爪切り                           | 7,000   | 点  | 7/11、7/13、7/15 県到着済、市町村配布済       |   |

| 品目                                | 数量      | 自治体到着状況 |                                    | 避難所到着状況   |
|-----------------------------------|---------|---------|------------------------------------|---|
|                                   |         | 数量      | 点                                  |   |
| 防虫剤、殺虫剤                           | 約 7,100 |         | 7/11、7/23 県到着済、市町村配布済              | 所に到着  |
| 噴霧器                               | 50      | 点       | 8/3 県到着済、市町村配布済                    |   |
| 網戸、マジックテープ <small>(備編網戸用)</small> | 900     | 点       | 8/8、8.13 県到着済、市町村配布済               |   |
| 防犯ブザー                             | 1,000   | 点       | 7/24 県到着済、市町村配布済                   |   |
| クーラーボックス、保冷剤                      | 約 740   | 点       | 7/24、7/26、7/27 県到着済、市町村配布済         |   |
| ホワイトボード、ガムテープ                     | 2,360   | 点       | 7/22 県到着済、市町村配布済                   |   |
| 台車、カゴ台車、ポリタンク                     | 約 140   | 点       | 7/25、7/28 県到着済、市町村配布済              |   |
| 血圧計、体重計                           | 約 100   | 点       | 7/24、7/25 県到着済、市町村配布済              |   |
| 簡易設置式手すり                          | 20      | 台       | 7/22 県到着済、市町村配布済                   |   |
| 熱中症対策関係                           |         |         |                                    |   |
| クーラー <small>(業務用・エアコン)</small>    | 169     | 台       | 7/7、7/8、7/12、7/13、7/14 県到着済、市町村配布済 | 7/7 以降随時、人吉市 <small>(人吉スポーツパレス、中原コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、東間コミュニティセンター、第二中学校、東小学校、西小学校、西瀬小学校、中原小学校、大畑小学校、第三中学校、東間小学校)、球磨村<small>(人吉第一中学校、旧多良木高校)に到着</small></small>  |
| スポットクーラー                          | 147     | 台       | 7/6、7/7 県到着済、市町村配布済                | 7/7 以降随時、人吉市 <small>(第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレスなど)、球磨村<small>(人吉第一中学校、旧多良木高校など)、芦北町<small>(さずなの里など)、八代市<small>(八代トヨオカ地建アリーナなど)、その他市町村の避難所に到着</small></small></small></small>  |
| 扇風機                               | 650     | 台       | 7/8、7/13 県到着済、市町村配布済               |   |
| 瞬間冷却材                             | 16,460  | 個       | 7/7、7/20、7/21、7/23 県到着済、市町村配布済     |   |
| 塩飴                                | 4,000   | 袋       | 7/25 県到着済、市町村配布済                   |   |
| 感染症対策関係                           |         |         |                                    |   |
| 非接触型体温計                           | 200     | 本       | 7/6、7/16、7/25 県到着済、市町村配布済          | 7/6 以降随時、人吉市 <small>(第二中学校、人吉西小学校、人吉スポーツパレス、人吉東小学校、中原小学校)、球磨村<small>(人吉第一中学校、球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館「さんがうら」、旧多良木高校)芦北町<small>(田浦選果場<small>(拠点施設)、さずなの里、多目的研修センター、地域活性化センター、地域資源活用総合交流促進施設、あきぎた青少年の家、女島活力推進センター「ゆめもやい」)、八代市<small>(八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンター)、その他市町村の避難所に到着</small></small></small></small></small> |
| 非接触型体温測定器                         | 8       | 台       | 7/24、8/7 県到着済、市町村配布済               |   |
| 布製パーテーション                         | 約 1,940 | 個       | 7/5、7/7、7/12、7/18 など県到着済、市町村配布済    |   |
| テント式パーテーション                       | 120     | 個       | 7/22 県到着済、市町村配布済                   |   |
| マスク <small>(大人用・子供用)</small>      | 10,840  | 枚       | 7/10、7/11 県到着済、市町村配布済              |   |
| フェイスシールド                          | 3,000   | 枚       | 7/24 県到着済、市町村配布済                   |   |
| ビニール手袋                            | 2,000   | 枚       | 7/6 県到着済、市町村配布済                    |   |
| 消毒剤                               | 520     | 点       | 7/15、7/16、7/22 県到着済、市町村配布済         |   |
| 手指消毒液                             | 1,000   | 点       | 7/10 県到着済、市町村配布済                   |   |
| 液体用ボトル                            | 500     | 点       | 7/26 県到着済、市町村配布済                   |   |

資料3：譲渡に係る様式

[様式]

令和 年 月 日

備蓄終了物品の譲渡申請及び誓約書

岩手県総務部総合防災室長 様

(申請者)

〒  
住 所  
所属名称  
職・氏名  
連絡担当  
電 話

次の物品を譲り受けることを申請します。

|       |  |
|-------|--|
| 物品の名称 |  |
| 数量    |  |
| 保管場所  |  |
| 目的    |  |

なお、譲渡後は下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 譲り受けた物品について、不用となった場合を除き、上記表中の目的以外には使用しません。
- 2 譲り受けた物品にかくれた瑕疵のあることを発見しても、県に損害賠償の請求をしません。
- 3 譲り受けた物品は速やかに県の保管場所から搬出し、適切に管理します。
- 4 搬出及び運搬等に関する費用は、県に請求しません。
- 5 譲り受けた物品が不用となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令に基づき適正に処分します。

以上

※ この譲渡申請及び誓約書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

総 防 号 外  
 令 和 元 年 月 日

様

岩手県総務部総合防災室長（公印省略）

備蓄終了物品の譲渡について

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり承認いたします。

記

1 承認する内容

次の物品を譲渡すること。

|       |  |
|-------|--|
| 物品の名称 |  |
| 数量    |  |
| 保管場所  |  |
| 目的    |  |

2 条件

- (1) 目的を変更しないこと。ただし、軽微なものを除く。
- (2) やむを得ず目的を変更する場合は、再度申請を行うこと。

3 承認の取り消し

次のいずれかに該当するときは、承認を取り消します。

- (1) 申請者が譲渡した物品を速やかに搬出しない場合又は搬出する見込みがないと認められる場合
- (2) 申請者から承認の取り消しの申し出があった場合
- (3) 申請者が譲渡した物品の取扱について不正の行為をした場合
- (4) その他、県が必要があると認めた場合

## 資料 2-12-1 防火対象物の現況

防火対象物（消防法第8条）

（令和5年4月1日現在）

|        |   | 業態別                                | 数   |
|--------|---|------------------------------------|-----|
| (1)    | イ | 劇場、映画館、演芸場、観覧場                     | 1   |
|        | ロ | 公会堂、集会場                            | 6   |
| (2)    | イ | キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類                | 0   |
|        | ロ | 遊技場、ダンスホール                         | 0   |
|        | ハ | 風俗営業等の規制にかかる店舗等                    | 0   |
|        | ニ | カラオケボックス                           | 0   |
| (3)    | イ | 待合、料理店の類                           | —   |
|        | ロ | 飲食店                                | 8   |
| (4)    |   | 百貨店、マーケット、その他の物品販売業者を営む店舗又は展示場     | 8   |
| (5)    | イ | 旅館、ホテル、宿泊所                         | 10  |
|        | ロ | 寄宿舎、下宿、共同住宅                        | 15  |
| (6)    | イ | 病院、診療所、助産所                         | 1   |
|        | ロ | 児童福祉施設                             | 6   |
|        | ハ | 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校                   | 8   |
|        | ニ | 特別支援学校                             | 0   |
| (7)    |   | 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校        | 7   |
| (8)    |   | 図書館、博物館、美術館の類                      | 4   |
| (9)    | イ | 公衆浴場、サウナ浴場の類                       | —   |
|        | ロ | イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場                   | 1   |
| (10)   |   | 車両の停車場、船舶又は航空機の発着場                 | 1   |
| (11)   |   | 神社、寺院、教会の類                         | 6   |
| (12)   | イ | 工場、作業場                             | 43  |
|        | ロ | 映画スタジオ、テレビスタジオ                     | —   |
| (13)   | イ | 自動車車庫、駐車場                          | 0   |
|        | ロ | 飛行機、回転翼航空機の格納庫                     | —   |
| (14)   | イ | 倉庫                                 | 29  |
| (15)   | ロ | 前各号に該当しない事業場                       | 41  |
| (16)   | イ | (1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物 | 23  |
|        | ロ | 上記以外の複合用途防火対象物                     | 11  |
| (16)の2 |   | 地下街                                | —   |
| (17)   |   | 重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物               | 5   |
| (18)   |   | 延長50メートル以上のアーケード                   | —   |
| 合計     |   |                                    | 234 |

資料 2-16-1 ため池一覧（防災重点農業用ため池）

| No. | ため池名称   | 所在地             | 備考 |
|-----|---------|-----------------|----|
| 1   | 松の沢堤    | 平泉町平泉字広滝 182    |    |
| 2   | 御堂沢溜池   | 平泉町平泉字山岸 113    |    |
| 3   | 花立溜池    | 平泉町平泉字花立 72     |    |
| 4   | 丸森堤     | 平泉町長島字赤羽根 35    |    |
| 5   | 丸森下溜池   | 平泉町長島字赤羽根 34    |    |
| 6   | 大堤溜池    | 平泉町長島字竜ヶ坂 106   |    |
| 7   | 茶畑堤     | 平泉町長島字石合 2      |    |
| 8   | 土網溜池    | 平泉町長島字竜ヶ坂 73    |    |
| 9   | 大平溜池    | 平泉町長島字束稲 73     |    |
| 10  | 女石上溜池   | 平泉町長島字前林 61     |    |
| 11  | 女石下溜池   | 平泉町長島字前林 62     |    |
| 12  | 西風溜池    | 平泉町長島字西風 21     |    |
| 13  | 長森溜池    | 平泉町長島字大規田 28    |    |
| 14  | 小金沢堤（上） | 平泉町平泉字小金沢 87-59 |    |
| 15  | 大平堤     | 平泉町平泉字大平 171    |    |
| 16  | 中館堤     | 平泉町長島字滝ノ沢 86    |    |
| 17  | 小堤      | 平泉町長島字竜ヶ坂 16    |    |
| 18  | 土平沢堤（上） | 平泉町長島字下長根 22    |    |
| 19  | 土平沢堤（下） | 平泉町長島字下長根 24    |    |
| 20  | 新田堤     | 平泉町長島字赤羽根 22-1  |    |
| 21  | 七曲堤     | 平泉町長島字新田 47-1   |    |

資料 2-16-1・2 重要水防箇所・重要河川箇所表

| 河川名 | 管理 | 地区名   | 左右岸 | 評価種別       | 重要度A区間     |               |              | 重要度B区間     |               |              | 要注意区間              |                     | 対策<br>水防工法 | 関連<br>市町村 |
|-----|----|-------|-----|------------|------------|---------------|--------------|------------|---------------|--------------|--------------------|---------------------|------------|-----------|
|     |    |       |     |            | 堤防A<br>(m) | (他の評価<br>と重複) | 工作物A<br>(箇所) | 堤防B<br>(m) | (他の評価<br>と重複) | 工作物B<br>(箇所) | 新堤防・<br>旧河川<br>(m) | 工事施工・<br>破堤跡・<br>陸間 |            |           |
| 北上川 | 国  | 第2遊水地 | 左   | 水衝洗掘       |            |               | 180          | (180)      |               |              |                    | 対策なし                | 平泉町        |           |
| 北上川 | 国  | 衣川    | 右   | 越水<br>(溢水) |            |               | 473          | (473)      |               |              |                    | 積土のう工<br>避難誘導・巡視    | 平泉町        |           |
| 北上川 | 国  | 衣川    | 右   | 越水<br>(溢水) |            |               | 1,732        | (1,732)    |               |              |                    | 積土のう工<br>避難誘導・巡視    | 平泉町        |           |
| 太田川 | 県  | 太田川左岸 | 左   | 堤防断面       |            |               | 2,240        |            |               |              |                    | シート張工               | 平泉町        |           |
| 太田川 | 県  | 太田川右岸 | 右   | 堤防断面       |            |               | 440          |            |               |              |                    | シート張工               | 平泉町        |           |
| 徳沢川 | 県  | 瀬原    | 左   | 堤防高        |            |               | 2,500        |            |               |              |                    |                     | 平泉町        |           |
| 徳沢川 | 県  | 瀬原    | 右   | 堤防高        |            |               | 2,500        |            |               |              |                    |                     | 平泉町        |           |
| 徳沢川 | 県  | 徳沢    | 左   | 堤防高<br>無堤  |            | 700           |              |            |               |              |                    |                     | 平泉町        |           |
| 徳沢川 | 県  | 徳沢    | 右   | 堤防高<br>無堤  |            | 700           |              |            |               |              |                    |                     | 平泉町        |           |

## 資料 2-18-1 急傾斜地崩壊危険箇所

警戒区域（急傾斜地の崩壊）

（令和4年12月現在）

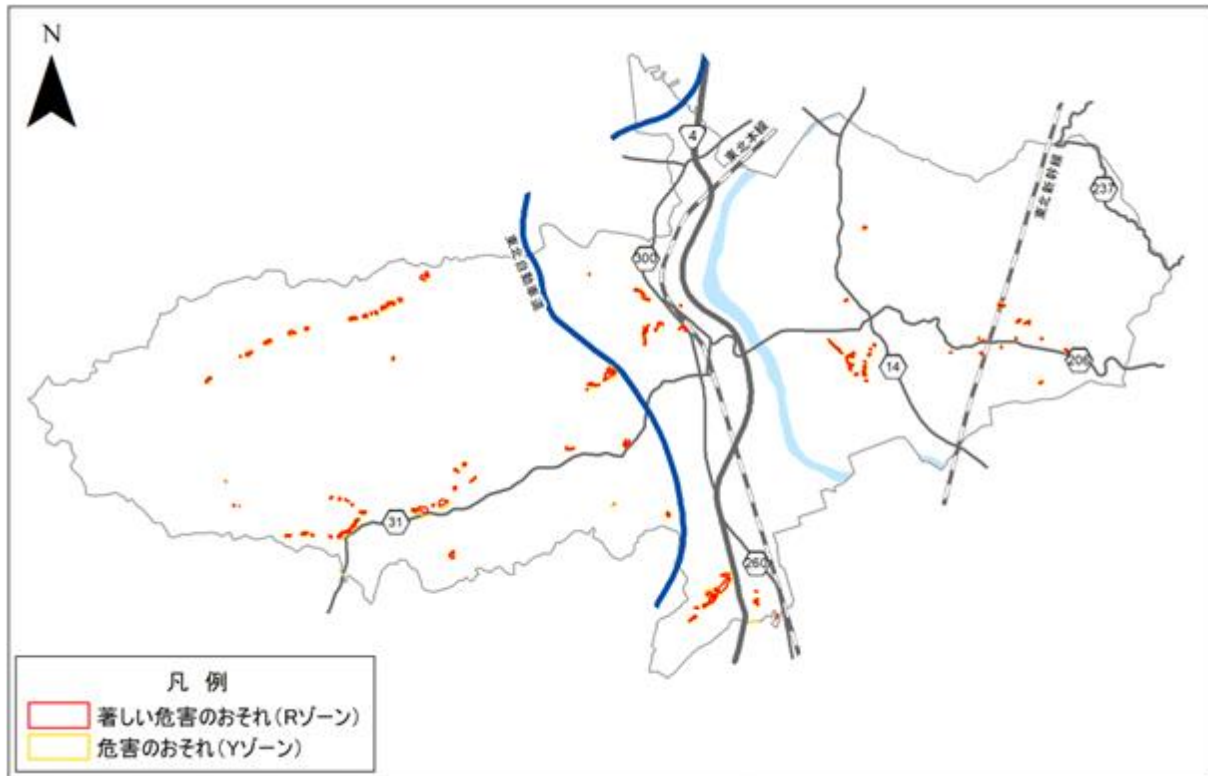
| No. | 箇所番号     | 箇所名  | 都・市  | 区・町・村 | 字      | 告示番号       | 告示年月日     |
|-----|----------|------|------|-------|--------|------------|-----------|
| 1   | 163A2001 | 衣関   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字衣関  | 岩手県告示第925号 | H21.12.11 |
| 2   | 172A2001 | 柳御所  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字柳御所 | 岩手県告示第925号 | H21.12.11 |
| 3   | 172A2002 | 花立   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字花立  | 岩手県告示第925号 | H21.12.11 |
| 4   | 172A2003 | 花立-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字花立  | 岩手県告示第925号 | H21.12.11 |
| 5   | 172A2007 | 樋ノ沢  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字樋ノ沢 | 岩手県告示第925号 | H21.12.11 |
| 6   | 172A2008 | 大平-5 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大平  | 岩手県告示第925号 | H21.12.11 |
| 7   | 172A2004 | 大沢   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大沢  | 岩手県告示第137号 | H25.3.5   |
| 8   | 172A2005 | 大沢-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大沢  | 岩手県告示第137号 | H25.3.5   |
| 9   | 172A2006 | 片岡   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字片岡  | 岩手県告示第137号 | H25.3.5   |
| 10  | 172B2001 | 西郷   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字西郷  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 11  | 172B2002 | 広滝   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 12  | 172B2003 | 広滝-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 13  | 172B2004 | 広滝-2 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 14  | 172B2005 | 広滝-3 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 15  | 172B2006 | 広滝-4 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 16  | 172B2007 | 広滝-5 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 17  | 172B2008 | 広滝-6 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 18  | 172B2009 | 広滝-7 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字広滝  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 19  | 172B2010 | 馬場   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字馬場  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 20  | 172B2011 | 馬場-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字馬場  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 21  | 172B2012 | 馬場-2 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字馬場  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 22  | 172B2013 | 馬場-3 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字馬場  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 23  | 172B2014 | 馬場-4 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字馬場  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 24  | 172B2015 | 南沢   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字南沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 25  | 172B2023 | 上窟   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 26  | 172B2024 | 北沢   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 27  | 172B2025 | 北沢-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 28  | 172B2026 | 北沢-2 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 29  | 172B2027 | 北沢-3 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 30  | 172B2028 | 北沢-4 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 31  | 172B2029 | 北沢-5 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 32  | 172B2030 | 山岸   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字山岸  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 33  | 172B2032 | 山岸-2 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字山岸  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 34  | 172B2033 | 山岸-3 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字山岸  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 35  | 172B2034 | 髭石   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字髭石  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 36  | 172B2035 | 髭石-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字髭石  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 37  | 172B2042 | 上窟-2 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 38  | 172B2043 | 上窟-3 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 39  | 172B2044 | 上窟-4 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 40  | 172B2047 | 上窟-7 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 41  | 172B2048 | 北沢-6 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |

| No. | 箇所番号     | 箇所名   | 都・市  | 区・町・村 | 字        | 告示番号       | 告示年月日     |
|-----|----------|-------|------|-------|----------|------------|-----------|
| 42  | 172B2049 | 北沢－7  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢    | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 43  | 172B2050 | 西風    | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字西風    | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 44  | 172B2051 | 上窟－8  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟    | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 45  | 172B2031 | 山岸－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字山岸    | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 46  | 172B2036 | 鬚石－2  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字鬚石    | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 47  | 172B2037 | 鬚石－3  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字鬚石    | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 48  | 164B2001 | 滝ノ沢   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字滝ノ沢   | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 49  | 173B1001 | 新田    | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字新田    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 50  | 173B1004 | さいかち田 | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字さいかち田 | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 51  | 173B1005 | 境田－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字境田    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 52  | 173B1014 | 八森    | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字八森    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 53  | 173B1015 | 平石沢   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字平石沢   | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 54  | 173B1016 | 下西風   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字下西風   | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 55  | 173B1017 | 中鈴峰   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字中鈴峰   | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 56  | 173B1018 | 中村    | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字中村    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 57  | 173B1019 | 中村－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字中村    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 58  | 173B1020 | 中村－2  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字中村    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 59  | 173B1021 | 東岳    | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字東岳    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 60  | 173B1022 | 東岳－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字東岳    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 61  | 173B1023 | 下西風－1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字下西風   | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 62  | 173B1024 | 西風－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字西風    | 岩手県告示第443号 | H28.5.2   |
| 63  | 172B2019 | 花立－2  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字花立    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 64  | 172B2020 | 花立－3  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字花立    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 65  | 172B2021 | 大沢－2  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大沢    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 66  | 172B2022 | 大沢－3  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大沢    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 67  | 172B2016 | 衣関－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字衣関    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 68  | 172B2017 | 衣関－2  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字衣関    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 69  | 172B2018 | 衣関－3  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字衣関    | 岩手県告示第282号 | H29.3.31  |
| 70  | 172B2038 | 善阿弥   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字善阿弥   | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 71  | 172B2039 | 毛越    | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字毛越    | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 72  | 172B2040 | 小金沢   | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字小金沢   | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 73  | 172B2061 | 大平－6  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大平    | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 74  | 172B2062 | 大平－7  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大平    | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 75  | 173B1027 | 正法    | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字正法    | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 76  | 173B1028 | 正法－1  | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字正法    | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 77  | 173B1029 | 大佐    | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大佐    | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 78  | 173B1002 | 境田    | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字境田    | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |
| 79  | 173B1003 | 杉     | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉     | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |
| 80  | 173B1006 | 杉－1   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉     | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |
| 81  | 173B1007 | 杉－2   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉     | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |
| 82  | 173B1008 | 杉－3   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉     | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |
| 83  | 173B1009 | 杉－4   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉     | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |
| 84  | 173B1010 | 杉－5   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉     | 岩手県告示第181号 | H31.3.12  |

| No. | 箇所番号     | 箇所名  | 都・市  | 区・町・村 | 字     | 告示番号       | 告示年月日    |
|-----|----------|------|------|-------|-------|------------|----------|
| 85  | 173B1011 | 杉-6  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉  | 岩手県告示第181号 | H31.3.12 |
| 86  | 173B1012 | 杉-7  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字杉  | 岩手県告示第181号 | H31.3.12 |
| 87  | 173B1013 | 館岡   | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島字館岡 | 岩手県告示第181号 | H31.3.12 |
| 88  | 172B2041 | 上窟-1 | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字上窟 | 岩手県告示第181号 | H31.3.12 |

岩手県砂防災害課

急傾斜地崩壊危険箇所位置図



資料 2-18-2 土石流発生危険箇所

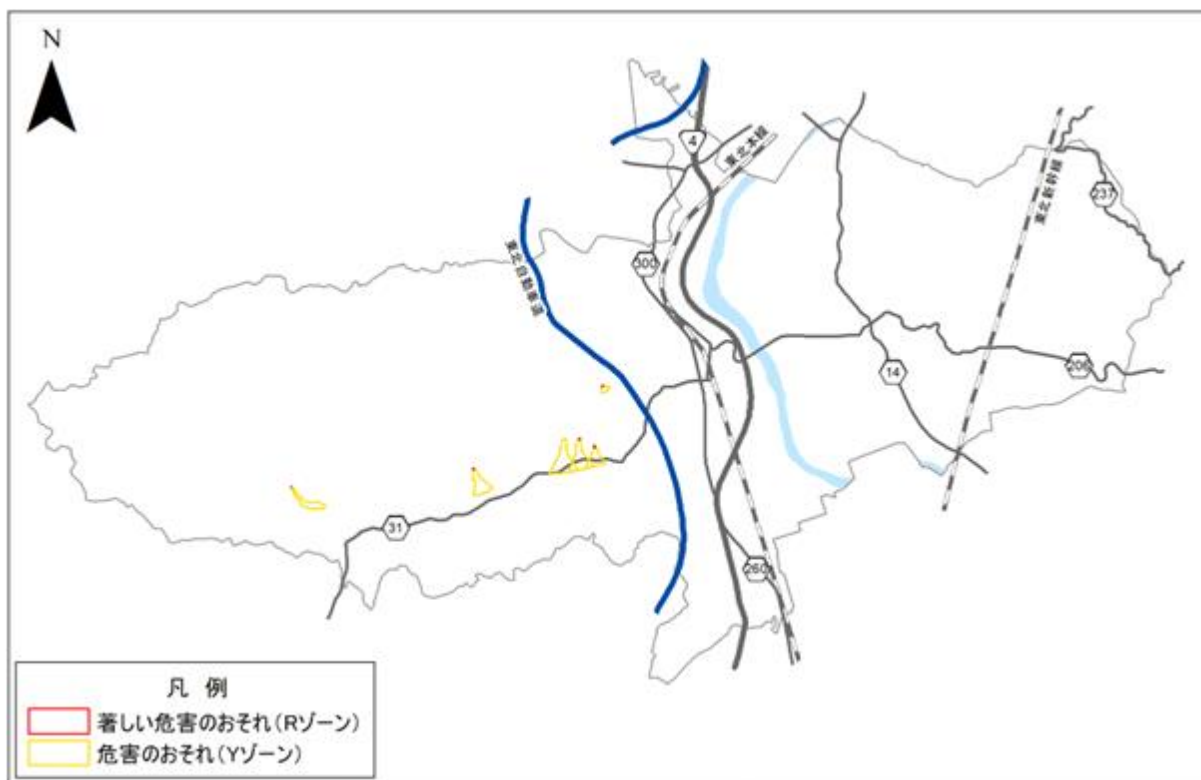
警戒区域(土石流)

(令和3年7月現在)

| No. | 箇所番号    | 箇所名          | 都・市  | 区・町・村 | 字      | 告示番号       | 告示年月日     |
|-----|---------|--------------|------|-------|--------|------------|-----------|
| 1   | A172004 | 善阿弥の沢<br>(1) | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字善阿弥 | 岩手県告示第137号 | H25.3.5   |
| 2   | J172101 | 北沢の沢         | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字北沢  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 3   | B172102 | 山岸の沢         | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字山岸  | 岩手県告示第791号 | H27.10.2  |
| 4   | B172101 | 大沢           | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字大沢  | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 5   | B172104 | 日照田の沢        | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字日照田 | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |
| 6   | B172105 | 善阿弥の沢<br>(2) | 西磐井郡 | 平泉町   | 平泉字善阿弥 | 岩手県告示第879号 | H29.12.12 |

岩手県砂防災害課

土石流発生危険箇所位置図



資料 2-18-3 地すべり危険箇所

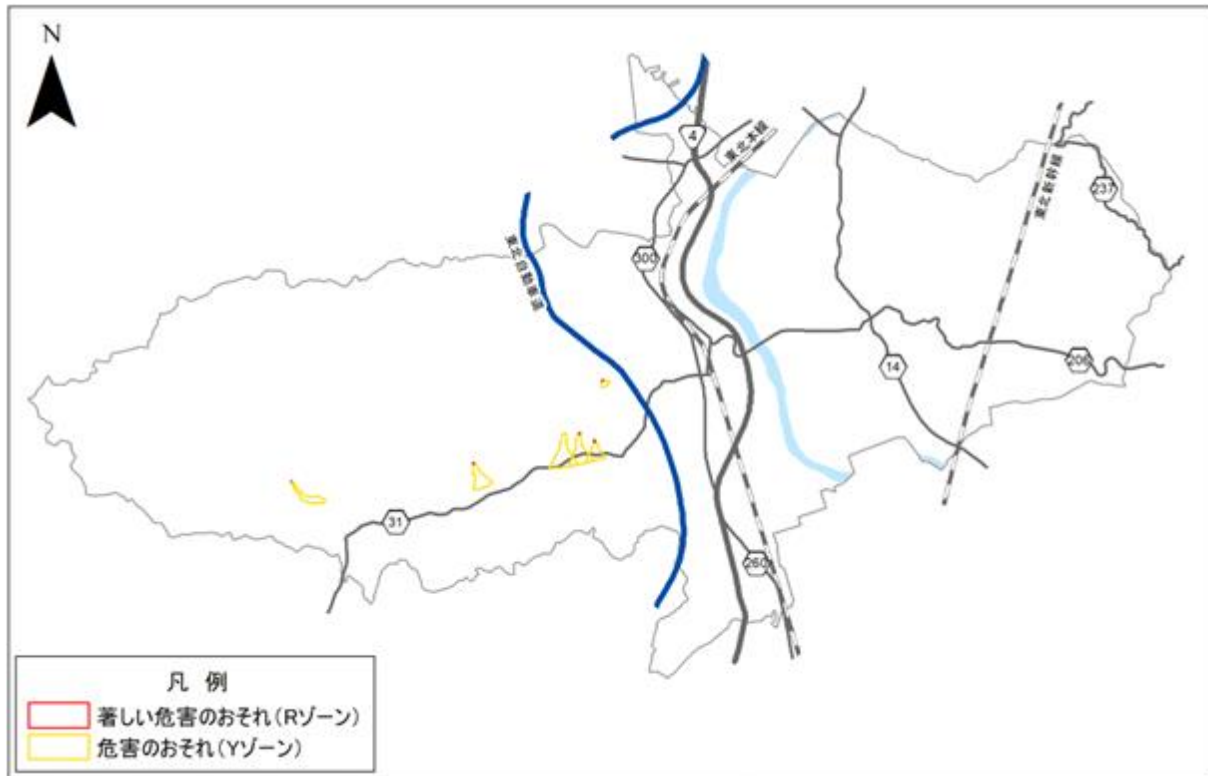
警戒区域(地すべり)

(令和3年7月現在)

| No. | 箇所番号 | 箇所名 | 都・市  | 区・町・村 | 字            | 告示番号      | 告示年月日   |
|-----|------|-----|------|-------|--------------|-----------|---------|
| 1   | 91   | 長島  | 西磐井郡 | 平泉町   | 長島赤羽根・前林・滝の沢 | 岩手県告示第45号 | R2.1.31 |

岩手県砂防災害課

地すべり危険箇所位置図

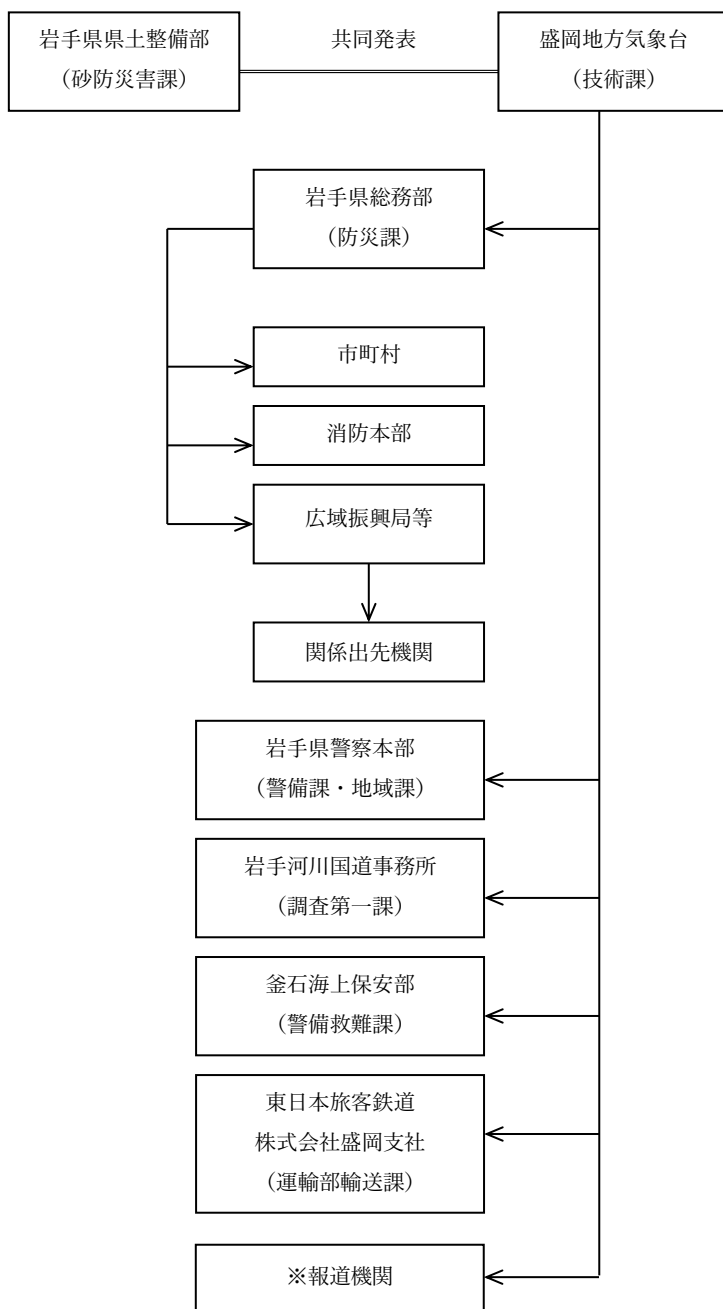


## 資料 2-18-4 山地災害危険地区

## 【崩壊土砂流出危険地区】

| No | 箇所番号        | 位置  |    |     | 面積 (ha) | 人家<br>(戸) | 治山事業<br>進捗状況 | 備考 |
|----|-------------|-----|----|-----|---------|-----------|--------------|----|
|    |             | 地域  | 大字 | 字   |         |           |              |    |
| 1  | 015-029-001 | 平泉町 | 長島 | 深山  | 4.39    | 8         | 概成           |    |
| 2  | 015-029-002 | 平泉町 | 平泉 | 衣関  | 2.94    | 12        | 概成           |    |
| 3  | 015-029-003 | 平泉町 | 平泉 | 衣関  | 0.82    | 23        | 概成           |    |
| 4  | 015-029-004 | 平泉町 | 平泉 | 善阿弥 | 0.19    | 26        | 概成           |    |
| 5  | 015-029-005 | 平泉町 | 平泉 | 善阿弥 | 0.22    | 14        | 無            |    |
| 6  | 015-029-006 | 平泉町 | 平泉 | 善阿弥 | 0.23    | 8         | 無            |    |
| 7  | 015-029-007 | 平泉町 | 平泉 | 山岸  | 0.4     | 3         | 無            |    |
| 8  | 015-029-008 | 平泉町 | 平泉 | 髭石  | 0.24    | 16        | 概成           |    |
| 9  | 015-029-009 | 平泉町 | 平泉 | 西風  | 1.43    | 0         | 無            |    |
| 10 | 015-029-010 | 平泉町 | 平泉 | 西風  | 4.0     | 2         | 概成           |    |
| 11 | 015-029-011 | 平泉町 | 平泉 | 上窟  | 2.1     | 5         | 概成           |    |
| 12 | 015-029-012 | 平泉町 | 平泉 | 東郷  | 0.12    | 0         | 一部概成         |    |
| 13 | 015-029-013 | 平泉町 | 平泉 | 八日講 | 0.37    | 8         | 概成           |    |
| 14 | 015-029-014 | 平泉町 | 長島 | 小倉  | 2.36    | 0         | 概成           |    |

資料 2-18-5 土砂災害警戒情報伝達系統図



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、IBC 岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手、岩手日報社

## 資料 2-22-1 指定文化財一覧表

## (1) 国指定

|            |       |    |   |
|------------|-------|----|---|
| 国宝         | 建造物   | 1  | 中尊寺金色堂 附 棟札他                              |
|            | 工芸    | 4  | 金色堂内具・経蔵内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇                   |
|            | 書跡・典籍 |    | 紺紙金字一切経 2739 卷、箱 275 合                    |
|            | 彫刻    |    | 金色堂堂内諸像及天蓋                                |
|            | 絵画    | 1  | 紺紙著色金光明最勝王経金字宝塔曼荼羅図                       |
| 重要文化財      | 建造物   | 5  | 金色堂覆堂、経蔵、宝塔、五輪塔、白山神社能舞台                   |
|            | 彫刻    | 12 | 木造一字金輪坐像 付木造天蓋 1 面、木造大日如来坐像、他             |
|            | 工芸    | 6  | 金銅千手観音像御正体、金銀装舍利壇、鉄樹、他                    |
|            | 書跡・典籍 | 1  | 紙本墨書中尊寺建立供養願文 付同願文 1 卷                    |
|            | 古文書   | 1  | 中尊寺文書、陸奥国骨寺村絵図                            |
|            | 考古資料  |    | 金色堂須弥壇内納置棺及び副葬品、平泉遺跡群出土品、平泉遺跡群（柳之御所遺跡出土品） |
| 史跡名勝・天然記念物 | 特別史跡  | 3  | 毛越寺境内附鎮社跡、無量光院跡、中尊寺境内                     |
|            | 史跡    | 3  | 柳之御所遺跡、達谷窟、金鶏山                            |
|            | 特別名勝  | 1  | 毛越寺庭園                                     |
|            | 名勝    | 2  | 旧観自在王院庭園、おくのほそ道の風景地（金鶏山、高館、さくら山）          |
| 重要無形民俗文化財  | 民族芸能  | 1  | 毛越寺延年の舞                                   |

## (2) 国認定

|       |    |   |               |
|-------|----|---|---------------|
| 重要美術品 | 工芸 | 2 | 銅製鍍銀柄香炉、金銅五鈷杵 |
|-------|----|---|---------------|

## (3) 国選択

|           |    |   |          |
|-----------|----|---|----------|
| 重要無形民俗文化財 | 芸能 | 1 | 中尊寺古実式三番 |
|-----------|----|---|----------|

## (4) 県指定

|         |       |    |                             |
|---------|-------|----|-----------------------------|
| 有形文化財   | 建造物   | 2  | 中尊寺本坊表門、法泉院小前沢坊庫裡           |
|         | 彫刻    | 12 | 木造訶梨帝母像、木造不動明王坐像、木造薬師如来坐像、他 |
|         | 工芸    | 13 | 彫透柄の横刀、真鍮戒体箱、梵鐘、他           |
|         | 書跡・典籍 | 5  | 紙本墨書大般若波羅密多経                |
|         | 絵画    | 1  | 刀八毘沙門天画像                    |
|         | 考古資料  | 1  | 鉄塔                          |
| 有形民俗文化財 |       | 4  | 納骨器、他                       |

## (5) 町指定

|               |       |   |                              |
|---------------|-------|---|------------------------------|
| 有形文化財         | 建造物   | 1 | 伝弁慶の墓                        |
|               | 彫刻    | 3 | 達谷窟磨崖仏、多聞天像、オダイシサマ           |
| 無形民俗文化財       | 民俗芸能  | 4 | 田頭讃念仏、行山流長部鹿踊り、達谷窟毘沙門神楽、長部神楽 |
| 史蹟名勝<br>天然記念物 | 天然記念物 | 9 | エドヒガン、カヤ、カツラ、モミ              |

## 資料 3-1-1 平泉町災害警戒本部設置要領

制定 昭和 38 年 10 月 1 日

### (設置)

第 1 暴風雨警報、大雨警報又は洪水警報（以下「警報」という。）が発せられた場合において災害対策本部が設置されるまでの間必要と認められるときは、当該警報に係る情報の収集及び伝達を迅速、かつ、円滑に行うため災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

### (所掌事項)

第 2 警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 警報の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (3) 被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) その他情報を収集等に関し必要な事項

### (組織)

第 3 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務課長をもって充て、副本部長は総務課長補佐をもって充て、本部員は総務課職員を充て、本部職員は本部長が指名する。

### (本部長及び副本部長)

第 3 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務課長をもって充て、副本部長は総務課長補佐をもって充て、本部員は総務課職員を充て、本部職員は本部長が指名する。

### (本部長及び副本部長)

第 4 本部長は、部務を統括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 本部の会議は必要に応じて本部長が招集する。

### (補則)

第 6 この要領に定めるもののほか警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要領は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、昭和 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 3-1-2 平泉町災害対策本部条例

制定 昭和 38 年 10 月 1 日 条例第 20 号

改正 平成 12 年 3 月 17 日 条例第 6 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、平泉町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

- 第 1 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員は指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

- 第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

- 第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 12 年条例第 6 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 3-1-3 緊急初動特別班の設置に関する要綱

## (目的)

第1 この要綱は町内各所において、大規模な災害が発生し、災害対策本部の活動体制が整うまでの間、迅速かつ円滑な要員の初動体制を確立するため、平泉町緊急初動特別班（以下「初動班」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置及び参集基準)

第2 初動班は、大規模な災害等により、災害対策班を設置する要員の参集が困難な場合に災害発生から30分以内を目処に設置するものとする。

## (初動班の組織)

第3 初動班は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、総務課長をもって充て、本部事務を総括する。
- 3 副本部長は、総務課長補佐をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部員は別に定める職員とし、本部事務に従事する。

## (班の設置)

第4 初動班は本庁舎の近在職員をもって構成する。

## (所掌事務)

第5 初動班の所掌事務は、次のとおりとする。

| 班名  | 分掌事務   |
|-----|--|
| 総務班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び運営</li> <li>2 本部員会議の開催</li> <li>3 本部長の指令の伝達</li> <li>4 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>5 職員の動員に関する連絡・確保</li> <li>6 町公用車（緊急通行車輛）の確保</li> </ol> |
| 対策班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡</li> <li>2 自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整</li> <li>3 町民からの要請の処理</li> </ol>                                       |
| 情報班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民における被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告</li> <li>2 気象状況、交通状況、道路情報、住民の動向等の情報収集・伝達</li> </ol>   |
| 広報班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策に関する広報（町防災行政無線）</li> <li>2 災害の記録に関すること</li> <li>3 報道機関に対する災害情報の発表</li> </ol>  |

(設置場所)

第6 初動班は、総務課に置く。ただし、本庁舎が倒壊等で設置できない場合は本庁舎前の駐車場とする。

(初動班の廃止)

第7 初動班は、災害対策本部が設置され災害対策本部長が認めたときに廃止する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、初動班の運営に関し必要な事項は災害対策本部長が別に定める。

附則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

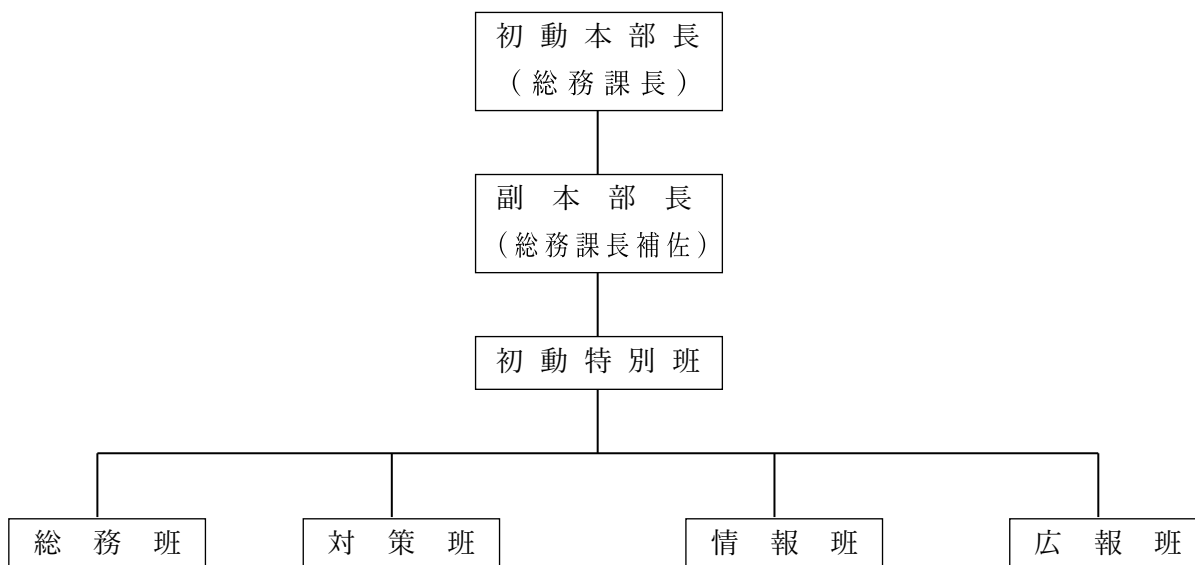
附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

平泉町緊急初動特別班組織図



資料 3-2-1 気象予報・警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づくもの

1) 情報の種類

|          | 種類                  | 内容  |
|----------|---------------------|---|
| 気象に関する情報 | 早期注意情報<br>(警報級の可能性) | 5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1   |
|          | 岩手県気象情報             | 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。   |
|          | 記録的短時間大雨情報          | 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。                                   |
|          | 土砂災害警戒情報<br>(備考 1)  | 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。   |
|          | 竜巻注意情報              | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。 |

備考 1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

## 2) 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等）

| 種類     | 発表基準  |
|--------|---|
| 風雪注意報  | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。                        |
| 強風注意報  | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。  |
| 大雨注意報  | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2                           |
| 大雪注意報  | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。  |
| 濃霧注意報  | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。   |
| 雷注意報   | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。 |
| 乾燥注意報  | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。   |
| 霜注意報   | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。   |
| 低温注意報  | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。                  |
| 着雪注意報  | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。                                     |
| 着氷注意報  | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。                                     |
| なだれ注意報 | なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。   |
| 融雪注意報  | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。  |

気象注意報

| 種類 |                  | 発表基準   |
|----|------------------|--|
|    | 洪水注意報            | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 |
|    | 地面現象注意報<br>(備考1) | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合   |
|    | 浸水注意報<br>(備考1)   | 浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合   |

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

### 3) 警報の種類 (発表基準 気象警報発表基準等)

| 種類          |       | 発表基準  |
|-------------|-------|---|
| 気象警報        | 暴風警報  | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。   |
|             | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。   |
|             | 大雨警報  | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。<br>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 |
|             | 大雪警報  | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。   |
| 洪水警報        |       | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。<br>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当                    |
| 地面現象警報（備考1） |       | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合   |
| 浸水警報（備考1）   |       | 浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合   |

備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

- 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。
- 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

| 種類                           | 概要   |
|------------------------------|--|
| 土砂キキクル<br>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) | <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>● 「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>● 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>● 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>             |
| 浸水キキクル<br>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)  | <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> </ul>  |
| 洪水キキクル<br>(洪水警報の危険度分布)       | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>● 「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>● 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>● 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul> |

| 種類         | 概要  |
|------------|---|
| 流域雨量指数の予測値 | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p> |

4) 警報・注意報発表基準一覧表

(令和5年6月8日現在)

|     |             |                |  |     |
|-----|-------------|----------------|--|-----|
| 平泉町 | 府県予報区       |                | 岩手   |     |
|     | 一次細分区域      |                | 内陸   |     |
|     | 市町村等をまとめた地域 |                | 両磐地域   |     |
| 警報  | 大雨          | 浸水害            | 表面雨量指数基準   | 14  |
|     |             | 土砂災害           | 土壌雨量指数基準   | 128 |
|     | 洪水          | 流域雨量指数基準       | 笹谷川流域=6, 荒川流域=7, 太田川流域=10.1, 衣川流域=27.2, 徳沢川流域=5.9, 戸河内川流域=8.5                                      |     |
|     |             | 複合基準*1         | -  |     |
|     |             | 指定河川洪水予報による基準  | 北上川上流 [大曲橋・狐禅寺・釣山]   |     |
|     | 暴風          | 平均風速           | 15m/s  |     |
|     | 暴風雪         | 平均風速           | 15m/s 雪を伴う   |     |
|     | 大雪          | 降雪の深さ          | 12時間降雪の深さ 40cm   |     |
|     | 波浪          | 有義波高           |  |     |
|     | 高潮          | 潮位             |  |     |
| 注意報 | 大雨          | 表面雨量指数基準       | 6  |     |
|     |             | 土壌雨量指数基準       | 89   |     |
|     | 洪水          | 流域雨量指数基準       | 笹谷川流域=3.2, 荒川流域=5.6, 太田川流域=8, 衣川流域=17, 徳沢川流域=3.6, 戸河内川流域=6.8                                       |     |
|     |             | 複合基準*1         | 北上川流域= (5, 61.1), 笹谷川流域= (5, 2.6), 荒川流域= (5, 5.6), 太田川流域= (5, 8), 衣川流域= (5, 16.6), 徳沢川流域= (5, 3.2) |     |
|     |             | 指定河川洪水予報による基準  | 北上川上流 [大曲橋・狐禅寺]  |     |
|     | 強風          | 平均風速           | 10m/s  |     |
|     | 風雪          | 平均風速           | 10m/s 雪を伴う   |     |
| 大雪  | 降雪の深さ       | 12時間降雪の深さ 15cm |  |     |

|            |                        |  |      |
|------------|------------------------|--|------|
| 注意報        | 波浪                     | 有義波高   |      |
|            | 高潮                     | 潮位   |      |
|            | 雷                      | 落雷等により被害が予想される場合   |      |
|            | 融雪                     | 融雪により被害が予想される場合  |      |
|            | 濃霧                     | 視程   | 100m |
|            | 乾燥                     | ① 最小湿度 40%、実効湿度 65%、風速 7m/s 以上が 2 時間継続<br>② 最小湿度 35%、実効湿度 60%  |      |
|            | なだれ                    | ① 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上<br>② 積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続   |      |
|            | 低温                     | 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき<br>冬期：① 最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 5℃以上低いとき<br>② 最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき |      |
|            | 霜                      | 早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）   |      |
| 着氷・着雪      | 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合 |  |      |
| 記録的短時間大雨情報 | 1 時間雨量                 | 100mm  |      |

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

### 5) 特別警報の種類と発表基準

| 種類     |         | 発表基準   |
|--------|---------|--|
| 気象特別警報 | 暴風特別警報  | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。<br>● 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合   |
|        | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。<br>● 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合   |
|        | 大雨特別警報  | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当<br>● 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
|        | 大雪特別警報  | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。<br>● 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合  |

| 種類                | 発表基準   |
|-------------------|--|
| 地面現象特別警報<br>(備考1) | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。<br>● 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |

備考1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

## 6) 地震動の警報及び地震情報の種類

### ① 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

### ② 地震情報の種類と内容

| 種類          | 発表基準  | 内容   |
|-------------|---|--|
| 震度速報        | 震度3以上   | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。   |
| 震源に関する情報    | 震度3以上<br>(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)  | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。                        |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>● 震度3以上<br>● 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時<br>● 若干の海面変動が予想される場合<br>● 緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |

| 種類             | 発表基準  | 内容   |
|----------------|---|--|
| 各地の震度に関する情報    | 震度1以上   | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。 |
| 推計震度分布図        | 震度5弱以上  | 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。  |
| 遠地地震に関する情報     | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>● マグニチュード7.0以上<br>● 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。   |
| 長周期地震動に関する観測情報 | 震度3以上   | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。   |
| その他の情報         | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など   | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。  |

## ③ 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

| 種類             | 内容   |
|----------------|--|
| 地震解説資料         | 津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料 |
| 月間地震概況及び週間地震概況 | 月毎及び週毎に発表される地震活動状況等に関する資料                                      |

## 7) その他

## ① 消防法に基づくもの

| 種類     | 通報基準   |
|--------|--|
| 火災気象通報 | <p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>(ア) 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>(イ) 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合</p> <p>(ウ) 平均風速が盛岡・二戸・花北地域は 11m/s 以上、その他の地域は 10m/s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</p> |
| 火災警報   | 火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合   |

## ② 水防法に基づくもの

| 種類            | 内容  |
|---------------|---|
| 国管理河川水防警報     | 洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの   |
| 県管理河川水防警報     | 洪水によって災害が起こるおそれがある場合において水防を行う必要がある旨を警告して行うもの  |
| 県管理河川氾濫危険水位情報 | 河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの   |
| 県管理河川避難判断水位情報 | 河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの |

## ③ 水防法及び気象業務法に基づくもの

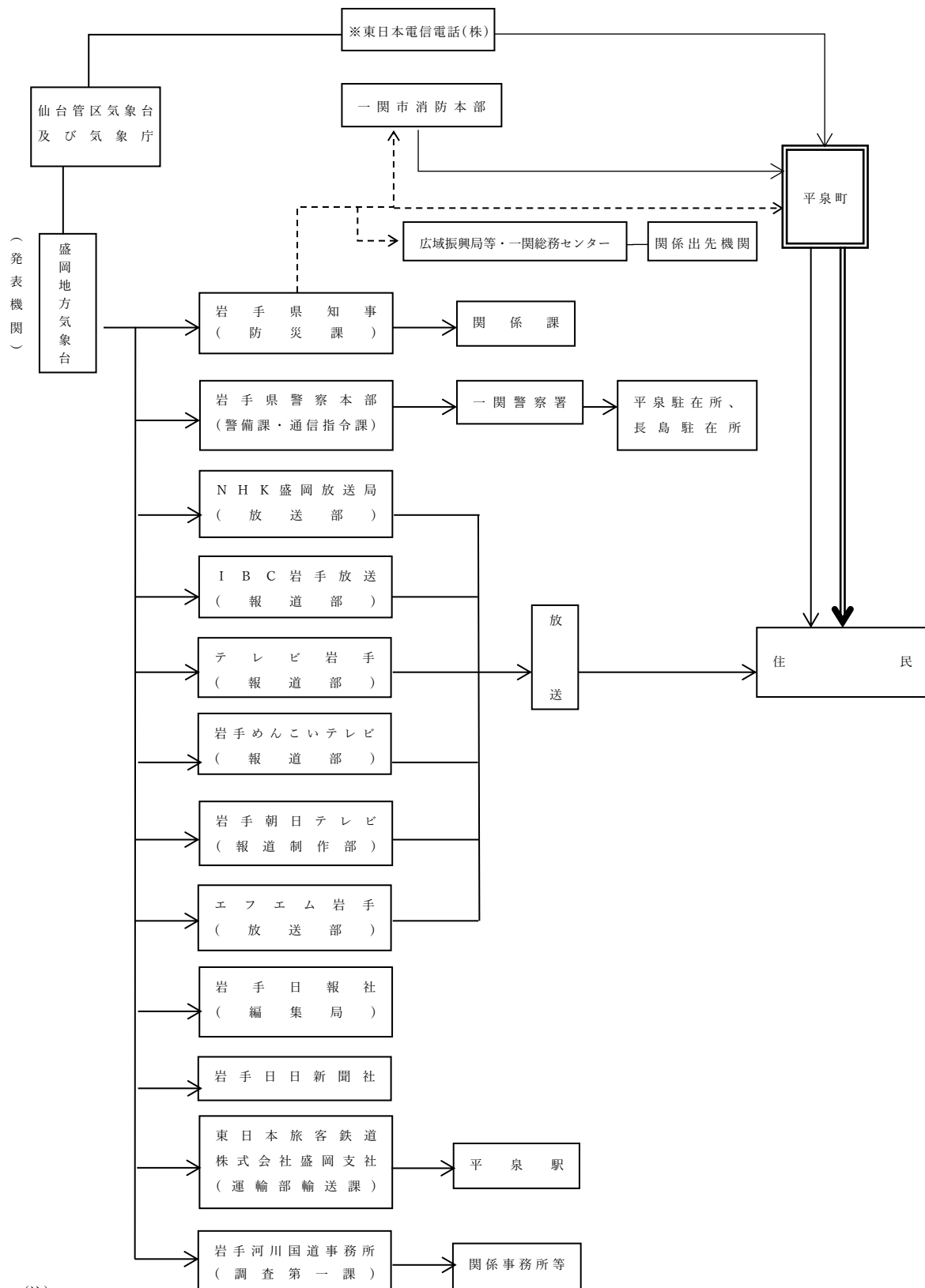
## (ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

| 種類         | 内容                   |
|------------|----------------------|
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報をもって代える。        |
| 水防活動用気象警報  | 大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報をもって代える。        |
| 水防活動用洪水警報  | 洪水警報をもって代える。         |

## (イ) 指定河川洪水予報

|                             | 標題<br>(種類)        | 概要   |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報 | 氾濫注意情報<br>(洪水注意報) | <p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>  |
|                             | 氾濫警戒情報<br>(洪水警報)  | <p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続している</p> <p>とき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> |
|                             | 氾濫危険情報<br>(洪水警報)  | <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>                                 |
|                             | 氾濫発生情報<br>(洪水警報)  | <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>  |

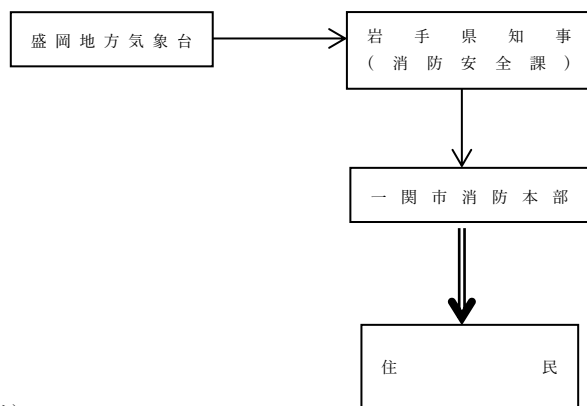
資料 3-2-2 気象予報・警報伝達系統図



(注)

- 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
- 2 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 3 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災機関への伝達系統を優先する。
- 4 ----線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
- 5 ——線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達系経路。

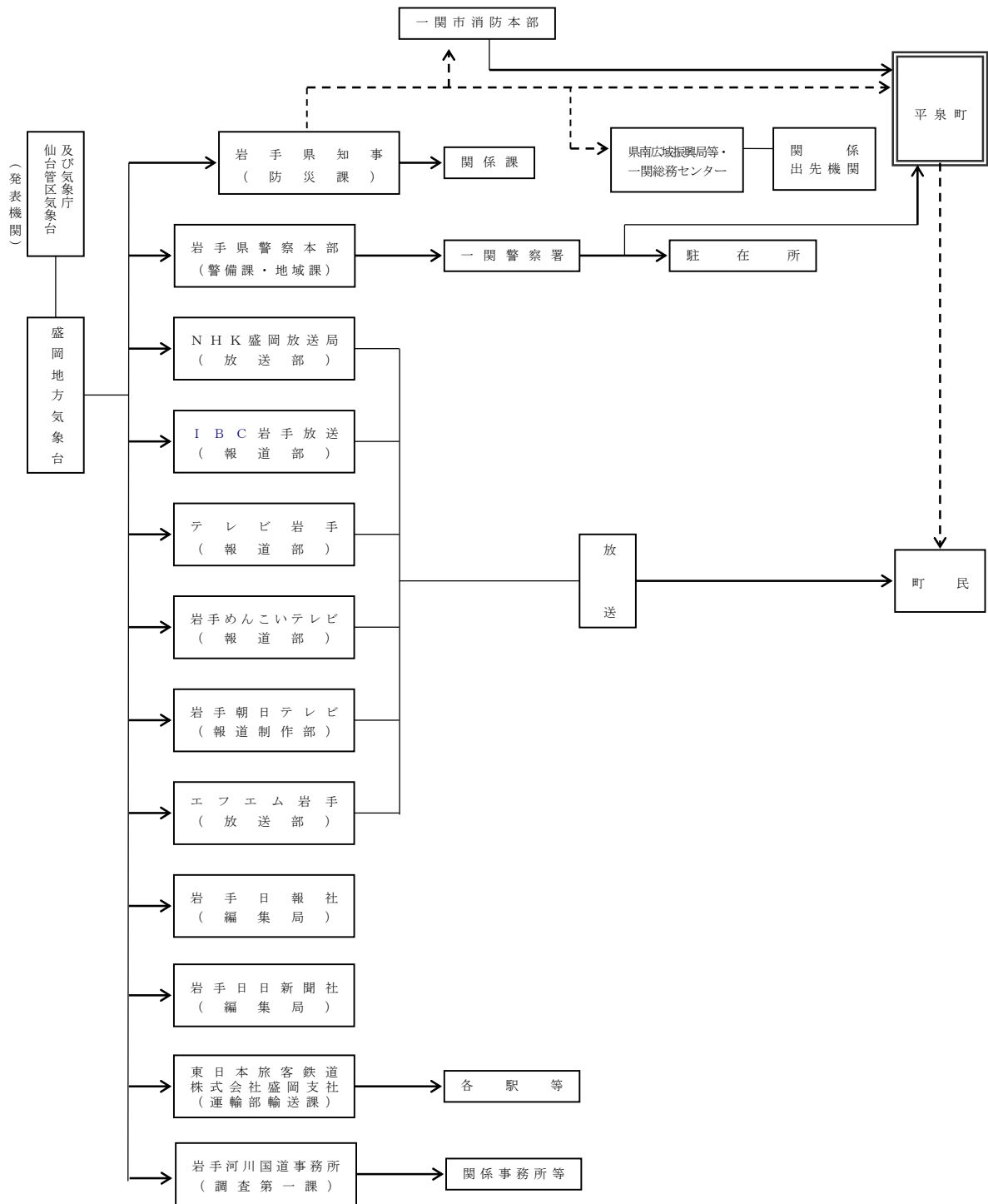
火災気象通報・火災警報伝達系統図



(注)

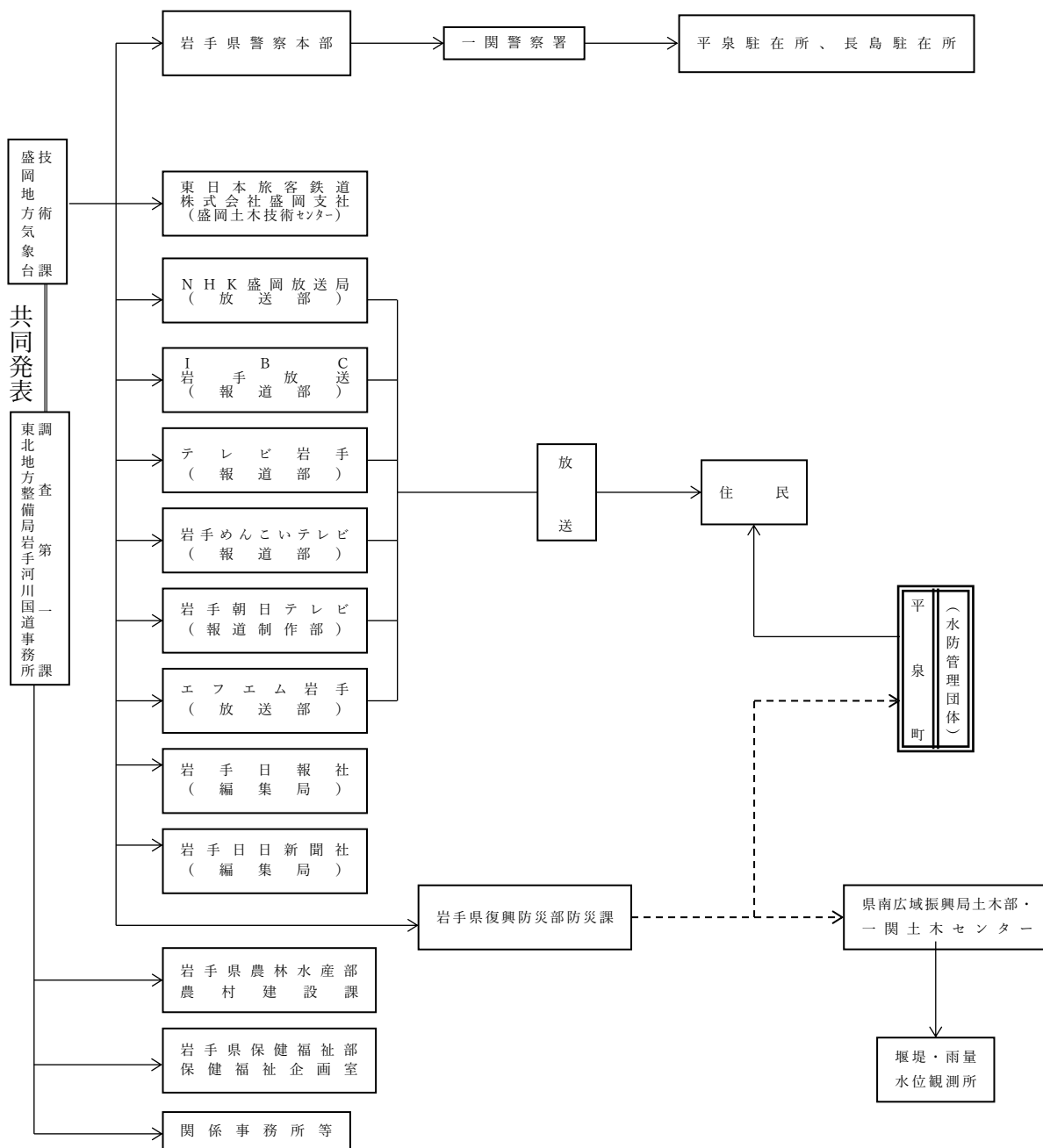
- 1 火災警報は、町長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 —線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 ==線は、火災警報伝達系統

地震に関する伝達系統図



(注) 1 -----は、総合防災情報ネットワーク及び町防災行政無線  
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

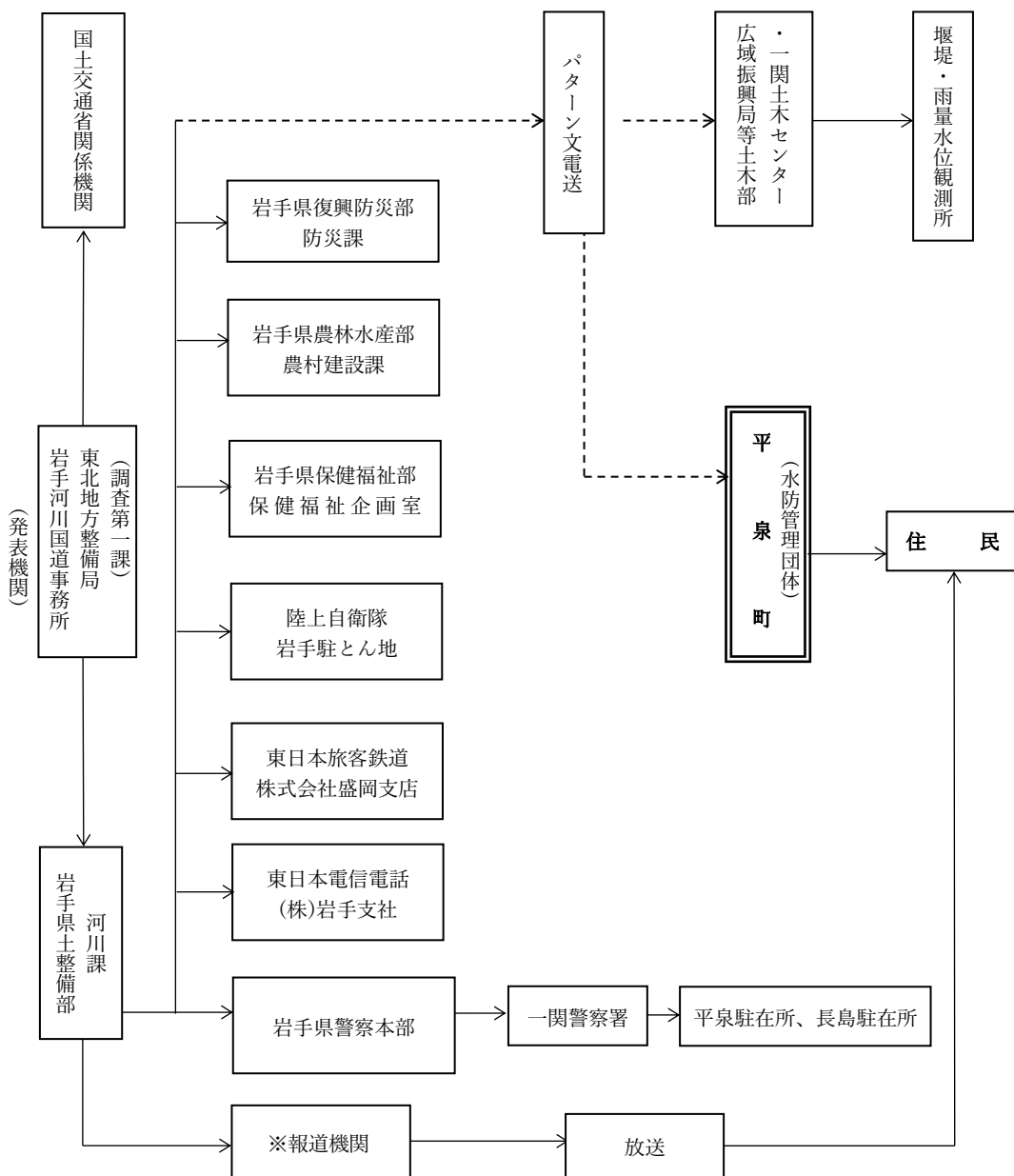
資料 3-2-3 北上川上流洪水予報伝達系統図



(注) ----- は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

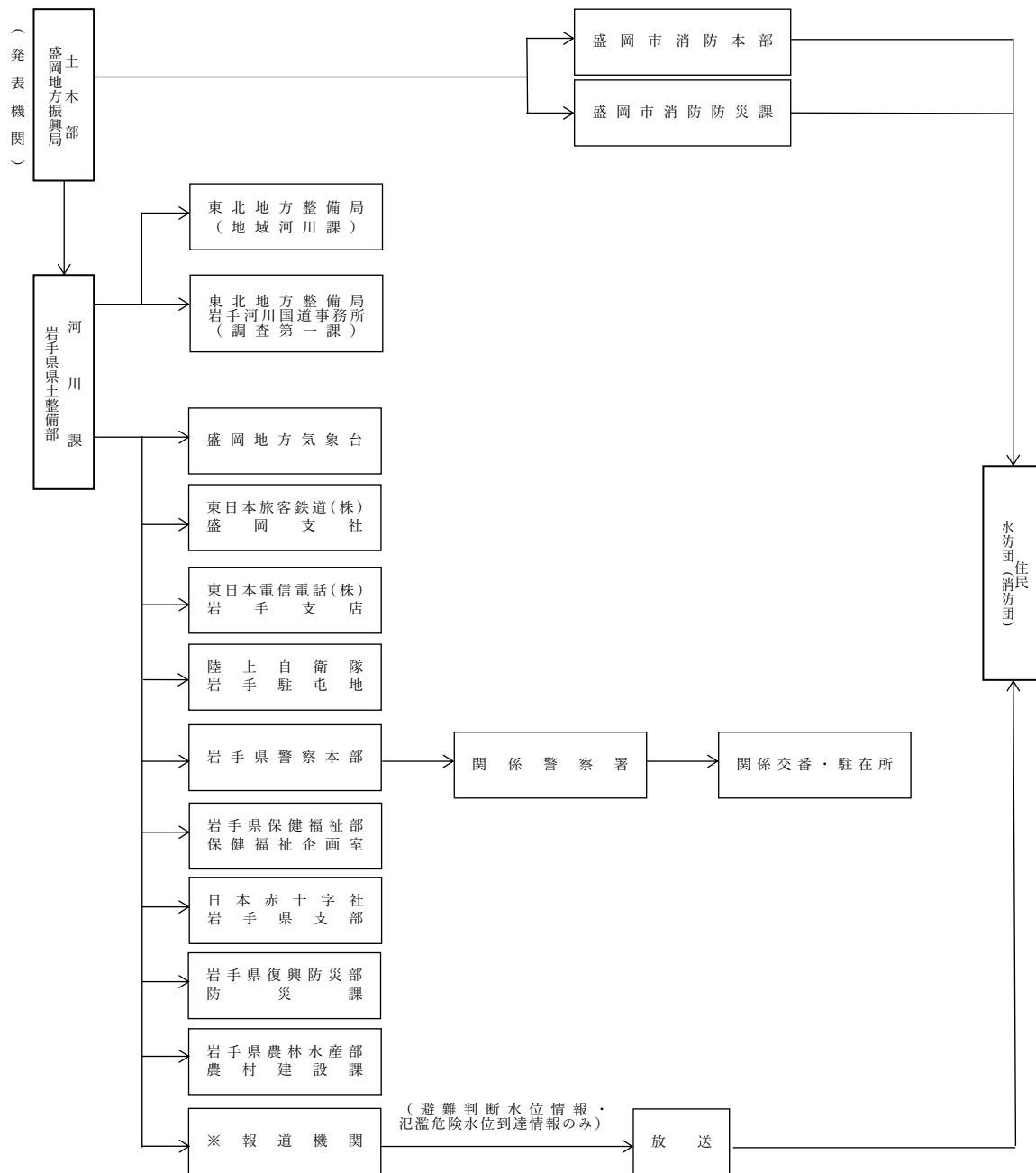
資料 3-2-4 北上川上流水防警報伝達系統図

第1章  
資料編



(注) 1 ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手  
 2 ----- は、総合防災情報ネットワーク、防災行政無線

資料 3-2-5 岩手県知事の行う水防警報及び避難判断水位情報伝達系統図



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局，IBC岩手放送，テレビ岩手，岩手めんこいテレビ，岩手朝日テレビ，エフエム岩手

資料 3-2-6 気象予報・警報通知計画

(執務時間内)

| 区分<br>通知受領者 | 気象、注意報の種類別伝達要否 |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      |      |
|-------------|----------------|-------|----------|-------|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
|             | 気象情報           | 気象注意報 |          |       |         |       |      |       |       |       | 気象警報  |       |      |      |      |
|             |                | 風雪注意報 | 着氷(雪)注意報 | 強風注意報 | 異常低温注意報 | 風雨注意報 | 霜注意報 | 雷雨注意報 | 大雨注意報 | 洪水注意報 | 暴風雨警報 | 暴風雪警報 | 大雨警報 | 大雪警報 | 洪水警報 |
| 総務課長        | ○              | ○     | ○        | ○     | ○       | ○     | ○    | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 農林振興課長      | ○              |       | ○        | ○     | ○       | ○     | ○    |       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 観光商工課長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 建設水道課長      | ○              | ○     |          | ○     |         | ○     |      |       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 町民福祉課長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 教育委員会教育次長   |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 文化遺産センター館長  |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 議会事務局長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 税務課長        |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 保健センター所長    |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 子育て支援課長     |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 農業委員会事務局長   |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| まちづくり推進課長   |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |

第1章 資料編

(執務時間外)

| 区分<br>通知受領者 | 気象、注意報の種類別伝達要否 |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      |      |
|-------------|----------------|-------|----------|-------|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
|             | 気象情報           | 気象注意報 |          |       |         |       |      |       |       |       | 気象警報  |       |      |      |      |
|             |                | 風雪注意報 | 着氷(雪)注意報 | 強風注意報 | 異常低温注意報 | 風雨注意報 | 霜注意報 | 雷雨注意報 | 大雨注意報 | 洪水注意報 | 暴風雨警報 | 暴風雪警報 | 大雨警報 | 大雪警報 | 洪水警報 |
| 総務課長        | ○              | ○     | ○        | ○     | ○       | ○     | ○    | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 農林振興課長      | ○              |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 観光商工課長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       | ○    |      | ○    |
| 建設水道課長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 町民福祉課長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 教育委員会教育次長   |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 文化遺産センター館長  |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       | ○     | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 議会事務局長      |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 税務課長        |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 保健センター所長    |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 子育て支援課長     |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| 農業委員会事務局長   |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |
| まちづくり推進課長   |                |       |          |       |         |       |      |       |       |       |       |       |      |      | ○    |

## 資料 3-2-7 町内所在官公署及び団体

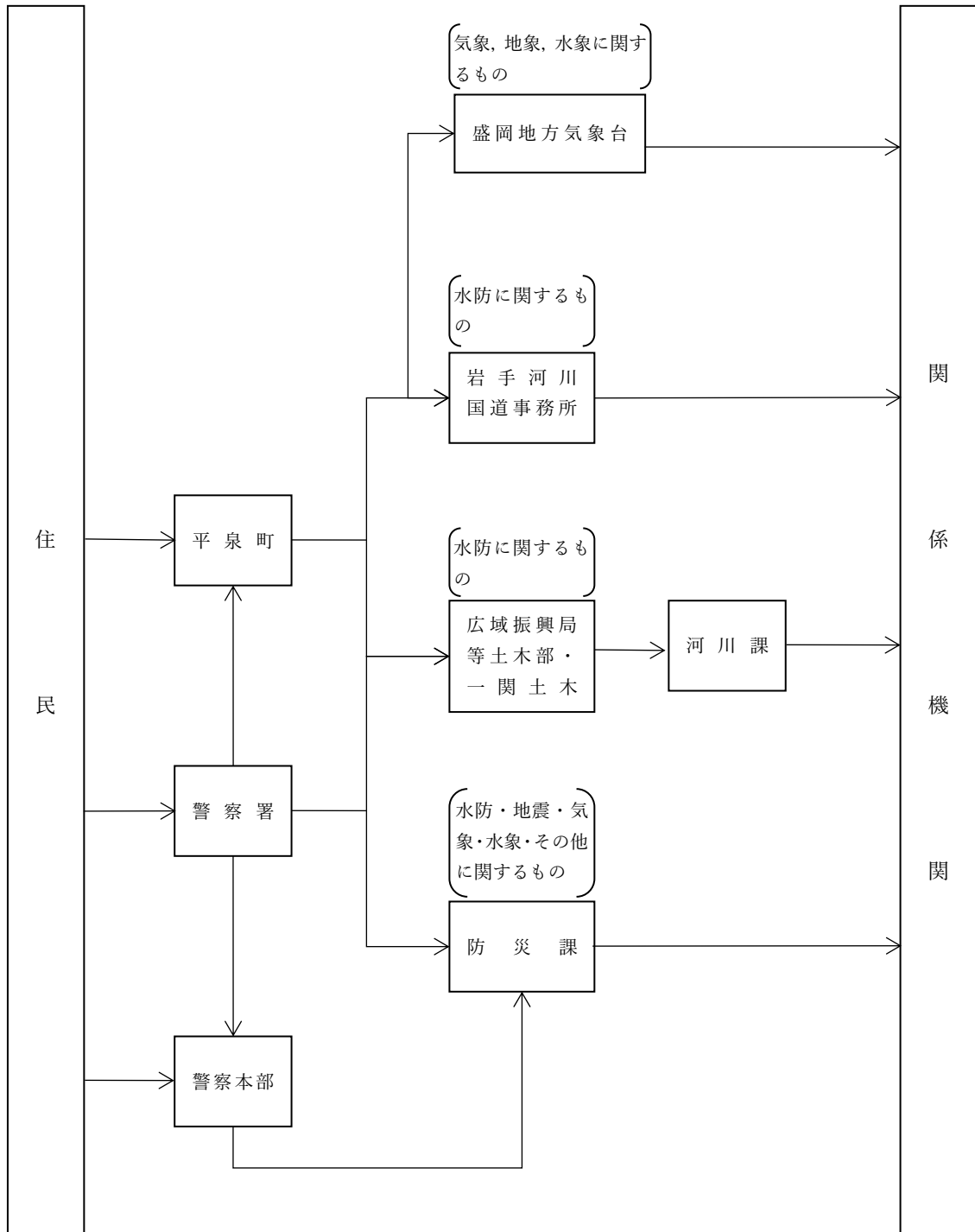
| 伝達責任者            | 伝達先                 |                  |              |
|------------------|---------------------|------------------|--------------|
|                  | 名称                  | 所在地              | 電話           |
| 総務課長             | 平泉郵便局               | 平泉字志羅山 137-5     | 46-2150      |
|                  | 長島郵便局               | 長島字砂子沢 1-1       | 46-2793      |
| 教育委員会教育次長        | 平泉小学校               | 平泉字倉町 155        | 46-2202      |
|                  | 平泉中学校               | 平泉字倉町 23         | 46-2205      |
|                  | 長島小学校               | 長島字砂子沢 33        | 46-2203      |
|                  | 平泉町立幼稚園             | 平泉字倉町 152        | 46-2575      |
|                  | 平泉学習交流施設エピカ         | 平泉字志羅山 25-3      | 34-6656      |
| 平泉文化遺産<br>センター館長 | 平泉文化遺産センター          | 平泉字立花 44         | 46-4012      |
|                  | 中尊寺                 | 平泉字衣関 202        | 46-2211      |
|                  | 毛越寺                 | 平泉字大沢 58         | 46-2331      |
|                  | 達谷西光寺               | 平泉字北沢 16         | 46-4931      |
| 町民福祉課長           | 平泉保育所               | 平泉字倉町 152        | 46-2767      |
|                  | 長島保育所               | 長島字砂子沢 171-1     | 46-2007      |
|                  | 悠久の湯平泉温泉            | 平泉字大沢 1-1        | 34-1300      |
| 農林振興課長           | いわて平泉農業協同組合<br>平泉支店 | 平泉字志羅山 12-6      | 46-2311      |
|                  | 照井土地改良区             | 一関市竹山 4-55       | 23-2135      |
|                  | 衣川土地改良区             | 奥州市衣川区古戸 424-12  | 0197-52-3333 |
|                  | 北上川東部土地改良区          | 奥州市前沢区生母字荒谷 17-5 | 0197-56-3648 |
| 観光商工課長           | 平泉商工会               | 平泉字志羅山 152-2     | 46-3560      |
|                  | (一社)平泉観光協会          | 平泉字泉屋 61-7       | 46-2110      |
| まちづくり推進課長        | 道の駅平泉               | 平泉字伽羅楽 112-2     | 48-4795      |
|                  | 浄土の館                | 平泉字毛越 248        | 48-3451      |

## 資料 3-2-8 消防信号

|            | 種別                           | 打鐘信号                                  | 余韻防止付、サイレン信号 | その他の信号              |
|------------|------------------------------|---------------------------------------|--------------|---------------------|
| 火災信号       | 近火信号<br>消防屯所から約<br>800m以内のとき | ○-○-○-<br>○-○-○-<br>連点                | ○- ○-○       |                     |
|            | 出場信号                         | ○-○-○                                 |              |                     |
|            | 団出場区域内                       | ○-○-○<br>三点                           | ○ ○-○        | 警報                  |
|            | 応援信号<br>団特命応援出場の<br>とき       | ○-○ ○-<br>○ ○-○<br>二点                 |              |                     |
|            | 報知信号<br>出場区域以外の火<br>災を認知したとき | ○ ○ ○<br>○ ○ ○<br>一点                  |              |                     |
|            | 鎮火信号                         | ○ ○-○<br>○ ○-○<br>一点、二点との斑打           |              |                     |
| 山林火災<br>信号 | 出場信号<br>団出場区域内               | ○-○-○<br>○-○<br>三点、二点との斑打             | ○- ○-        |                     |
| 応援信号       | 団特命応援出場の<br>とき               | 同上                                    | 同上           |                     |
| 火災警報<br>信号 | 火災警報発令信号                     | ○ ○-○-<br>○ ○-○-<br>一点、四点との斑打         | ○- ○-        |                     |
|            | 火災警報解除信号                     | ○ ○ ○-○<br>○ ○ ○-○<br>一点二点と二点と<br>の斑打 | ○- ○-        | 口頭伝達、吹き流<br>し及び旗の降下 |
| 演習招集<br>信号 | 演習招集信号                       | ○ ○-○-○<br>一点、三点との斑打                  | ○- ○-        |                     |

- 1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。
- 2 信号、継続時間は適宜とする。
- 3 消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

資料 3-2-9 異常現象発見者の通報系統図



## 資料 3-3-1 非常・緊急通話の内容及び利用できる機関

| 種別   | 通話の内容   | 機関等   |
|------|---|---|
| 非常通話 | 1 気象、水象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項   | 気象機関相互間   |
|      | 2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項                             | (1) 水防機関相互間<br>(2) 消防機関相互間<br>(3) 水防機関と消防機関相互間  |
|      | 3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項  | (1) 消防機関相互間<br>(2) 災害救助機関相互間<br>(3) 消防機関と災害救助機関相互間                                      |
|      | 4 鉄道その他の交通機関（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項                              | 輸送の確保に直接関係がある機関相互間  |
|      | 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項  | 通信の確保に直接関係がある機関相互間  |
|      | 6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項   | 電力の供給の確保に直接関係がある機関間   |
|      | 7 秩序の維持のため緊急を要する事項  | (1) 警察機関相互間<br>(2) 防衛機関相互間<br>(3) 警察機関と防衛機関相互間  |
|      | 8 災害の予防又は救援のため必要な事項   | 天変、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間                                      |
| 緊急通話 | 1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 | (1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間（非常通話の表中8欄に掲げるものを除く。）<br>(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間 |
|      | 2 治安の維持のため緊急、を要する事項   | (1) 警察機関相互間<br>(2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間                                   |
|      | 3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し緊急を要する事項                                | 選挙管理機関相互間   |
|      | 4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの   | 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間  |

| 種別   | 通話の内容  | 機関等  |
|------|--|--|
| 緊急通話 | 5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 | (1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>(2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>(3) 預貯全業務を行う金融機関相互間<br>(4) 国又は地方公共団体の機関(非常通話の表及びこの表の1欄からこの欄(3)までに掲げるものを除く。)相互間 |

## 資料 3-4-1 被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

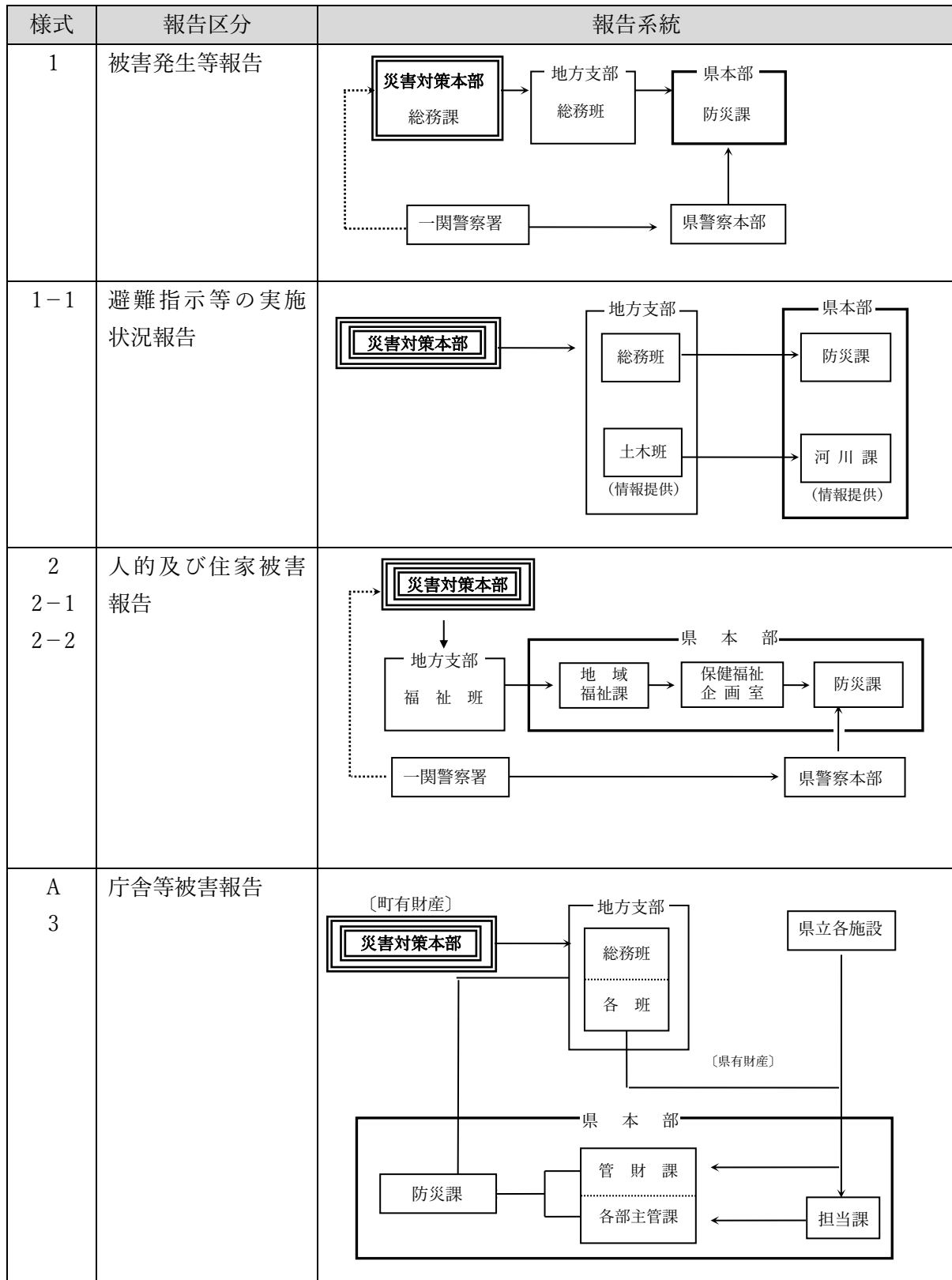
| 被害区分   |           | 判定基準   |
|--------|-----------|--|
| 人的被害   | 死者        | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。   |
|        | 行方不明      | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。  |
|        | 重傷者       | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。   |
|        | 軽傷者       | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者とする。  |
| 住家の被害  | 全壊、全焼、全流失 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
|        | 半壊、半焼     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。                       |
|        | 一部破損      | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。  |
|        | 床上浸水      | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。   |
|        | 床下浸水      | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。  |
| 非住家の被害 | 非住家       | 住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。   |
|        | 公共建築      | 例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。   |
|        | その他       | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。  |
|        | 非住家被害     | 全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。   |

| 被害区分   |                 | 判定基準   |
|--------|-----------------|--|
| 田畑の被害  | 田の流失、埋没         | 田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。  |
|        | 田の冠水            | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。   |
| その他の被害 | 畑の流失、埋没<br>畑の冠水 | 田の例に準じて取扱うものとする。   |
|        | 文教施設            | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。   |
|        | 病院              | 医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。  |
|        | 道路              | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。  |
|        | 橋梁              | 道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。  |
|        | 河川              | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。 |
|        | 砂防              | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                    |
|        | 清掃施設            | ごみ処理及び屎尿処理施設とする。   |
|        | 崖崩れ             | 山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。  |
|        | 鉄道不通            | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。  |
|        | 被害船舶            | ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                         |
|        | 電話              | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。  |
|        | 水道              | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。  |
|        | 電気              | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。   |
|        | ガス              | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。   |
|        | ブロック塀等          | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。  |
|        | り災世帯            | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。   |
|        | り災者             | り災世帯の構成員とする。   |
|        | 火災発生            | 地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。  |
|        | 公立文教施設          | 公立の文教施設とする。  |

|        |           |  |
|--------|-----------|--|
| その他の被害 | 農林水産業施設   | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。 |
|        | 公共土木施設    | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。       |
|        | その他公共施設   | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。                      |
|        | 公共施設被害市町村 | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の市町村被害を受けた市町村とする。  |
|        | 農産被害      | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。   |
|        | 林産被害      | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。   |
|        | 畜産被害      | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。   |
|        | 水産被害      | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。  |
|        | 商工被害      | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。   |

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

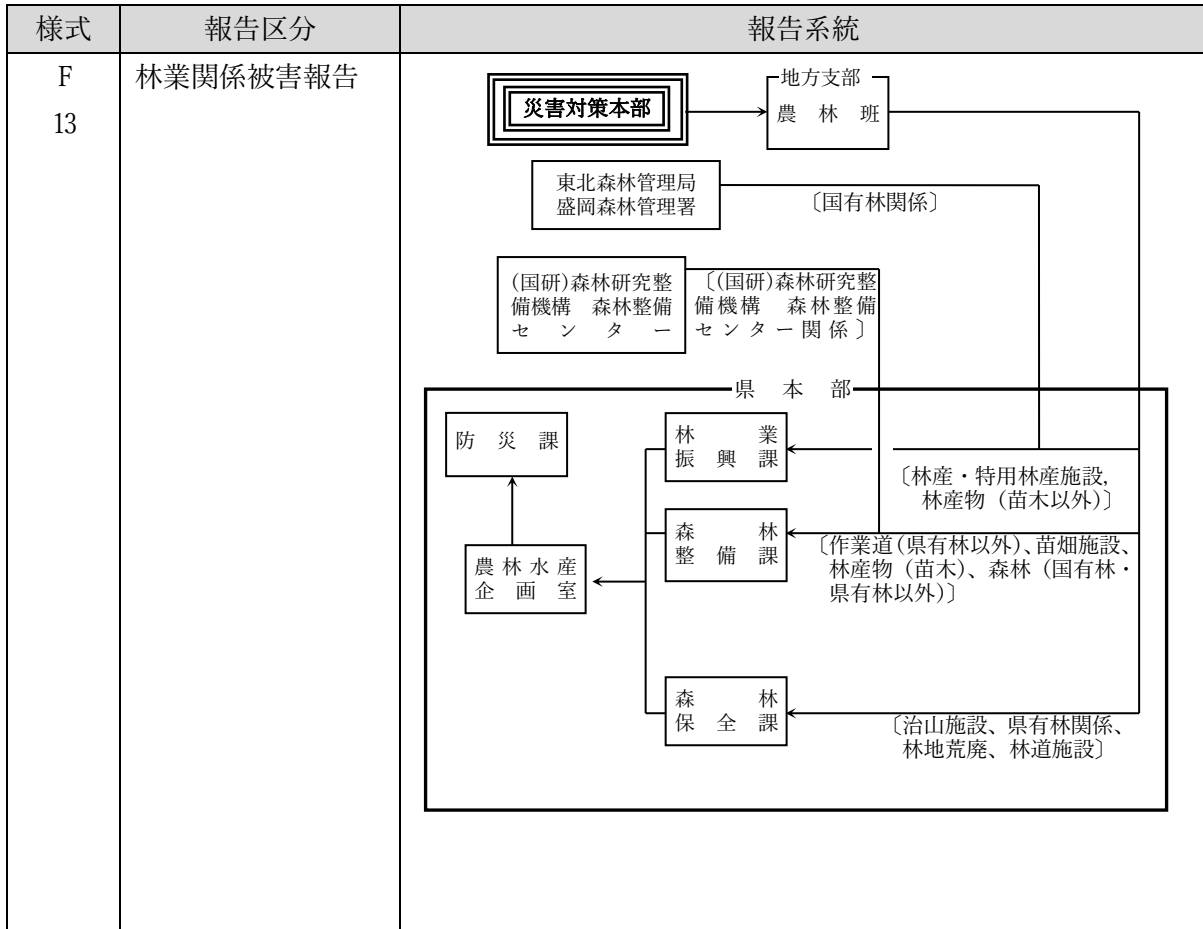
資料 3-4-2 報告区分別系統図

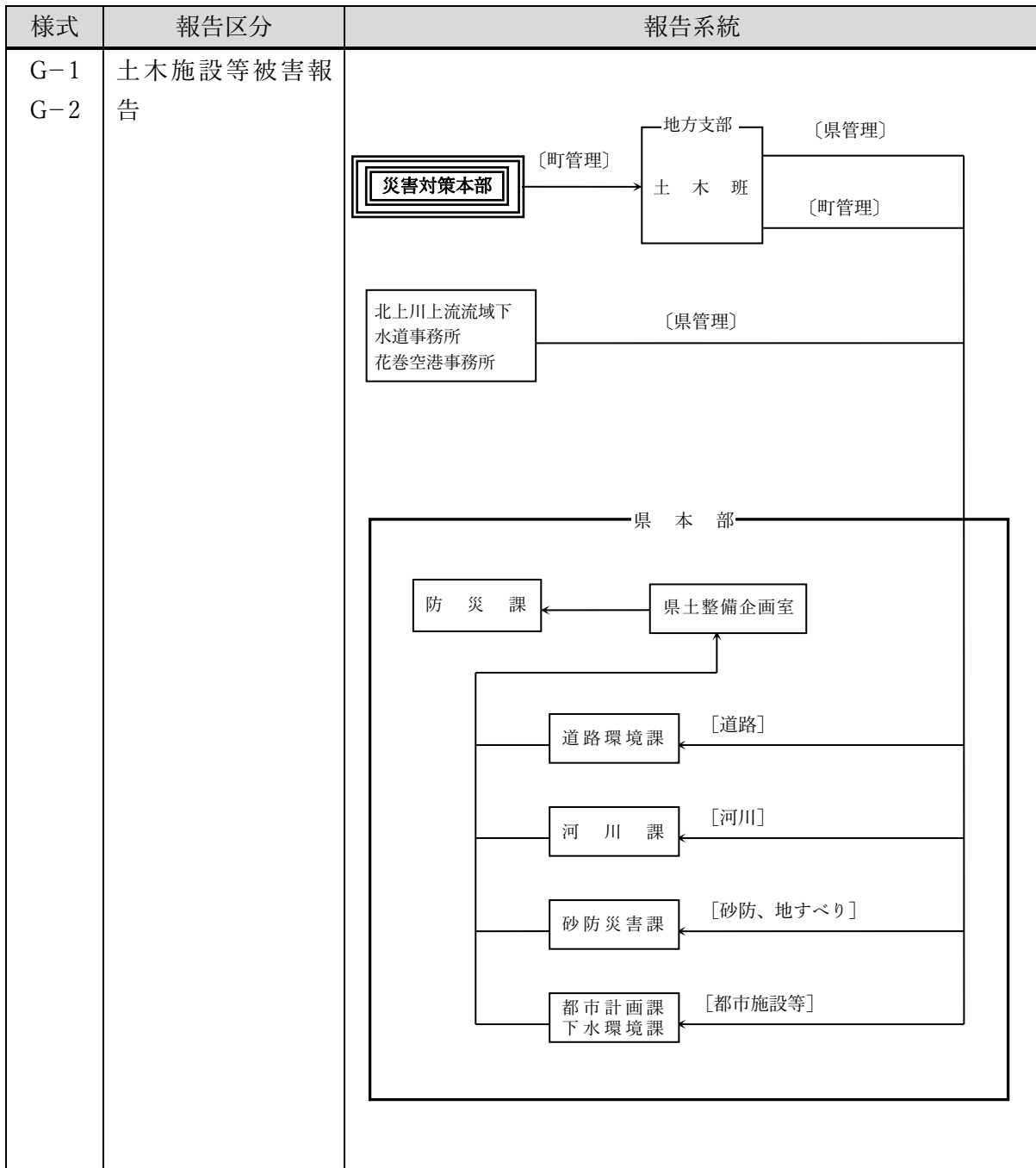


| 様式                 | 報告区分                        | 報告系統  |
|--------------------|-----------------------------|---|
| 4                  | 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告 | <p>災害対策本部</p> <p>[社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設]</p> <p>地方支部</p> <p>教育事務所班</p> <p>福祉班</p> <p>県立各施設</p> <p>県本部</p> <p>防災課</p> <p>保健福祉企画室</p> <p>地域福祉課</p> <p>長寿社会課</p> <p>障がい保健福祉課</p> <p>子ども子育て支援課</p> <p>[社会福祉施設]</p> <p>[社会教育施設]</p> <p>生涯学習文化財課</p> <p>[文化施設]</p> <p>保健体育課</p> <p>[体育施設]</p> |
| B<br>C<br>5<br>5-1 | 医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告        | <p>災害対策本部</p> <p>国立病院等</p> <p>地方支部</p> <p>保健環境班(福祉班)</p> <p>県立病院班</p> <p>県本部</p> <p>[県立病院以外の病院等]</p> <p>防災課</p> <p>保健福祉企画室</p> <p>健康国保課</p> <p>子ども子育て支援室</p> <p>[母子健康センター]</p> <p>環境生活企画室</p> <p>環境保全課</p> <p>資源循環推進課</p> <p>[上水道施設・衛生施設]</p> <p>医療政策課</p> <p>[県立病院]</p>                  |
| 6                  | 消防施設被害報告                    | <p>災害対策本部</p> <p>地方支部</p> <p>総務班</p> <p>県本部</p> <p>総合防災班</p>  |

| 様式     | 報告区分           | 報告系統 |
|--------|----------------|------|
| D<br>7 | 観光施設被害報告       |      |
| E<br>8 | 商工関係被害報告       |      |
| 9      | 高圧ガス、火薬類施設被害報告 |      |

| 様式              | 報告区分        | 報告系統           |
|-----------------|-------------|----------------|
| F<br>10         | 農業施設被害報告    |                |
| F<br>11<br>11-1 | 農作物等被害報告    |                |
| F<br>12         | 家畜等関係被害報告   | <p>〔県管理以外〕</p> |
| F<br>16         | 農地農業用施設被害報告 | <p>〔県管理以外〕</p> |

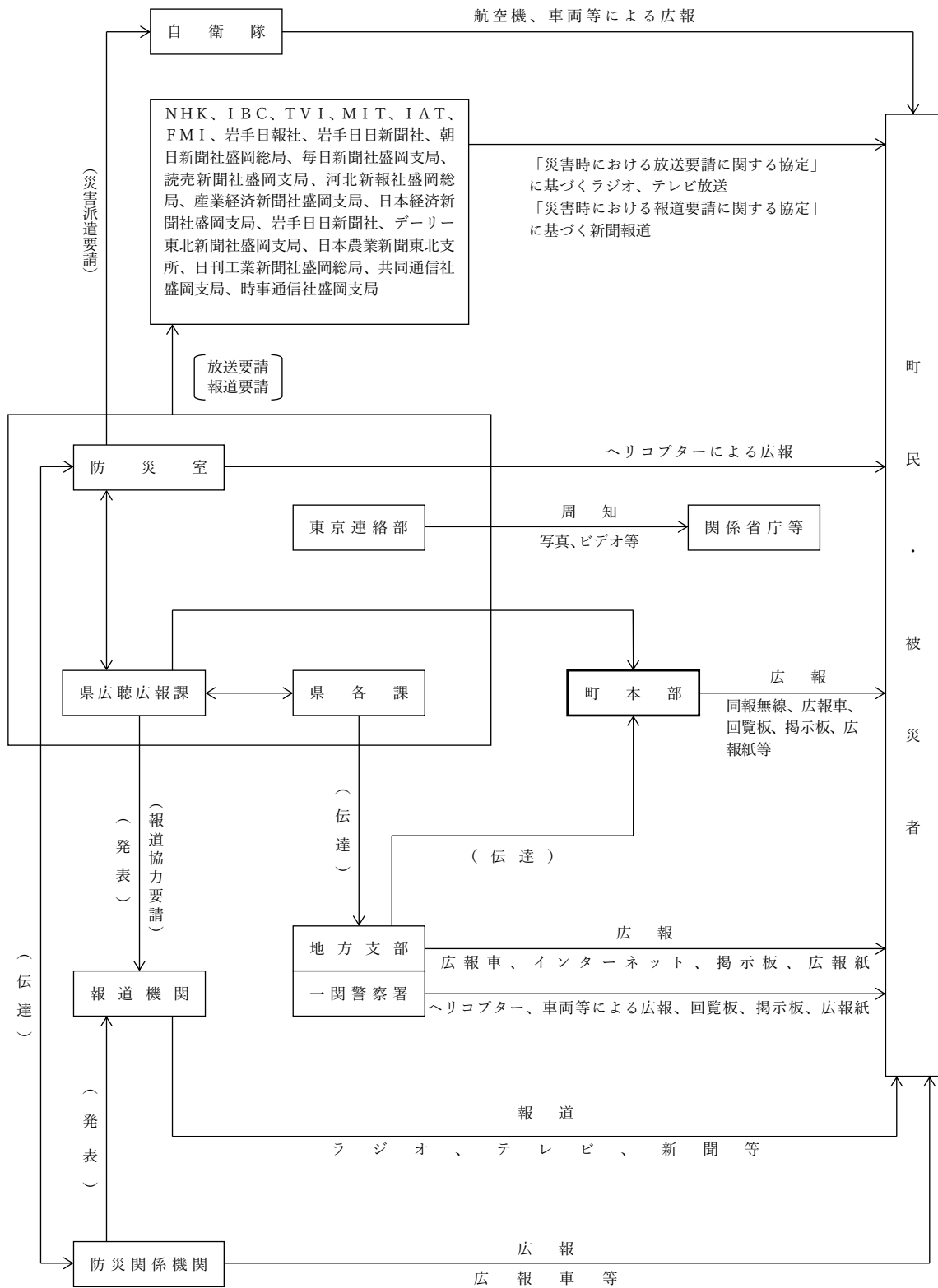




| 様式               | 報告区分      | 報告系統 |
|------------------|-----------|------|
| 14               | 土木施設等被害報告 |      |
| G-1<br>G-2<br>15 | 公営住宅等被害報告 |      |

| 様式            | 報告区分                             | 報告系統 |
|---------------|----------------------------------|------|
| H<br>17<br>18 | 児童・生徒及び教員<br>等被害報告<br><br>学校被害報告 |      |
| H<br>19       | 文化財被害報告                          |      |

資料 3-5-1 航空機、車両等による広報

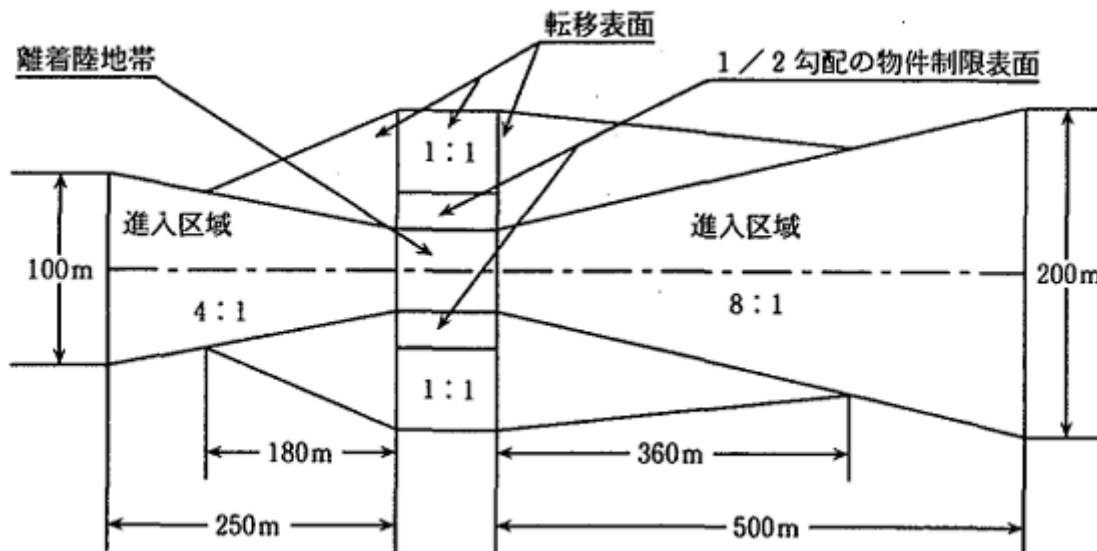


資料 3-6-1 ヘリポートの設置基準

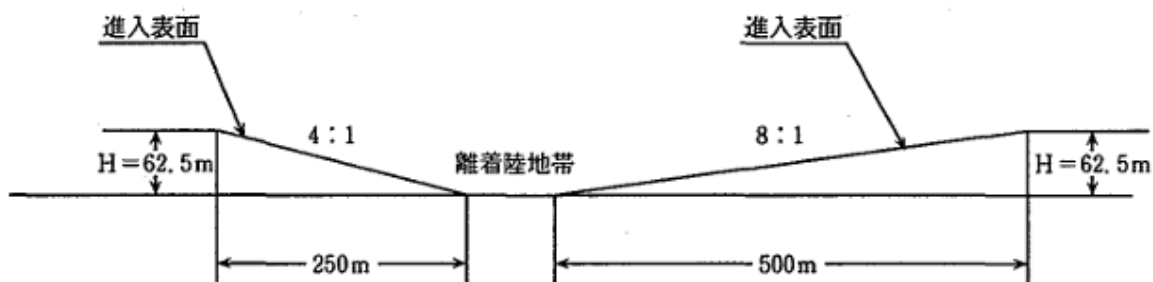
回転翼航空機の場合の進入区域，進入表面，転移表面の略図

(1) 一般

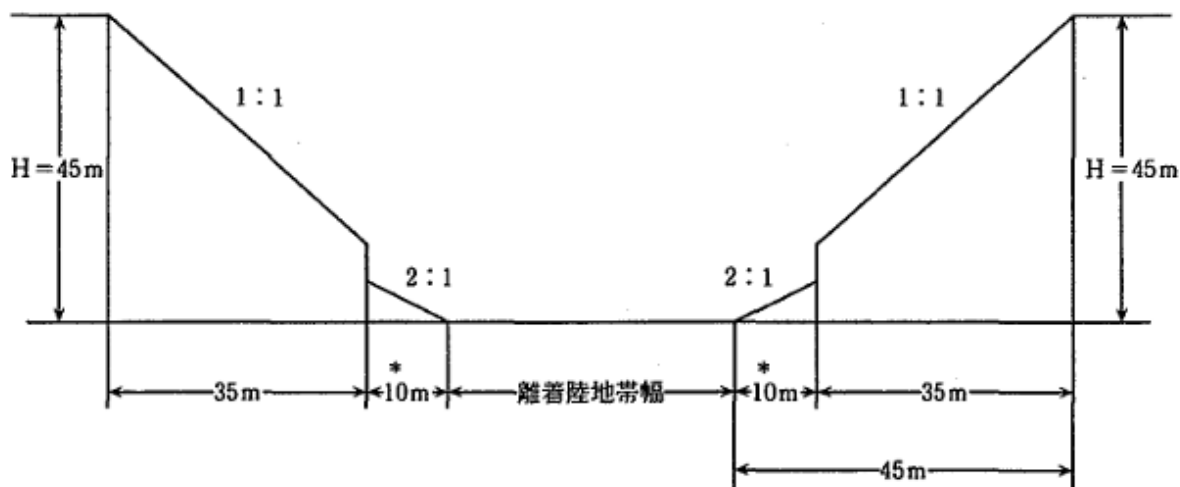
1) 平面図



2) 進入表面断面図



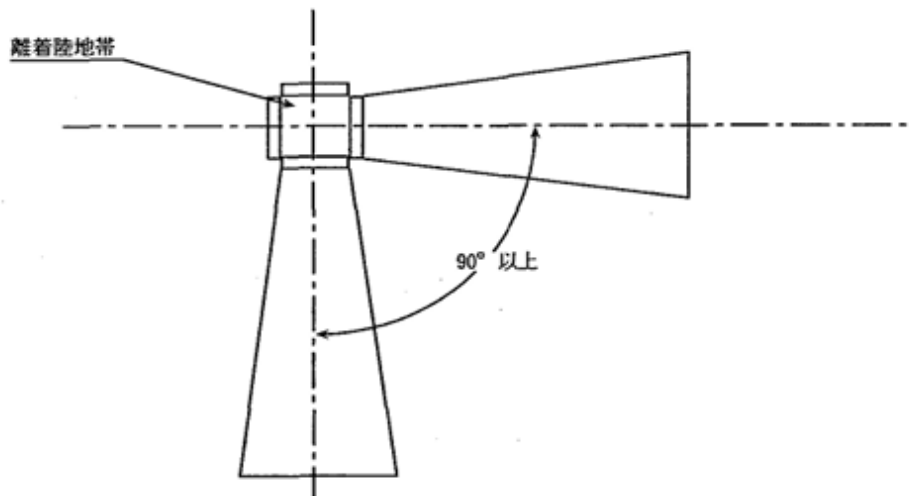
3) 転移表面断面図



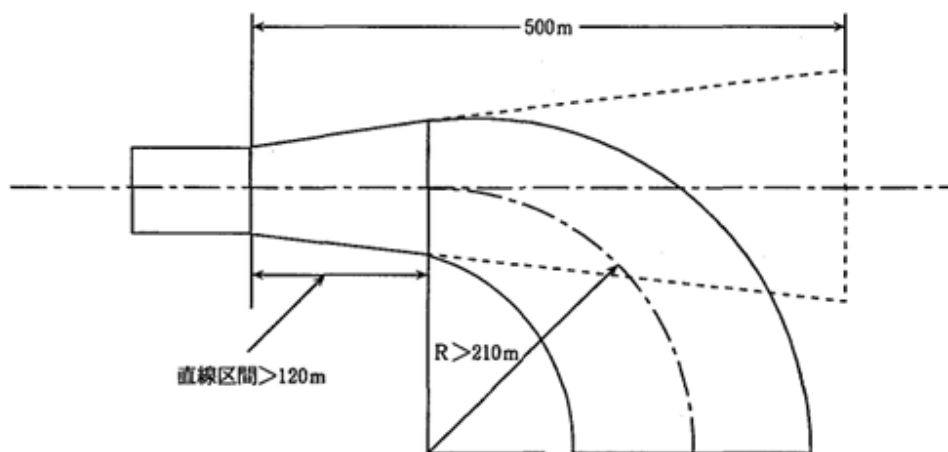
\* 離着陸地帯の外側 10メートルの範囲内に 1/2 勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域，進入表面の特例]

- ① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域，進入表面



- ② わん曲した進入経路，出発経路の場合の進入区域，進入表面

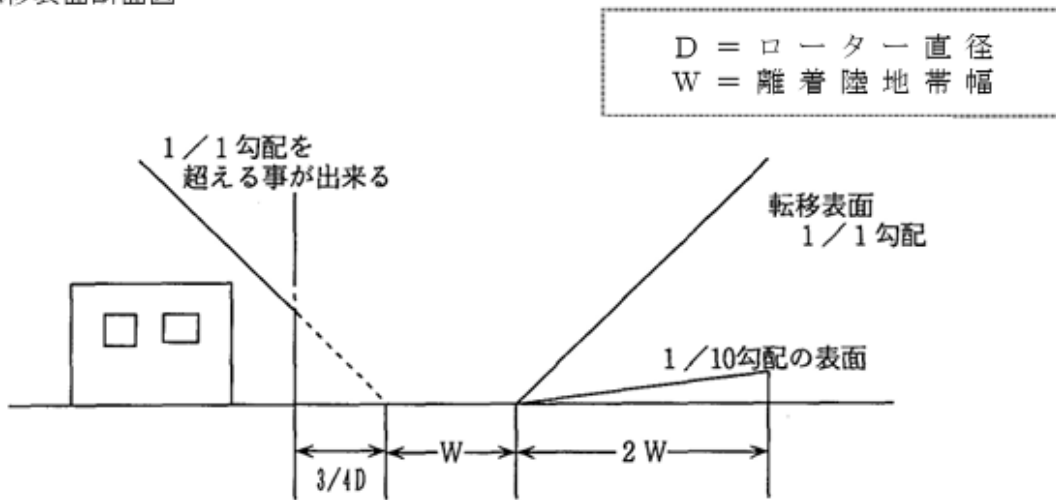


\* 進入表面の勾配は，中心線上での勾配とする。

\* R は 210 メートル以上とする。

[転移表面の特例 (一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合)]

\*転移表面断面図

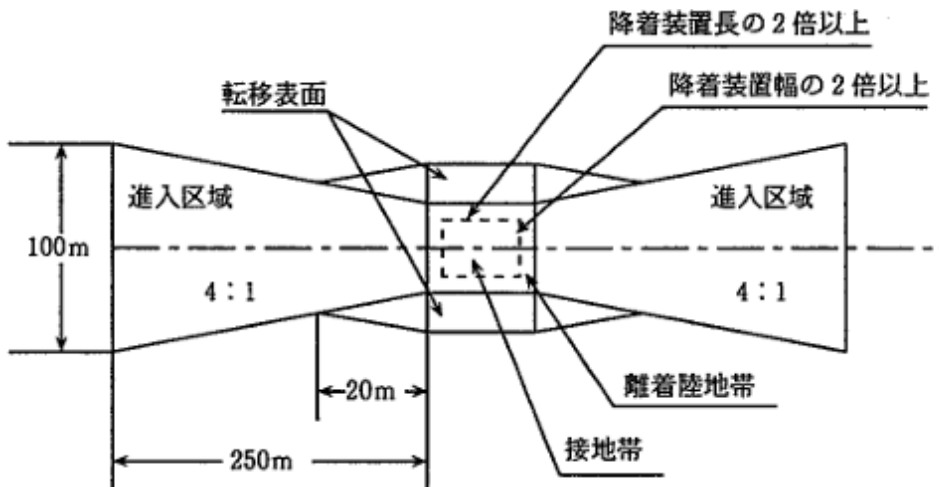


3/4Dの範囲内で離着陸地帯の  
最高点を含む水平面より上  
に出る物件がないこと。

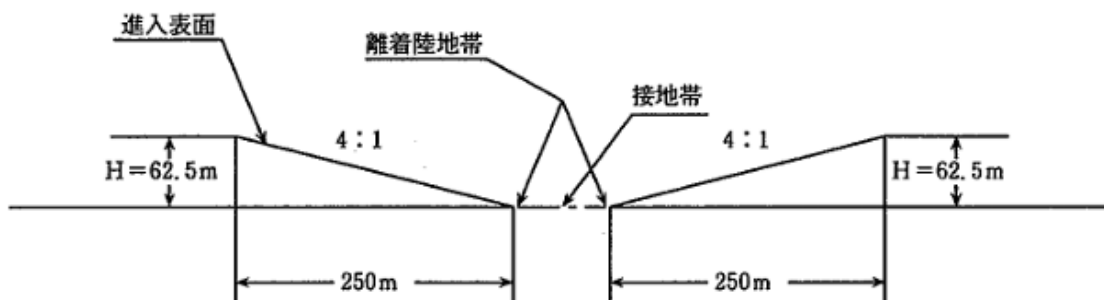
2Wの範囲内は1/10勾配の表面  
の上に出る高さの物件のない  
こと。

(2) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合 (特殊地域)

1) 平面図



2) 進入表面断面図

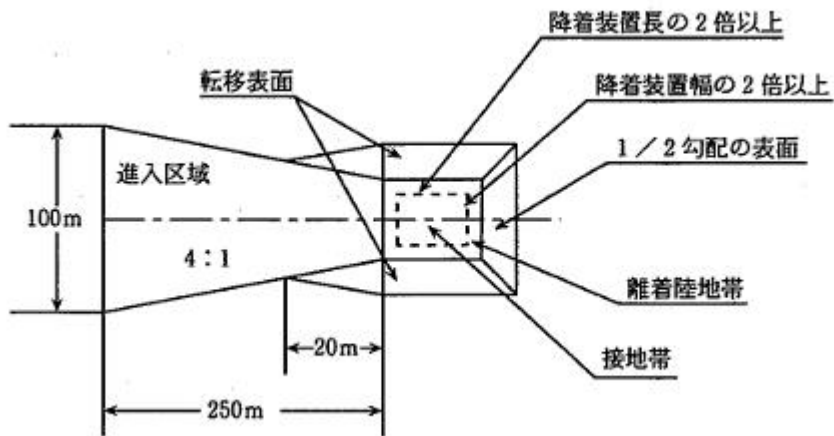


3) 転移表面断面図

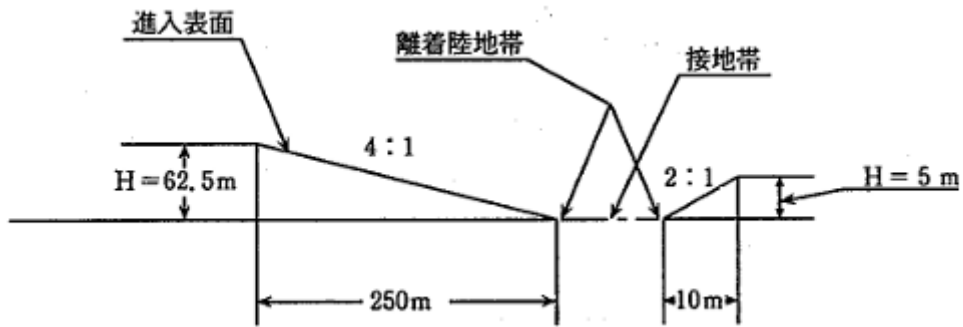


〔進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面，転移表面の特例〕

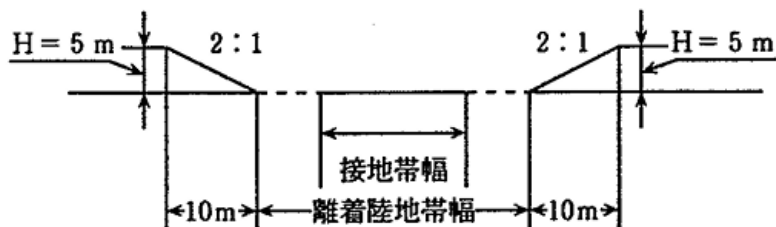
① 平面図



② 進入表面断面図

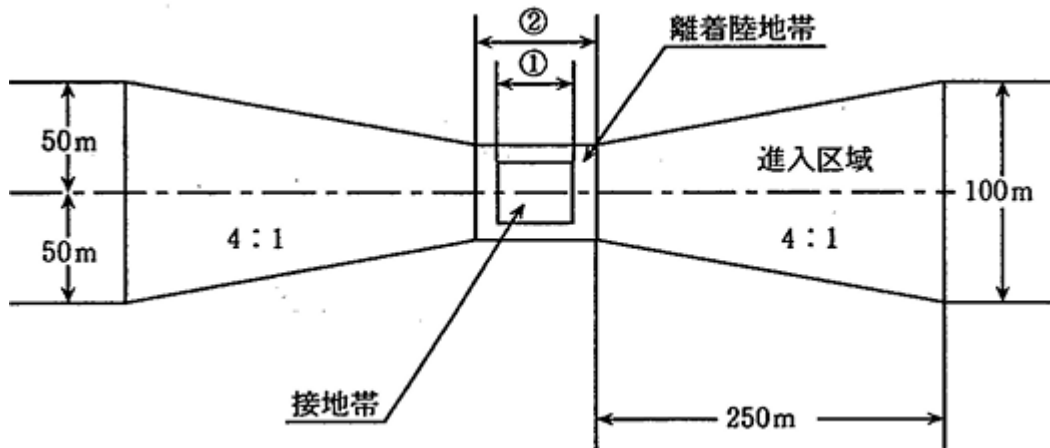


③ 転移表面断面図



(3) 災害時において緊急輸送等、または訓練においても使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

1) 平面図



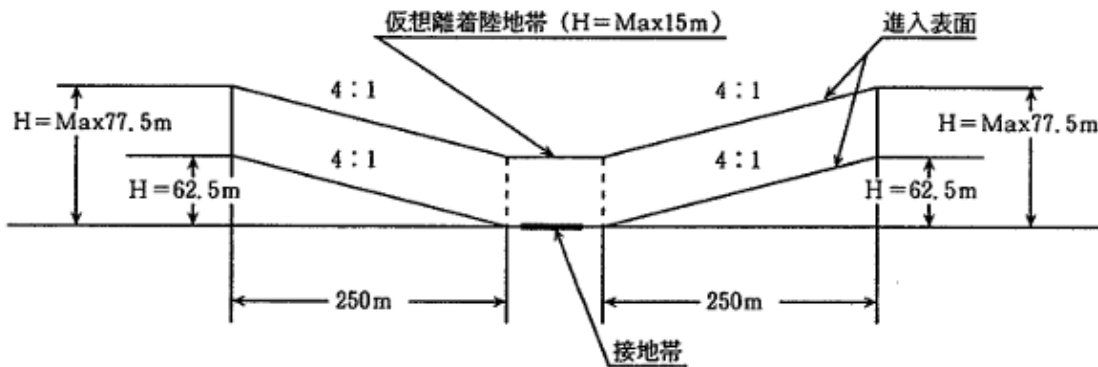
(ア) 接地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

(イ) 離着陸地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。

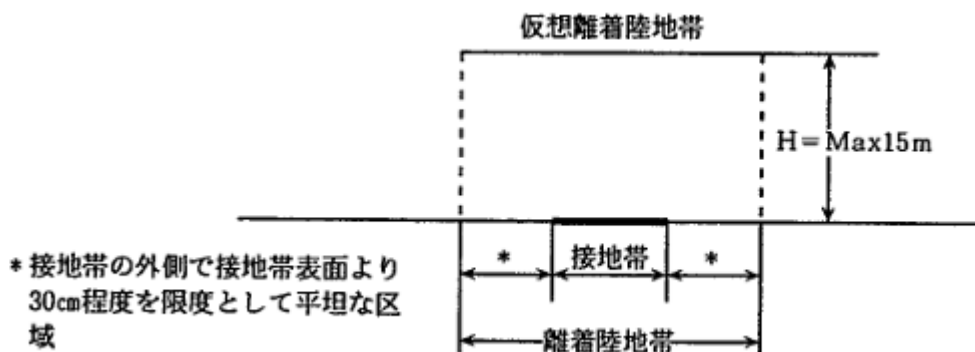
\* 全長が 20m を越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。

\* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

2) 進入表面断面図



3) 転移表面断面図（転移表面は設定せず）



**(4) 危険予防の措置**

① 飛行場外離着陸場への立入禁止措置

ヘリコプターの運航にかかわらない者の立入禁止措置を講ずること。

② 防塵措置

ヘリコプターの下降流による砂塵が発生するおそれがあるところでは、散水による防塵措置を講ずること。

③ 飛散防止措置

飛行場外離着陸場周囲の物品等の飛散防止措置を講ずること。

**(5) 飛行場外離着陸場**

平泉町におけるヘリポートの現状は以下の通りである。

| 離着陸場名              | 地名・地番   | 座標          |              | 長さ×幅<br>(m) |
|--------------------|---------|-------------|--------------|-------------|
|                    |         | 世界測地系 WGS84 |              |             |
| 国土交通省<br>一関水防ヘリポート | 西磐井郡平泉町 | N           | 38° 57' 59"  | 23          |
|                    | 平泉字塩沢地先 | E           | 141° 07' 37" | 20          |

**資料 3-6-2 給油所一覧表**

(令和5年4月1日現在)

| 名称       | 設置場所       | ハイオク<br>ガソリン | レギュラー<br>ガソリン | 軽油     | 電話番号    |
|----------|------------|--------------|---------------|--------|---------|
| 株式会社旭東   | 平泉字高田 68-6 | 10,000       | 20,000        | 20,000 | 46-2770 |
| 三盛石油株式会社 | 平泉字志羅山 3-9 | 3,000        | 16,600        | 9,600  | 46-2550 |
| 有限会社平泉石油 | 平泉字宿 53-4  | 5,000        | 20,000        | 5,000  | 46-4064 |

**資料 3-6-3 車両燃料等の調達方法**

使用燃料は取扱業者と協定によるものとする。

(下記災害用給油券を発行する)

|   |   |
|---|---|
| 災害用給油券<br>1 作 業 別<br>2 使用車両の責任者<br>3 油 の 種 別<br>4 給 油 量 | N o .<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>年 月 日<br>発行者 平泉町長<br>印 |
|---|---|

## 資料 3-6-4 緊急通行車両

(令和6年3月1日現在)

| No. | 所属課    | 車名    |                      | 種別    | 登録番号 |     |        | 災害対策応急用務等 |
|-----|--------|-------|----------------------|-------|------|-----|--------|-----------|
| 1   | 総務課    | トヨタ   | アルファード <sup>o</sup>  | 乗用車   | 平泉   | 304 | は 8888 | 指示用務      |
| 2   | 総務課    | トヨタ   | エステイマ                | 乗用車   | 平泉   | 300 | す 8888 | 警報伝達・指示用務 |
| 3   | 総務課    | トヨタ   | プリウス                 | 乗用車   | 平泉   | 300 | さ 667  | 警報伝達・指示用務 |
| 4   | 総務課    | 日野    | リエッセ                 | バス    | 平泉   | 200 | さ 48   | 人員輸送      |
| 5   | 総務課    | 日産    | セレナ                  | 消防自動車 | 平泉   | 800 | さ 1288 | 警報伝達・指示用務 |
| 6   | 総務課    | 日産    | クリッパー                | 消防自動車 | 平泉   | 800 | あ 87   | 警報伝達・指示用務 |
| 7   | 税務課    | 日産    | リーフ                  | 乗用車   | 平泉   | 300 | さ 2481 | 警報伝達・指示用務 |
| 8   | 町福     | スバル   | エクシーガ                | 乗用車   | 平泉   | 300 | さ 666  | 防疫用務      |
| 9   | 町福     | 日産    | ウイングロード <sup>o</sup> | 乗用車   | 平泉   | 500 | す 1701 | 交通指導      |
| 10  | 長島保育所  | ダイハツ  | タント                  | 軽乗用車  | 平泉   | 580 | い 4455 | 警報伝達・指示用務 |
| 11  | 保健センター | 日産    | セレナ                  | 乗用車   | 平泉   | 500 | さ 1010 | 警報伝達・指示用務 |
| 12  | 保健センター | 日産    | クリッパー                | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | い 6450 | 防疫用務      |
| 13  | 保健センター | 日産    | クリッパー                | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | う 1271 | 防疫用務      |
| 14  | 観光商工課  | 日産    | セレナ                  | 乗用車   | 平泉   | 310 | た 629  | 警報伝達・指示用務 |
| 15  | 農林振興課  | トヨタ   | プロボックス               | 乗用車   | 平泉   | 500 | さ 965  | 農作物等被害調査  |
| 16  | 農林振興課  | 日産    | クリッパー                | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | い 58   | 農作物等被害調査  |
| 17  | 建設水道課  | スバル   | フォレスター               | 乗用車   | 平泉   | 300 | さ 731  | 土木施設巡回    |
| 18  | 建設水道課  | スズキ   | ジムニー                 | 軽乗用車  | 平泉   | 580 | あ 1745 | 土木施設巡回    |
| 19  | 建設水道課  | スバル   | サンバー                 | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | あ 651  | 土木施設巡回    |
| 20  | 建設水道課  | いすゞ   | エルフ(給水車)             | 小型貨物車 | 平泉   | 400 | さ 183  | 水道施設巡回    |
| 21  | 建設水道課  | 日産    | クリッパー                | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | う 2205 | 水道施設巡回    |
| 22  | 建設水道課  | スバル   | サンバーパ <sup>o</sup> ン | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | あ 639  | 水道施設巡回    |
| 23  | 建設水道課  | 日野    | 小型2t<br>ダンプ          | 小型貨物車 | 平泉   | 400 | さ 6423 | 物資輸送      |
| 24  | 建設水道課  | スバル   | 軽トラサンバー              | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | あ 702  | 施設応急復旧    |
| 25  | 建設水道課  | 小松メック | ショベル・<br>ローダー        | 大型特殊車 | 岩手   | 00  | る 2797 | 施設応急復旧    |
| 26  | 建設水道課  | 小松    | グレーダ                 | 大型特殊車 | 岩手   | 00  | る 3000 | 施設応急復旧    |
| 27  | 教育委員会  | トヨタ   | ウィッシュ                | 乗用車   | 平泉   | 500 | さ 887  | 警報伝達・指示用務 |
| 28  | 教育委員会  | トヨタ   | エステイマ                | 乗用車   | 平泉   | 300 | さ 681  | 警報伝達・指示用務 |
| 29  | 教育委員会  | トヨタ   | コースター                | バス    | 平泉   | 200 | さ 90   | 人員輸送      |
| 30  | 教育委員会  | いすゞ   | ガ <sup>o</sup> ラミオ   | バス    | 平泉   | 200 | は 62   | 人員輸送      |
| 31  | 平泉中学校  | ダイハツ  | ハイゼット                | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | あ 7468 | 警報伝達・指示用務 |
| 32  | 平泉小学校  | スズキ   | キャリイ                 | 軽貨物車  | 平泉   | 480 | あ 713  | 警報伝達・指示用務 |

| No. | 所属課      | 車名  |               | 種別   | 登録番号 |     |   |      | 災害対策応急用務等 |
|-----|----------|-----|---------------|------|------|-----|---|------|-----------|
|     |          | スズキ | キャリイ          |      | 平泉   | 480 | あ | 3489 |           |
| 33  | 長島小学校    | スズキ | キャリイ          | 軽貨物車 | 平泉   | 480 | あ | 3489 | 警報伝達・指示用務 |
| 34  | 文化遺産センター | スバル | サンバーバン        | 軽貨物車 | 平泉   | 480 | あ | 640  | 警報伝達・指示用務 |
| 35  | 文化遺産センター | 日産  | クリッパー<br>トラック | 軽貨物車 | 平泉   | 480 | い | 291  | 警報伝達・指示用務 |
| 36  | 文化遺産センター | 日産  | クリッパー         | 軽貨物車 | 平泉   | 480 | あ | 9223 | 警報伝達・指示用務 |
| 37  | 世界遺産推進室  | スバル | サンバーバン        | 軽貨物車 | 平泉   | 480 | あ | 712  | 警報伝達・指示用務 |

## 資料 3-6-5 機械機材所有者

| 所有者       | 電話番号    | 住所               |
|-----------|---------|------------------|
| 朝田建設株式会社  | 46-2317 | 平泉町平泉字鈴沢 4 - 1   |
| 株式会社ゴトウ   | 46-2266 | 平泉町平泉字瀬原 87 - 1  |
| 有限会社菅原組   | 46-3871 | 平泉町平泉字黄金沢 56 - 5 |
| 有限会社ユー・アイ | 46-3029 | 平泉町平泉字塩沢 130 - 5 |

資料 3-8-1 出火出動計画

| 区域及び消防団名    | 区域   | 第一出場                     | 第二出場                          | 第三出場  | 特別出場 |
|-------------|--|--------------------------|-------------------------------|---|------|
| 第一区<br>(平泉) | 平泉町平泉の間1分団区域<br>(太田川橋桜川鉄橋踏切間及び北上川以西毛越寺まで)      | 平泉町<br>1分団(可)(自)         | 平泉町<br>2, 3, 4, 5分団<br>(可)(自) | 一関市 2台(自)<br>奥州市衣川<br>1台(自)<br>奥州市前沢<br>1台(自) |      |
| 第二区<br>(平泉) | 平泉町平泉の間2分団及び5、6分団区域<br>(中尊寺戸河内地区より奥州市衣川、前沢境まで) | 平泉町<br>2、5、6分団<br>(可)(自) | 平泉町<br>1、3、4分団<br>(可)(自)      | 奥州市衣川<br>2台(自)<br>奥州市前沢<br>1台<br>一関市 1台       |      |
| 第三区<br>(平泉) | 平泉町平泉の間3、4分団区域<br>(太田川以南一関市境達谷窟以西巖美境まで)        | 平泉町<br>3、4分団<br>(可)(自)   | 平泉町<br>1、2、5分団<br>(可)(自)      | 一関市 3台(自)<br>一関市 3台(可)                        |      |
| 第四区<br>(平泉) | 平泉町長島の間9分団及び7分団の一部の区域<br>(北は奥州市前沢生母境まで)        | 平泉町<br>7、9分団<br>(可)(自)   | 平泉町<br>1、3、8分団<br>(可)(自)      | 一関市 1台(自)<br>奥州市前沢<br>1台(自)<br>1台(可)          |      |
| 第五区<br>(平泉) | 平泉町長島の間8分団及び7分団の一部の区域<br>(一関市舞川境まで)            | 平泉町<br>7、8分団<br>(可)(自)   | 平泉町<br>1、3、9分団<br>(可)(自)      | 一関市 1台(自)<br>奥州市前沢<br>1台(自)<br>1台(可)          |      |
| 備考          | 上表中(自)は自動車ポンプ、(可)可搬式動力ポンプを示す。                  |                          |                               |   |      |

### 資料 3-8-2 出火出場要領

第1条 出場、火煙の認知如何にかかわらず火災であることを覚知した時は直ちに出場するものとする。

第2条 出場、何れの場合に於いても火煙の立上るを認め、或は警鐘その他の信号等により火災と認知したときは直ちに出場するものとする。

第3条 出場、火煙が熾烈で逐次拡大しあるを認知し、又危険大なりと認められる時出場するものとする。

(例) 連日の早天続きで湿度の著しく低下したる時又は風速の激しい時をいう。

第4条 出場災害が相当拡大し、平時編成にては収拾困難と認めた時災害救助法により救助隊が活動する場合等を言う。

## 資料 3-8-3 緊急消防援助隊岩手県大隊

| 小隊名            | 構成消防本部名等   | 装備等                                 |
|----------------|--|-------------------------------------|
| 都道府県大隊指揮隊      | 盛岡、一関（2隊）  | 指揮車                                 |
| 消火小隊           | 盛岡（7）、花巻（4）、北上（2）、奥州金ケ崎（4）、釜石大槌（3）、一関（6）、大船渡（2）、陸前高田（1）、遠野（1）、宮古（4）、久慈（4）、二戸（4）（42隊） | 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車         |
| 救助小隊           | 盛岡（1）、北上（2）、奥州金ケ崎（1）、一関（1）、宮古（1）、大船渡（1）（7隊）  | 救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車         |
| 救急小隊           | 盛岡（4）、花巻（2）、北上（2）、奥州金ケ崎（3）、釜石大槌（1）、一関（2）、大船渡（1）、陸前高田（1）、遠野（1）、宮古（3）、久慈（2）、二戸（1）（23隊） | 災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材               |
| 後方支援小隊         | 盛岡（4）、花巻（2）、北上（1）、奥州金ケ崎（2）、釜石大槌（2）、一関（2）、大船渡（1）、宮古（1）、久慈（2）（17隊）                     | 支援車、資機材搬送車、上記の部隊が72時間対応出来るために必要な物資等 |
| 通信支援小隊         | 盛岡（1隊）   | 広報通信車                               |
| 特殊災害小隊<br>（毒劇） | 盛岡（1隊）<br>（救助部隊と重複登録）  | 劇毒物、B災害、C災害対応資機材                    |
| 特殊装備小隊         | 盛岡（はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車）、奥州金ケ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車）（5隊）                                |                                     |
| 航空小隊           | 岩手県防災航空隊（1隊）   | 防災ヘリコプター                            |
| 航空指揮支援隊        | 岩手県（1隊）<br>（航空後方支援小隊と重複登録）   | 航空隊支援車                              |
| 航空後方支援小隊       | 岩手県（1隊）  | 航空隊支援車                              |

## 資料 3-10-1(1) 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

## (自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

## (応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

## (連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

## (情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

## (その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市

盛岡市長 桑島 博

宮古市

宮古市長 菊池 長右エ門

大船渡市

大船渡市長 甘竹 勝郎

水沢市

水沢市長 後藤 晨

花巻市

花巻市長 渡邊 勉

|        |     |     |  |
|--------|-----|-----|--|
| 北上市    |     |     |  |
| 北上市長   | 高橋  | 盛吉  |  |
| 久慈市    |     |     |  |
| 久慈市長   | 久慈  | 義昭  |  |
| 遠野市    |     |     |  |
| 遠野市長   | 菊池  | 正   |  |
| 一関市    |     |     |  |
| 一関市長   | 佐々木 | 一朗  |  |
| 陸前高田市  |     |     |  |
| 陸前高田市長 | 菅野  | 俊吾  |  |
| 釜石市    |     |     |  |
| 釜石市長   | 野田  | 武義  |  |
| 江刺市    |     |     |  |
| 江刺市長   | 及川  | 勉   |  |
| 二戸市    |     |     |  |
| 二戸市長   | 小原  | 豊明  |  |
| 雫石町    |     |     |  |
| 雫石町長   | 川口  | 義彌  |  |
| 葛巻町    |     |     |  |
| 葛巻町長   | 遠藤  | 治夫  |  |
| 岩手町    |     |     |  |
| 岩手町長   | 田中  | 幸平  |  |
| 西根町    |     |     |  |
| 西根町長   | 工藤  | 勝治  |  |
| 滝沢村    |     |     |  |
| 滝沢村長   | 柳村  | 純一  |  |
| 松尾村    |     |     |  |
| 松尾村長   | 佐々木 | 正四郎 |  |
| 玉山村    |     |     |  |
| 玉山村長   | 工藤  | 久徳  |  |
| 紫波町    |     |     |  |
| 紫波町長   | 鷹木  | 壯光  |  |
| 矢巾町    |     |     |  |
| 矢巾町長   | 高橋  | 隆三  |  |
| 大迫町    |     |     |  |
| 大迫町長   | 畠   | 敏   |  |
| 石鳥谷町   |     |     |  |
| 石鳥谷町長  | 大竹  | 義文  |  |

|       |     |    |  |
|-------|-----|----|--|
| 東和町   |     |    |  |
| 東和町長  | 小原  | 秀夫 |  |
| 湯田町   |     |    |  |
| 湯田町長  | 菅原  | 信夫 |  |
| 沢内村   |     |    |  |
| 沢内村長  | 内記  | 正志 |  |
| 金ヶ崎町  |     |    |  |
| 金ヶ崎町長 | 高橋  | 紀雄 |  |
| 前沢町   |     |    |  |
| 前沢町長  | 鈴木  | 一司 |  |
| 胆沢町   |     |    |  |
| 胆沢町長  | 千田  | 明  |  |
| 衣川村   |     |    |  |
| 衣川村長  | 佐々木 | 秀康 |  |
| 花泉町   |     |    |  |
| 花泉町長  | 小野寺 | 亮助 |  |
| 平泉町   |     |    |  |
| 平泉町長  | 穂積  | 昭慈 |  |
| 大東町   |     |    |  |
| 大東町長  | 小原  | 伸元 |  |
| 藤沢町   |     |    |  |
| 藤沢町長  | 佐藤  | 守  |  |
| 千厩町   |     |    |  |
| 千厩町長  | 藤野  | 光男 |  |
| 東山町   |     |    |  |
| 東山町長  | 松川  | 誠  |  |
| 室根村   |     |    |  |
| 室根村長  | 名取  | 涉  |  |
| 川崎村   |     |    |  |
| 川崎村長  | 千葉  | 莊  |  |
| 住田町   |     |    |  |
| 住田町長  | 菅野  | 剛  |  |
| 三陸町   |     |    |  |
| 三陸町長  | 佐々木 | 菊夫 |  |
| 大槌町   |     |    |  |
| 大槌町長  | 黒澤  | 友吉 |  |
| 宮守村   |     |    |  |
| 宮守村長  | 照井  | 春雄 |  |

|       |     |    |  |
|-------|-----|----|--|
| 田老町   |     |    |  |
| 田老町長  | 竹花  | 達雄 |  |
| 山田町   |     |    |  |
| 山田町長  | 黒澤  | 孝  |  |
| 岩泉町   |     |    |  |
| 岩泉町長  | 八重樫 | 協二 |  |
| 田野畑村  |     |    |  |
| 田野畑村長 | 早野  | 仙平 |  |
| 普代村   |     |    |  |
| 普代村長  | 岩澤  | 義雄 |  |
| 新里村   |     |    |  |
| 新里村長  | 山口  | 通男 |  |
| 川井村   |     |    |  |
| 川井村長  | 原   | 眞  |  |
| 軽米町   |     |    |  |
| 軽米町長  | 平   | 澄芳 |  |
| 種市町   |     |    |  |
| 種市町長  | 関根  | 重男 |  |
| 野田村   |     |    |  |
| 野田村長  | 中川  | 正勝 |  |
| 山形村   |     |    |  |
| 山形村長  | 小笠原 | 寛  |  |
| 大野村   |     |    |  |
| 大野村長  | 柏木  | 幸夫 |  |
| 九戸村   |     |    |  |
| 九戸村長  | 伊保内 | 昭一 |  |
| 浄法寺町  |     |    |  |
| 浄法寺町長 | 砂子田 | 一男 |  |
| 安代町   |     |    |  |
| 安代町長  | 北舘  | 義一 |  |
| 一戸町   |     |    |  |
| 一戸町長  | 稲葉  | 暉  |  |

## 資料 3-10-1(2) 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

（連絡担当課）

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

（訓練の実施）

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

### 資料 3-10-2 平泉町一関市消防相互応援協定

第1条 この条項において平泉町を甲町と称し、一関市を乙市と称する。

2 この協定は甲町と乙市の消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 甲町は乙市の区域内、乙市は甲町（別紙出火出動計画）の区域内の火災防禦のため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 消防機関が何等かの情報により、火災の発生を認知した場合は計画に則り派遣すること。
- (2) 要請があったときはその要請隊数（台数）
- (3) 応援側の消防長（消防団長）が必要と認める場合にはその全隊数を派遣すること。

第3条 水災その他の災害に際しては、要請のあった場合又は応援側の認定により相互に応援するものとする。

第4条 応援隊の指揮は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防長（消防団長）が指揮すること。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行うこと。

第5条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処置するものとする。

- (1) 応援に際し受援地に於いて発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は建物施設に対する事故により、補修費若しくは隊員及び一般者の死傷による療養扶助費に関しては、協定当事者の折半支弁すること。
- (2) 応援の間における職員手当及び被服の損料は応援側の負担とすること。
- (3) 応援が長時間に亘り食糧に用する費用は受援者側の負担とすること。
- (4) 動力ポンプによる作業が1時間以上に及び、更に長時間作業従事が予測されるその超過部分については、受援者側の負担とすること。
- (5) 前各号以外の費用に関しては当時者においてその都度決定するものとする。

右消防組織法第21条の規定に基づき各条項により別紙出火出動計画に従い、平泉町と一関市との間にこれを協定する。

昭和34年7月13日

平泉町長 西 洞 一 郎

### 資料 3-10-3(1) 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生在市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生在市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施工する。

## 資料 3-10-3(2) 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

平成8年9月30日

総務部長決裁

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運航体制（第4条－第12条）
- 第3章 運航管理（第13条－第21条）
- 第4章 安全管理（第22条・第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 事故防止対策等（第26条－第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

##### （他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

##### （用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- （2）防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- （3）防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する消防安全課の職員をいう。
- （4）自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- （5）運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

#### 第2章 運航体制

##### （常駐基地）

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

##### （総括管理者）

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

##### （運航管理責任者）

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（防災航空隊）

第7条 消防安全課防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

（隊長等の任務）

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

（隊員の任務）

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

（防災ヘリに搭乗する者の指定）

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

（運航指揮者の選任）

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

（運航指揮者の責務）

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

### 第3章 運航管理

（運航基準）

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 災害予防活動
- (6) 消防防災訓練活動
- (7) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

## (緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第4号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。
- 3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。
- 4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## (運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

- 2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター一月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。
- 3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

## (防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

## (防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

## (防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

- 2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

## (情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

## (飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

- 2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

#### 第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。
- 3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法を明らかにした要領等を整備しなければならない。
- 4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。
- 5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

- 2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

#### 第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員及び操縦士（以下「隊員等」という。）の教育訓練を実施するために必要な訓練計画等を定めるとともに、施設及び設備の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

- 2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。
- 3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めたときは、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。
- 4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事故防止対策等

(捜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

## 資料 3-10-4(1) 岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、両磐地区広域市町村圏、気仙地区広域市町村圏、気仙沼・本吉地域広域市町村圏を構成する市町及び栗原市、登米市（以下「構成市町」という。）において災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では、十分に応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第17条第1項の規定に基づき、当該応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災市町が他の市町に対し応援を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡市町)

第2条 各広域市町村圏にあつては連絡市町を定め、広域市町村圏間及び各市並びに当該広域市町村圏内構成市町との連絡調整等を行うものとする。

(連絡担当課)

第3条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(災害の種類)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要となる資機材、物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（消防団員を含む。）の派遣
- (5) 国民保護法に基づく国民保護のための措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、連絡市町又は連絡市町以外の市町（以下「応援市町」という。）へ応援要請するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員等
- (4) 応援の必要な場所及びその日時

- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(自主応援)

第7条 応援市町は、被害が甚大で被災市町との連絡が取れない場合又は被災市町が応援の要請をするいとまがないと認められる場合は、自主的に被災市町の情報収集を行い、要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。

この場合においては、当該被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第8条 応援市町が応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町(以下「受援市町」という。)の負担とする。

(応援費用の一時繰替支弁)

第9条 受援市町は、前条の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催する。

(その他の防災協定等の関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関して必要な細目は、構成市町が協議の上、定める。

(その他)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度構成市町が協議して決めるものとする。

第14条 この協定は、平成18年7月6日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通所持する。

平成18年7月6日

両磐地区広域市町村圏  
一関市長

平泉町長職務代理者

平泉町助役

気仙地区広域市町村圏

大船渡市長

陸前高田市長

住田町長

気仙沼・本吉地域広域市町村圏

気仙沼市長

南三陸町長

本吉町長

栗原市長

登米市長

## 資料 3-10-4(2) 岩手・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岩手・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定（平成18年7月6日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡市町)

第2条 協定第2条に規定する連絡市町は、別表の区分により当該構成市町が協議し、第2順位まで定めるものとする。

2 連絡市町の役割は、次のとおりとする。

- (1) 当該圏域内の市町の応援の種類等の資料の収集及び提供
- (2) 当該圏域内の受援市町の被害状況の情報の収集及び提供
- (3) 受援市町が必要とする応援の種類等の収集及び提供
- (4) その他広域市町村圏間及び当該圏域内の市町との連絡調整
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第6条の規定による応援要請は、原則として連絡市町を通じて電話又はファクシミリ等により行うものとし、後に文書を速やかに受援市町に提出するものとする。

2 ファクシミリ及び文書の様式は、別紙のとおりとする。

(応援職員の服務等)

第4条 受援市町が派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、受援市町の災害対策本部等の指揮下に入るものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携帯するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第5条 受援市町は、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第6条 協定第8条に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に要した経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受援市町が負担する経費の額は、当該受援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行う。

- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては受援市町が、受援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、受援市町と応援市町が協議して定める。

(費用の支払方法)

第7条 応援市町が、協定第9条の規定により、応援に要した費用を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額を受援市町に請求するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条に規定する額
  - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び運送費
  - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び運送費
  - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
  - (5) 施設の提供については、借上料
  - (6) 協定第6条第6号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、関係書類を添付の上、応援市町長名により受援市町長に対し行うものとする。
- 3 前2項により難いときは、受援市町及び応援市町が協議して定める。

(費用負担の協議)

第8条 協定第8条の規定にかかわらず、受援市町の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した費用の負担について、受援市町と応援市町との間で協議することができるものとする。

(連絡会議)

第9条 協定第10条に規定する連絡会議は、構成市町の担当課長で構成し、必要に応じて開催するものとする。

2 連絡会議の事務については、一関市が行うものとする。

(その他)

第10条 この実施細目に定めるもののほか、災害時相互応援の実施に関し特に必要がある場合は、その都度連絡会議で協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成18年7月6日から施行するものとする。

別紙様式

## 応 援 要 請 書

第 年 月 日 号

市・町長 様

市・町長

岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

## 1. 災害発生の日時及び場所

|    |           |    |
|----|-----------|----|
| 日時 | 年 月 日 時 分 | 場所 |
|----|-----------|----|

## 2. 災害の種類及び状況（確認できる範囲で概括的なもので差し支えないこと）

|         |                             |               |                 |                |
|---------|-----------------------------|---------------|-----------------|----------------|
| 種類      | 地震 津波 風水害 火災 その他（ ）         |               |                 |                |
| 人的被害    | 死者<br>人                     | 行方不明者<br>人    | 重症者<br>人        | 軽傷者<br>人       |
| 住居被害    | 全壊<br>棟<br>世帯               | 半壊<br>棟<br>世帯 | 一部破損<br>棟<br>世帯 | その他<br>棟<br>世帯 |
| 公共施設等被害 | (庁舎 学校 病院 道路 鉄道 港湾 ライフライン等) |               |                 |                |

## 3. 応援の種類

|                              |            |      |    |    |
|------------------------------|------------|------|----|----|
| (1)<br>材等<br>の<br>提<br>供     | 品名（種類・規格等） | 数量   | 場所 |    |
|                              |            |      |    |    |
|                              |            |      |    |    |
|                              |            |      |    |    |
| (2)<br>遣<br>員<br>等<br>の<br>派 | 職員         | 活動内容 | 人員 | 場所 |
|                              |            |      |    |    |
|                              |            |      |    |    |
|                              |            |      |    |    |
| (3)<br>要<br>請<br>事<br>項<br>の |            |      |    |    |

## 4. 応援の必要な場所及びその日時

|    |           |
|----|-----------|
| 場所 |           |
| 日時 | 年 月 日 時 分 |

## 5. 応援を要する期間

|               |
|---------------|
| 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|---------------|

## 6. 経路

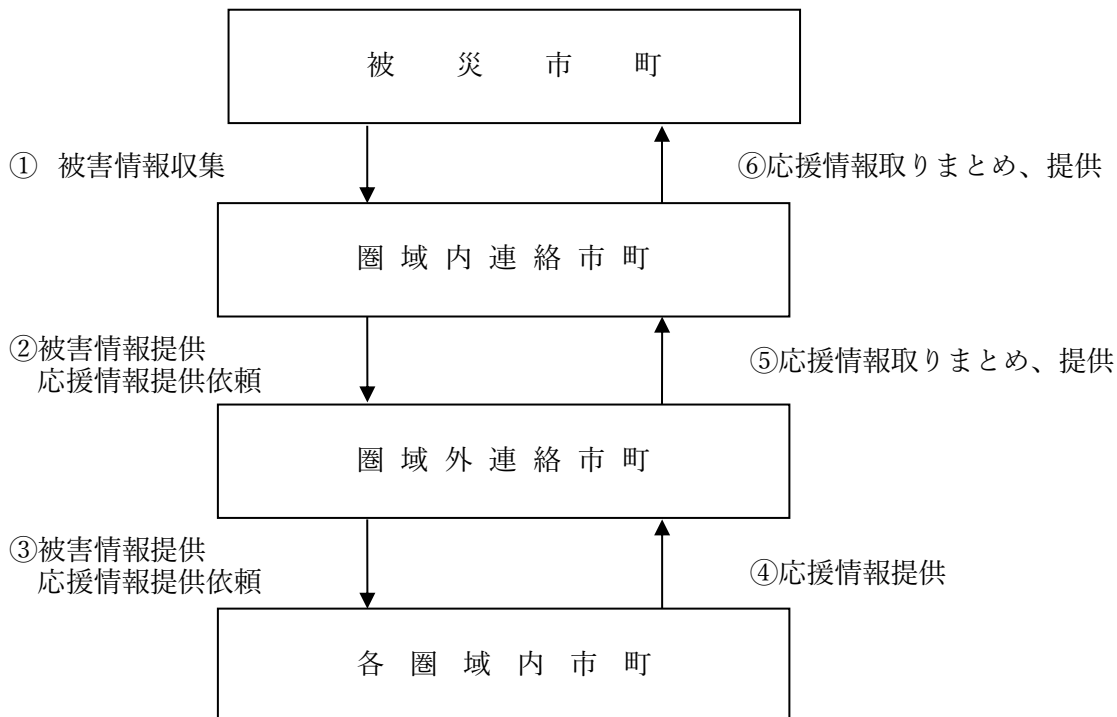
|            |  |
|------------|--|
| 陸路         |  |
| 空路（ヘリポート等） |  |
| 水路（港湾等）    |  |

## 7. 連絡先

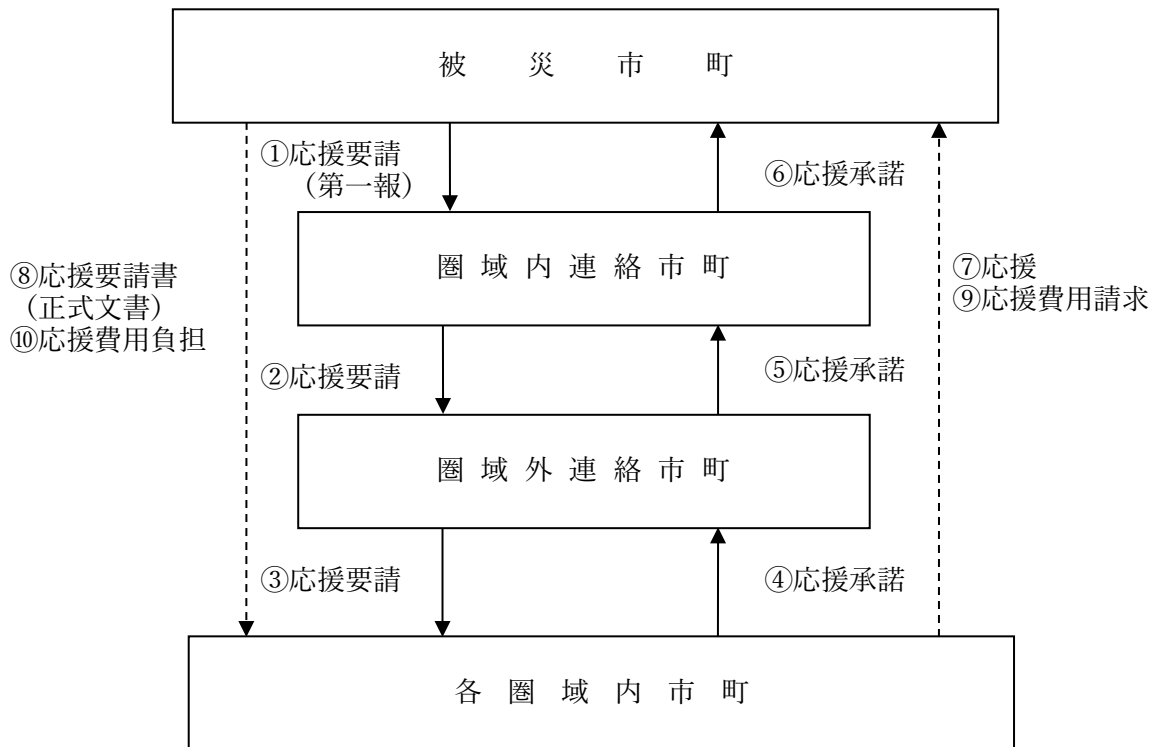
|       |       |      |        |
|-------|-------|------|--------|
| 連絡担当課 | 連絡責任者 | 電話番号 | FAX 番号 |
|       |       |      |        |

県際市町災害時相互応援協定関係フロー図

1. 災害発生時（情報収集・提供）



2. 災害発生時（応援要請）



### 資料 3-10-5 愛知県幸田町との災害時における相互応援に関する協定書

平泉町と幸田町（以下「両町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （連絡担当部課）

第2条 両町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

#### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救急及び救助活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救急、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 被災者、被災児童及び生徒その他の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

#### （応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする町は、次の掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種別の人員及び応援の期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

#### （自主応援）

第5条 応援する町は、被害が甚大で被災町との連絡が取れない場合又は被災町が応援の要請をす  
るとまがないと認められる場合は、自主的に被災町の情報収集を行い、要請を待たないで必  
要な応援を行うことができるものとし、この場合においては、被災町から前条の規定に基づく  
応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した町の負担とする。

2 前号の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける町が、応援を受ける町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第8条 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両町が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成24年7月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両町が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年7月12日

岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2  
平泉町  
代表者 平泉町長

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1  
幸田町  
代表者 幸田町長

### 資料 3-10-6 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

平泉町（以下「甲」という。）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会一関支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、平泉町内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して避難所や仮設住宅等のプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材（以下「プロパンガス等」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

#### （供給要請）

第2条 甲は、災害時において、プロパンガス等の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その調達の協力を要請できるものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は甲に対しプロパンガス等の調達に協力するものとする。

#### （要請手続）

第3条 甲が乙に対し要請する場合は、次に掲げる事項を明示した書面をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話又は口頭をもって要請し、事後、書面を提出するものとする。

- (1) プロパンガス等の品名及び数量
- (2) プロパンガス等の供給日時及び場所
- (3) その他必要な事項

#### （要請への措置）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 乙が供給したプロパンガス等の調達に要した費用及びその他の必要経費については、甲が負担するものとする。

#### （プロパンガス等の価格）

第6条 乙が甲に供給したプロパンガス等の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

#### （事故報告）

第7条 乙は、プロパンガス等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙が、プロパンガス等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、乙がその責を負うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2  
平泉町  
平泉町長 高橋 一 男

乙 岩手県一関市滝沢字水口103番312  
(社)岩手県高圧ガス保安協会一関支部  
支部長 三浦 卓

### 資料 3-10-7 災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定書

平泉町（以下「甲」という。）と岩手県石油商業協同組合一関支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用燃料の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、平泉町内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して応急対策用燃料及び応急対策用資機材（以下「燃料等」という。）の調達及び供給並びに応急対策要員の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

#### （協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき平泉町災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動する。

#### （協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し燃料等の調達及び供給の協力を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後書面を提出することができるものとする。

#### （協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定により甲が乙に対し要請をする場合は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 調達及び供給を要請する品目
- (2) 調達及び供給を要請する数量
- (3) 納入希望日
- (4) 納入場所
- (5) その他必要な事項

#### （要請への協力）

第6条 乙は、第4条の要請があった場合は、燃料等の調達及び供給並びに応急対策要員を確保し、できる限り甲に協力するものとする。

#### （費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が調達及び供給した燃料等の代金及びその他必要な経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(数量等の協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく燃料等の供給が円滑におこなわれるよう必要に応じ、燃料等の供給可能数量等について協議するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、この協定に基づく調達及び供給の要請が円滑に行われるよう、必要に応じて乙に加盟する組合員との連携を密にし、甲が必要に応じ支援を受けられるよう体制の整備に努めるものとし、甲は、乙に対し必要な協力を行なうものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年7月9日

甲 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2  
平泉町  
平泉町長 高橋一男

乙 岩手県一関市山目字大槻88-3  
岩手県石油商業協同組合一関支部  
支部長 熊谷信子

### 資料 3-10-8 災害時の協力に関する協定書

平泉町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社一関電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

#### （災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 第1項について、乙が、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

#### （災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾン派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

#### （電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 前項の電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

#### （復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(電力復旧のための拠点の確保に対する協力)

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の拠点基地、駐車場・ヘリポート及び宿泊場所等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとし、乙はこの使用目的以外に使用しないこととする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定は、締結の日から効力を生じる。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直し又は解消が必要となった場合は、相手方に申入れを行い適宜協議するものとする。

(協議)

第8条 本協定書について疑義を生じたとき、並びにこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2  
平泉町  
平泉町長 青木幸保

乙 岩手県一関市田村町8-10  
東北電力ネットワーク株式会社  
一関電力センター  
所長 阿部好典

### 資料 3-10-9 災害に係る情報発信等に関する協定

平泉町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、平泉町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、平泉町が平泉町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ平泉町の行政機能の低下を軽減させるため、平泉町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、平泉町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、平泉町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、平泉町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 平泉町が、平泉町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 平泉町が、平泉町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 平泉町が、災害発生時の平泉町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 平泉町が、平泉町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 平泉町が、平泉町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 平泉町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、平泉町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づく平泉町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、平泉町から提供を受ける情報について、平泉町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、平泉町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、平泉町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、平泉町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年7月1日

平泉町：岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2  
平泉町  
代表者 平泉町長 青木幸保

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

### 資料 3-10-10 災害時における飲料の確保に関する協定

平泉町（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

#### （飲料水の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

#### （要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「飲料供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において飲料供給要請書を提出するものとする。

#### （飲料水の運搬及び納入）

第4条 飲料の納入場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、納入場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、納品書とともに飲料を引き取るものとする。

#### （経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、甲が必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

#### （経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、災害時等における諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(確認書の提出)

第9条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先を記した「確認書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月15日

甲 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2  
平泉町  
平泉町長 青木幸保

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号  
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 谷村広和

### 資料 3-10-11 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

平泉町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平泉町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、平泉町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

#### (電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

#### (連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

#### (電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

#### (平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

#### (不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

#### (協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

#### (有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年11月28日

甲 岩手県西磐井郡平泉町字志羅山 45-2  
平泉町

代表者 平泉町長 青木 幸保

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目 24 番 8 号  
岩手三菱自動車販売株式会社

代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号  
三菱自動車工業株式会社

代表執行役 加藤 隆雄

## 資料 3-11-1 災害派遣撤収要請依頼書

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 災 害 派 遣 要 請 依 頼 書                       |   |           |
| 岩手県知事                                   | 殿 | 第 年 月 日 号 |
| 平泉町長<br>自衛隊の災害派遣要請依頼について                |   |           |
| 災害を防除するため、自衛隊法第 83 条に基づく派遣を下記のとおり依頼します。 |   |           |
| 記                                       |   |           |
| 1 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由                    |   |           |
| 2 派遣を希望する期間                             |   |           |
| 3 派遣を希望する区域及び活動内容                       |   |           |
| 4 その他参考となるべき事項                          |   |           |

|  |   |           |
|--|---|-----------|
| 災 害 派 遣 撤 収 要 請 依 頼 書  |   |           |
| 岩手県知事  | 殿 | 第 年 月 日 号 |
| 平泉町長<br>自衛隊の撤収要請依頼について   |   |           |
| このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により災害派遣を要請依頼しましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。 |   |           |
| 記  |   |           |
| 1 撤収要請依頼日時   |   |           |
| 2 派遣要請依頼日時   |   |           |
| 3 撤収作業場所   |   |           |
| 4 撤収作業内容   |   |           |

## 資料 3-14-1 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

| 救助の種類               | 対象   | 費用の限度額  | 期間  | 備考   |
|---------------------|--|---|---|--|
| 避難所の設置<br>(法第4条第1項) | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。                  | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人1日当たり<br>330円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内  | <ol style="list-style-type: none"> <li>費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</li> <li>避難に当たったの輸送費は別途計上</li> <li>避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。<br/>(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)</li> </ol> |
| 避難所の設置<br>(法第4条第2項) | 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。 | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人1日当たり<br>330円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間<br>(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間) | <ol style="list-style-type: none"> <li>費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。</li> <li>避難に当たったの輸送費は別途計上</li> </ol>   |

| 救助の種類            | 対象   | 費用の限度額   | 期間              | 備考   |
|------------------|--|--|-----------------|--|
| 応急仮設住宅の供与        | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設型応急住宅</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規模<br/>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</li> <li>2. 基本額 1戸当たり<br/>6,285,000円以内</li> <li>3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</li> </ol> | 災害発生の日から20日以内着工 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。</li> <li>2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</li> <li>3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</li> <li>4. 供与期間は2年以内</li> </ol> |
|                  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃貸型応急住宅</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規模 建設型仮設住宅に準じる</li> <li>2. 基本額<br/>地域の実情に応じた額</li> </ol>   |                 | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供   |
| 炊き出しその他のによる食品の給与 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所に収容された者</li> <li>2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</li> </ol> | 1人1日当たり<br>1,180円以内  | 災害発生の日から7日以内    | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>(1食は1/3日)  |
| 飲料水の供給           | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)   | 当該地域における通常の実費  | 災害発生の日から7日以内    | 輸送費、人件費は別途計上   |

| 救助の種類                | 対象  | 費用の限度額   | 期間           | 備考                                  |
|----------------------|---|--|--------------|-------------------------------------|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1. 夏季（4月～9月）<br>冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。<br>2. 下記金額の範囲内※ | 災害発生日から10日以内 | 1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2. 現物給付に限ること |

※被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する金額の範囲

| 区分               |   | 1人世帯   | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上<br>1人増すごとに加算 |
|------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 全壊<br>全焼<br>流失   | 夏 | 18,700 | 24,000 | 35,600 | 42,500 | 53,900 | 7,800             |
|                  | 冬 | 31,000 | 40,100 | 55,800 | 65,300 | 82,200 | 11,300            |
| 半壊<br>半焼<br>床上浸水 | 夏 | 6,100  | 8,200  | 12,300 | 15,000 | 18,900 | 2,600             |
|                  | 冬 | 9,900  | 12,900 | 18,300 | 21,800 | 27,400 | 3,600             |

| 救助の種類 | 対象  | 費用の限度額   | 期間           | 備考            |
|-------|---|--|--------------|---------------|
| 医療    | 医療の途を失った者<br>(応急的処置)  | 1. 救護班<br>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2. 病院又は診療所<br>国民健康保険診療報酬の額以内<br>3. 施術者<br>協定料金の額以内 | 災害発生日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 |
| 助産    | 災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） | 1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                            | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |

| 救助の種類       | 対象   | 費用の限度額  | 期間   | 備考  |
|-------------|--|---|--|---|
| 被災者の救出      | 1. 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2. 生死不明な状態にある者   | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から3日以内   | 1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2. 輸送費、人件費は、別途計上 |
| 被災した住宅の応急修理 | 1. 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り<br><br>① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯<br>655,000円以内<br>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯<br>318,000円以内            | 災害発生の日から3ヵ月以内<br>(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内) |   |
| 学用品の給与      | 住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。              | 1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,700円<br>中学生生徒 5,000円<br>高等学校等生徒 5,500円 | 災害発生の日から<br>(教科書)<br>1ヵ月以内<br>(文房具及び通学用品)<br>15日以内   | 1. 備蓄物資は評価額<br>2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                    |
| 埋葬          | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給  | 1体当たり<br>大人(12歳以上)<br>213,800円以内<br>小人(12歳未満)<br>170,900円以内   | 災害発生の日から10日以内  | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                   |
| 死体の捜索       | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者   | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から10日以内  | 1. 輸送費、人件費は、別途計上<br>2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。       |

| 救助の種類                              | 対象   | 費用の限度額   | 期間              | 備考  |
|------------------------------------|--|--|-----------------|---|
| 死体の処理                              | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。   | (洗浄、消毒等)<br>1体当たり、3,500円以内<br><br>一時保存：<br>● 既存建物借上費<br>通常の実費<br>● 既存建物以外<br>1体当たり、5,400円以内<br><br>検案、救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内   | 1. 検案は原則として救護班<br>2. 輸送費、人件費は、別途計上<br>3. 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。  |
| 障害物の除去                             | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                                       | 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均<br>138,300円以内  | 災害発生の日から10日以内   |   |
| 輸送費及び賃金<br>職員等<br>雇上費<br>(法第4条第1項) | 1. 被災者の避難に係る支援<br>2. 医療及び助産<br>3. 被災者の救出<br>4. 飲料水の供給<br>5. 死体の捜索<br>6. 死体の処理<br>7. 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費  | 救助の実施が認められる期間以内 |   |
| 輸送費及び賃金<br>職員等<br>雇上費<br>(法第4条第2項) | 避難者の避難に係る支援  | 当該地域における通常の実費  | 救助の実施が認められる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。<br>・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用<br>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費 |

| 救助の種類          | 対象   | 費用の限度額  | 期間                                 | 備考                       |
|----------------|--|---|------------------------------------|--------------------------|
| 実費弁償           | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者  | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める   | 救助の実施が認められる期間以内                    | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額      |
| 救助の事務を行うに必要な費用 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時間外勤務手当</li> <li>2. 賃金職員等雇上費</li> <li>3. 旅費</li> <li>4. 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)</li> <li>5. 使用料及び賃借料</li> <li>6. 通信運搬費</li> <li>7. 委託費</li> </ol> | <p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>  | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 | 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 |
|                |  | <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10<br/>                     ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9<br/>                     ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8<br/>                     ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7<br/>                     ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6<br/>                     ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5<br/>                     ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> |                                    |                          |

資料 3-15-1 避難場所及び避難所一覧表

(1) 避難所

(令和5年4月1日現在)

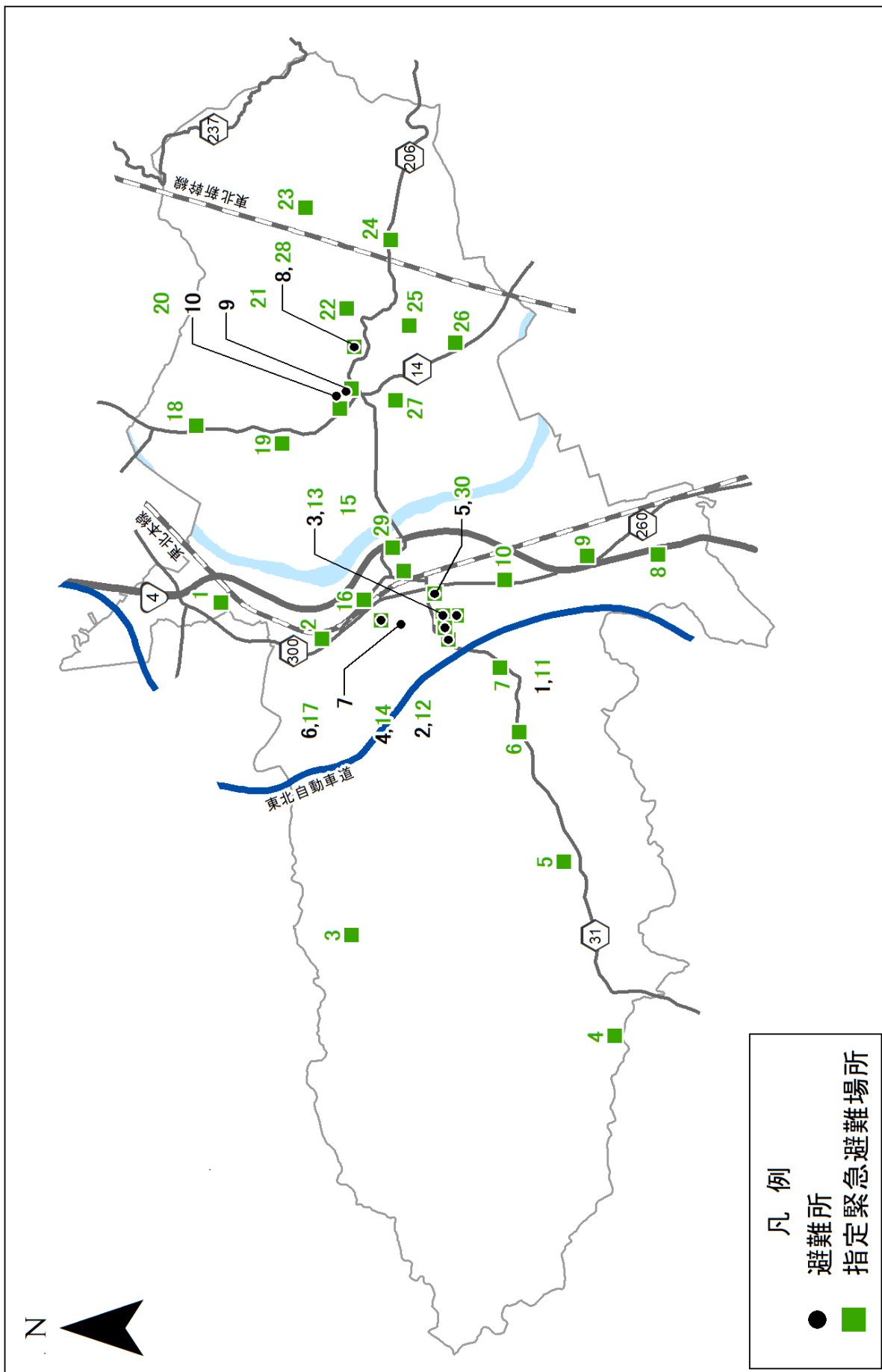
| No. | 避難所<br>施設名称    | 所在地         | 建築<br>年次 | 延床面積<br>(㎡) | 対象災害<br>(一般or地震) | 管理者              | 電話番号                   | 構造            | 階数 | 収容有<br>効面積<br>(㎡) | 収容可<br>能人員 | トイレ | シャワー | 調理場 | 冷暖房設備        | バリア<br>フリー | 対象地区 |
|-----|----------------|-------------|----------|-------------|------------------|------------------|------------------------|---------------|----|-------------------|------------|-----|------|-----|--------------|------------|------|
| 1   | 平泉中学校          | 平泉字倉町23     | 2012     | 5,587       | 地震               | 平泉中学校長           | 46-2205<br>FAX 34-1043 | 非木造           | 2  | 不明                | 300        | 有   | 有    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          |      |
| 2   | 平泉小学校          | 平泉字倉町155    | 2004     | 5,324       | 地震               | 平泉小学校長           | 46-2202<br>FAX 34-1049 | 非木造           | 2  | 不明                | 300        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          |      |
| 3   | 平泉幼稚園          | 平泉字倉町152    | 2002     | 512         | 地震               | 平泉幼稚園長           | 46-2575<br>FAX 46-2575 | 非木造           | 1  | 不明                | 100        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          |      |
| 4   | 平泉保育所          | 平泉字倉町152    | 2007     | 736         | 地震               | 平泉保育所長           | 46-2767                | 木造<br>平屋      | 1  | 不明                | 100        | 有   | 有    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          |      |
| 5   | 平泉町学習交<br>流施設  | 平泉字志羅山25-3  | 2022     | 1,749       | 一般               | 平泉町学習交流<br>施設館長  | 34-6656<br>FAX 34-6657 | 鉄骨造           | 2  | 280               | 70         | 有   | 無    | 有   | エアコン         | 有          |      |
| 6   | 平泉文化遺産<br>センター | 平泉字花立44     | 1986     | 1,735       | 地震               | 平泉文化遺産<br>センター館長 | 46-4012<br>FAX 46-4019 | 非木造           | 2  | 不明                | 200        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          |      |
| 7   | 悠久の湯<br>平泉温泉   | 平泉字大沢1-1    | 2001     | 892         | 地震               | 健康福祉交流館長         | 34-1300                | 鉄筋コンク<br>リート造 | 1  | 145               | 75         | 有   | 有    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          |      |
| 8   | 長島小学校          | 長島字砂子沢33    | 1994     | 3,811       | 地震               | 長島小学校長           | 46-2203<br>FAX 34-1045 | 非木造           | 2  | 不明                | 300        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          |      |
| 9   | 長島体育館          | 長島字砂子沢167-2 | 1988     | 894         | 地震               | 平泉町教育委員会<br>教育長  | 46-2574<br>FAX 46-2574 | 非木造           | 1  | 不明                | 300        | 有   | 無    | 無   | ストーブ         | 有          |      |
| 10  | 平泉町公民館<br>長島分館 | 長島字砂子沢167-2 | 2010     | 1,402       | 地震               | 平泉町教育委員会<br>教育長  |                        | 木造<br>平屋      | 1  |                   | 150        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          |      |

## (2) 指定緊急避難場所

| No. | 避難所<br>施設名称   | 所在地         | 建築<br>年次 | 延床面積<br>(㎡) | 対象災害<br>(一般or地<br>震) | 管理者     | 電話番号                   | 構造       | 階数 | 取寄有効<br>面積<br>(㎡) | 収容可<br>能人員 | トイレ | シャワー | 調理場 | 冷暖房設備        | バリア<br>フリー | 対象地区 |
|-----|---------------|-------------|----------|-------------|----------------------|---------|------------------------|----------|----|-------------------|------------|-----|------|-----|--------------|------------|------|
| 1   | 瀬原公民館         | 平泉字瀬原15     | 1970     | 85          | 一般                   | 瀬原公民館長  | 46-4071                | 木造<br>平屋 | 1  | 68                | 40         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第1区  |
| 2   | 2区公民館         | 平泉字坂下27-2   | 1988     | 116         | 一般                   | 2区公民館長  | 46-4077                | 木造<br>平屋 | 1  | 72                | 40         | 有   | 無    | 有   | ヒーター         | 無          | 第2区  |
| 3   | 戸河内コミュニティセンター | 平泉字広滝40     | 1994     | 142         | 一般                   | 戸河内公民館長 | 46-3639                | 木造<br>平屋 | 1  | 96                | 50         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第3区  |
| 4   | 4区ふれあいセンター    | 平泉字上箱44-2   | 1995     | 106         | 一般                   | 4区公民館長  | 46-4955                | 木造<br>平屋 | 1  | 49                | 30         | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 無          | 第4区  |
| 5   | 下達谷公民館        | 平泉字北沖3-1    | 1962     | 109         | 一般                   | 下達谷公民館長 | 46-2946                | 木造<br>平屋 | 1  | 81                | 40         | 有   | 無    | 有   | 暖房<br>ストーブ   | 無          | 第5区  |
| 6   | 上平泉公民館        | 平泉字善阿弥20-1  | 1970     | 75          | 一般                   | 上平泉公民館長 | 46-4063                | 木造<br>平屋 | 1  | 41                | 20         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第6区  |
| 7   | 7区公民館         | 平泉字毛越97-1   | 1939     | 102         | 一般                   | 7区公民館長  | 46-4961                | 木造<br>平屋 | 1  | 68                | 40         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第7区  |
| 8   | 大佐公民館         | 平泉字宿106     | 1953     | 97          | 一般                   | 大佐公民館長  | 46-3595                | 木造<br>平屋 | 1  | 87                | 50         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第8区  |
| 9   | 佐野公民館         | 平泉字高田80-4   | 1963     | 139         | 一般                   | 佐野公民館長  | 46-4958                | 木造<br>平屋 | 1  | 123               | 70         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第9区  |
| 10  | 10区祇園公民館      | 平泉字上野台283-7 | 1996     | 159         | 一般                   | 祇園公民館長  | 46-4810                | 木造<br>平屋 | 1  | 116               | 70         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第10区 |
| 11  | 平泉中学校         | 平泉字倉町23     | 2012     | 5,587       | 地震                   | 平泉中学校長  | 46-2205<br>FAX 34-1043 | 非木造      | 2  | 不明                | 300        | 有   | 有    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          | 第11区 |
| 12  | 平泉小学校         | 平泉字倉町155    | 2004     | 5,324       | 地震                   | 平泉小学校長  | 46-2202<br>FAX 34-1049 | 非木造      | 2  | 不明                | 300        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          | 第11区 |
| 13  | 平泉幼稚園         | 平泉字倉町152    | 2002     | 512         | 地震                   | 平泉幼稚園長  | 46-2575<br>FAX 46-2575 | 非木造      | 1  | 不明                | 100        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          | 第11区 |
| 14  | 平泉保育所         | 平泉字倉町152    | 2007     | 736         | 地震                   | 平泉保育所長  | 46-2767                | 木造<br>平屋 | 1  | 不明                | 100        | 有   | 有    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          | 第11区 |
| 15  | 12区公民館        | 平泉字泉原95     | 1959     | 76          | 一般                   | 12区公民館長 | 46-4084                | 木造<br>平屋 | 1  | 72                | 40         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第12区 |

| No. | 避難所<br>施設名称            | 所在地         | 建築<br>年次 | 延床面積<br>(㎡) | 対象災害<br>(一般or地<br>震) | 管理者              | 電話番号                   | 構造       | 階数 | 取容有効<br>面積<br>(㎡) | 収容可<br>能人員 | トイレ | シャワー | 調理場 | 冷暖房設備        | バリアフ<br>リー | 対象地区       |
|-----|------------------------|-------------|----------|-------------|----------------------|------------------|------------------------|----------|----|-------------------|------------|-----|------|-----|--------------|------------|------------|
| 16  | 13区公民館                 | 平泉字柳御所47    | 1987     | 76          | 一般                   | 13区公民館長          |                        | 木造<br>平屋 | 1  | 63                | 30         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第13区       |
| 17  | 平泉文化遺産センター             | 平泉字花立44     | 1986     | 1,735       | 地震                   | 平泉文化遺産<br>センター館長 | 46-4012<br>FAX 46-4019 | 非木造      | 2  | 不明                | 200        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          | 第11,12,13区 |
| 18  | 14区公民館                 | 長島字二反田81    | 1979     | 114         | 一般                   | 14区公民館長          | 46-4960                | 木造<br>平屋 | 1  | 73                | 40         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第14区       |
| 19  | 長部地区交流センター             | 長島字竜ヶ坂42    | 2008     | 190         | 地震                   | 15区公民館長          | 46-4801                | 木造<br>平屋 | 1  | 100               | 50         | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          | 第15区       |
| 20  | 16区公民館                 | 長島字新田32-1   | 1998     | 181         | 一般                   | 16区公民館長          | 46-4067                | 木造<br>平屋 | 1  | 112               | 60         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 有          | 第16区       |
| 21  | 長島保育所                  | 長島字砂子沢171-1 | 1975     | 534         | 一般                   | 長島保育所長           | 46-2007<br>FAX 46-2007 | 非木造      | 1  | 不明                | 100        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ |            | 第16区       |
| 22  | 飯坂公民館                  | 長島字飯坂3      | 1978     | 82          | 一般                   | 飯坂公民館長           | 46-4054                | 木造<br>平屋 | 1  | 52                | 30         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第17区       |
| 23  | 大平公民館                  | 長島字束稲39     | 1963     | 41          | 一般                   | 大平公民館長           |                        | 木造<br>平屋 | 1  | 32                | 20         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第17区       |
| 24  | 18区公民館                 | 長島字西風28     | 1986     | 155         | 一般                   | 18区公民館長          | 46-4068                | 木造<br>平屋 | 1  | 84                | 50         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第18区       |
| 25  | コミュニティセンター<br>潤いの郷「悠悠」 | 長島字山谷62-3   | 2003     | 172         | 一般                   | 19区公民館長          | 46-4075                | 木造<br>平屋 | 1  | 94                | 50         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 有          | 第19区       |
| 26  | 20区コミュニティセンター          | 長島字赤体内前44   | 1995     | 132         | 一般                   | 20区公民館長          | 46-4057                | 木造<br>平屋 | 1  | 70                | 40         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第20区       |
| 27  | 21区ふれあいセンター            | 長島字杉1-5     | 1995     | 162         | 一般                   | 21区公民館長          | 46-4090                | 木造<br>平屋 | 1  | 84                | 50         | 有   | 無    | 有   | ストーブ         | 無          | 第21区       |
| 28  | 長島小学校                  | 長島字砂子沢33    | 1994     | 3,811       | 地震                   | 長島小学校長           | 46-2203<br>FAX 34-1045 | 非木造      | 2  | 不明                | 300        | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ストーブ | 有          | 第16,17,21区 |
| 29  | 道の駅平泉                  | 平泉字伽羅葉      | 2016     | 1,567       | 一般                   | 道の駅長             | 48-4795                | 木造<br>平屋 | 1  |                   | 50         | 有   | 無    | 有   | エアコン<br>ヒーター | 有          | 第11,12,13区 |
| 30  | 平泉町学習交流施設              | 平泉字志羅山25-3  | 2022     | 1,749       | 一般                   | 平泉町学習交流<br>施設館長  | 34-6656<br>FAX 34-6657 | 鉄骨造      | 2  | 280               | 70         | 有   | 無    | 有   | エアコン         | 有          | 第11,12,13区 |

避難場所及び避難所位置図



資料 3-15-2 広域一時滞在に関する報告又は通知義務

県内広域一時滞在〔法令に基づく報告又は通知義務〕

| 報告又は通知義務者     | 報告又は通知の時期                           | 報告又は通知先  | 根拠法令  |
|---------------|-------------------------------------|--|---|
| 協議元<br>市町村本部長 | 県内広域一時滞在の協<br>時滞在の協議をしよう<br>とするとき   | 県本部長   | 災害対策基本法第 86<br>条の 2 第 2 項                                   |
|               | 受入施設を決定した旨<br>の通知を受けたとき             | 1. 公示<br>2. 協議元市町村本部長が受入施<br>設を決定した旨の通知を受け<br>た時に現に避難者を受け入れ<br>ている公共施設その他の施設<br>を管理する者及び協議元市町<br>村本部長が必要と認める関係<br>指定地方行政機関の長その他<br>の防災関係機関等の長<br>3. 県本部長               | 災害対策基本法第 86<br>条の 2 第 6 項、災害<br>対策基本法施行規則<br>第 8 条の 2 第 2 項 |
|               | 県内広域一時滞在の必<br>要がなくなったと認め<br>るとき     | 1. 協議先市町村長<br>2. 協議元市町村本部長が受入施<br>設を決定した旨の通知を受け<br>た時に現に避難者を受け入れ<br>ている公共施設その他の施設<br>を管理する者及び協議元市町<br>村本部長が必要と認める関係<br>指定地方行政機関の長その他<br>の防災関係機関等の長<br>3. 公示<br>4. 県本部長 | 災害対策基本法第 86<br>条の 2 第 7 項、災害<br>対策基本法施行規則<br>第 8 条の 2 第 2 項 |
| 協議先<br>市町村長   | 受入施設を決定したと<br>き                     | 受入施設を管理する者及び協議<br>先市町村本部長が必要と認める<br>関係指定地方行政機関の長その<br>他の防災関係機関等の長  | 災害対策基本法第 86<br>条の 2 第 4 項、災害<br>対策基本法施行規則<br>第 8 条の 2 第 1 項 |
|               |                                     | 協議元市町村本部長  | 災害対策基本法第 86<br>条の 2 第 5 項                                   |
|               | 県内広域一時滞在の必<br>要がなくなった旨の通<br>知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議<br>先市町村本部長が必要と認める<br>関係指定地方行政機関の長その<br>他の防災関係機関等の長  | 災害対策基本法第 86<br>条の 2 第 8 項、災害<br>対策基本法施行規則<br>第 8 条の 2 第 1 項 |

## 県外広域一時滞在〔法令に基づく報告又は通知義務〕

| 報告又は通知義務者 | 報告又は通知の時期                   | 報告又は通知先  | 根拠法令                                  |
|-----------|-----------------------------|--|---------------------------------------|
| 県本部長      | 県外広域一時滞在の協議をしようとするとき        | 内閣総理大臣   | 災害対策基本法第86条の3第3項                      |
|           | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき         | 1. 協議元市町村本部長<br>2. 内閣総理大臣  | 災害対策基本法第86条の3第9項                      |
|           | 県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき | 1. 協議先都道府県知事<br>2. 内閣総理大臣  | 災害対策基本法第86条の3第12項                     |
| 協議元市町村本部長 | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき         | 1. 公示<br>2. 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長            | 災害対策基本法第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項 |
|           | 県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき     | 1. 県本部長<br>2. 公示<br>3. 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項 |

## 他都道府県広域一時滞在〔法令に基づく報告又は通知義務〕

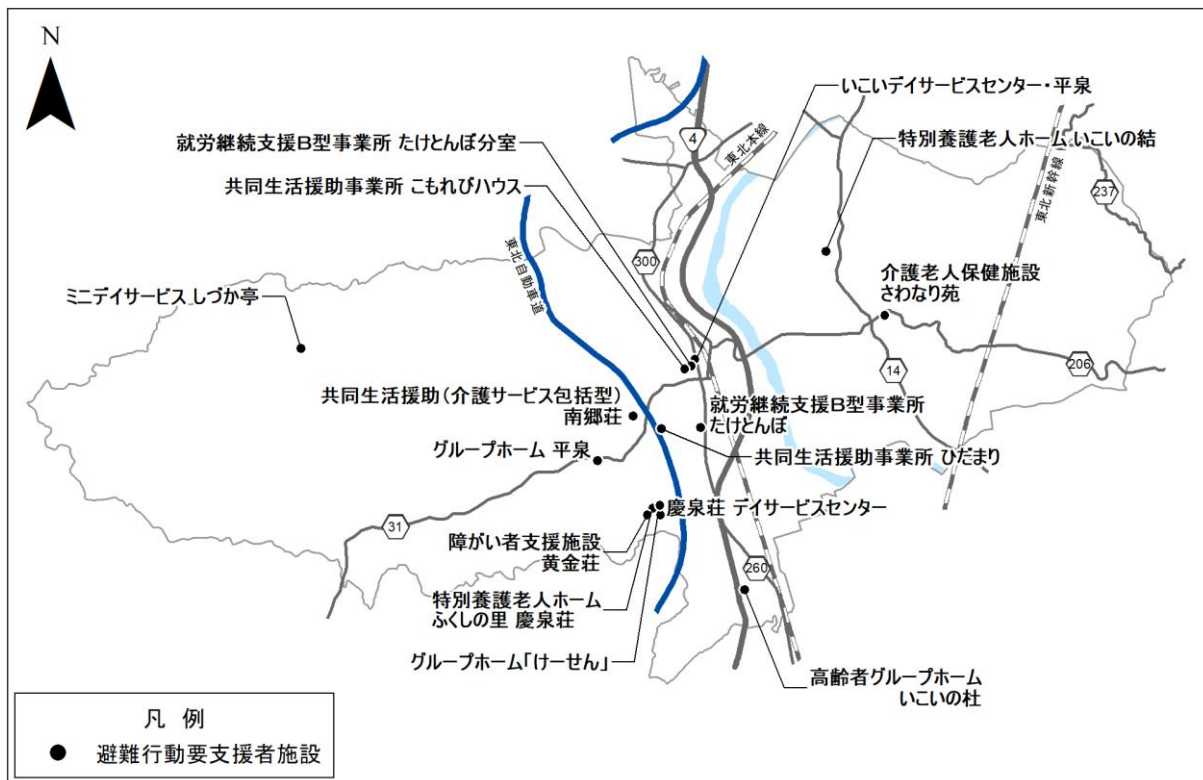
| 報告又は通知義務者 | 報告又は通知の時期                          | 報告又は通知先   | 根拠法令   |
|-----------|------------------------------------|---|--|
| 県本部長      | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき                | 協議元都道府県知事   | 災害対策基本法第86条の3第8項                                     |
|           | 他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 協議先市町村長   | 協議先市町村長  |
| 協議元市町村本部長 | 受入施設を決定したとき                        | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項  |
|           |                                    | 県本部長  | 災害対策基本法第86条の3第7項                                     |
|           | 他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の3第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項 |

## 資料 3-15-3 避難行動要支援者施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

| No. | 施設名                      | 住所              | 電話番号    |
|-----|--------------------------|-----------------|---------|
| 1   | 特別養護老人ホーム<br>ふくしの里 慶泉荘   | 平泉町平泉字片岡 69-7   | 46-3228 |
| 2   | 障がい者支援施設 黄金荘             | 平泉町平泉字片岡 69-1   | 46-5421 |
| 3   | 介護老人保健施設 さわなり苑           | 平泉町長島字砂子沢 6-1   | 46-3010 |
| 4   | グループホーム 「けーせん」           | 平泉町平泉字片岡 72-3   | 46-5516 |
| 5   | 共同生活援助（介護サービス包括型）<br>南郷荘 | 平泉町平泉字毛越 185-3  | 48-3654 |
| 6   | グループホーム 平泉               | 平泉町平泉字日照田 133-2 | 46-5662 |
| 7   | 就労継続支援B型事業所<br>たけとんぼ     | 平泉町平泉字樋渡 49-2   | 34-1220 |
| 8   | いこいデイサービスセンター・平泉         | 平泉町平泉字鈴沢 64-1   | 34-1512 |
| 9   | 高齢者グループホーム<br>いこいの杜      | 平泉町平泉字樋の沢 25-1  | 48-4812 |
| 10  | 慶泉荘デイサービスセンター            | 平泉町平泉字片岡 69-7   | 46-3881 |
| 11  | 特別養護老人ホーム<br>いこいの結       | 平泉町長島字竜ヶ坂 42    | 48-5673 |
| 12  | ミニデイサービス<br>しづか亭         | 平泉町平泉字長倉 10-5   | 34-2211 |
| 13  | 就労継続支援B型事業所<br>たけとんぼ分室   | 平泉町平泉字鈴沢 43-10  | 46-5656 |
| 14  | 共同生活援助事業所<br>こもればいハウス    | 平泉町平泉字鈴沢 43-10  | 46-4891 |
| 15  | 共同生活援助事業所<br>ひだまり        | 平泉町平泉字田面 54-35  | 48-3112 |

### 避難行動要支援者施設位置図



## 資料 3-16-1 医療機関一覧表

(令和5年4月1日現在)

| No. | 病・医院名            | 所在地             | 電話番号    | 医師数 | 看護師数 | 一般病棟数棟 | 診療科等                 |
|-----|------------------|-----------------|---------|-----|------|--------|----------------------|
| 1   | ひらいずみ内科<br>クリニック | 平泉町平泉志羅山<br>3-6 | 34-1133 | 1   |      |        | 内科・循環器科<br>消化器科・呼吸器科 |

## 資料 3-16-2 助産機関一覧

(令和5年4月1日現在)

| No. | 病・医院名 | 所在地 | 電話番号 | 医師数 | 助産師数 | 一般病棟数棟 | 診療科等 |
|-----|-------|-----|------|-----|------|--------|------|
|     | 平泉町なし |     |      |     |      |        |      |

## 資料 3-16-3 歯科医療機関一覧

(令和5年4月1日現在)

| No. | 病・医院名   | 所在地             | 電話番号    | 医師数 | 診療科等 |
|-----|---------|-----------------|---------|-----|------|
| 1   | 平泉歯科診療所 | 平泉町平泉字志羅山 11-4  | 46-2130 | 1   |      |
| 2   | ささき歯科   | 平泉町平泉字志羅山 136-4 | 34-1876 | 1   |      |

## 資料 3-16-4 医療品販売店一覧

## 【薬局】

(令和5年4月1日現在)

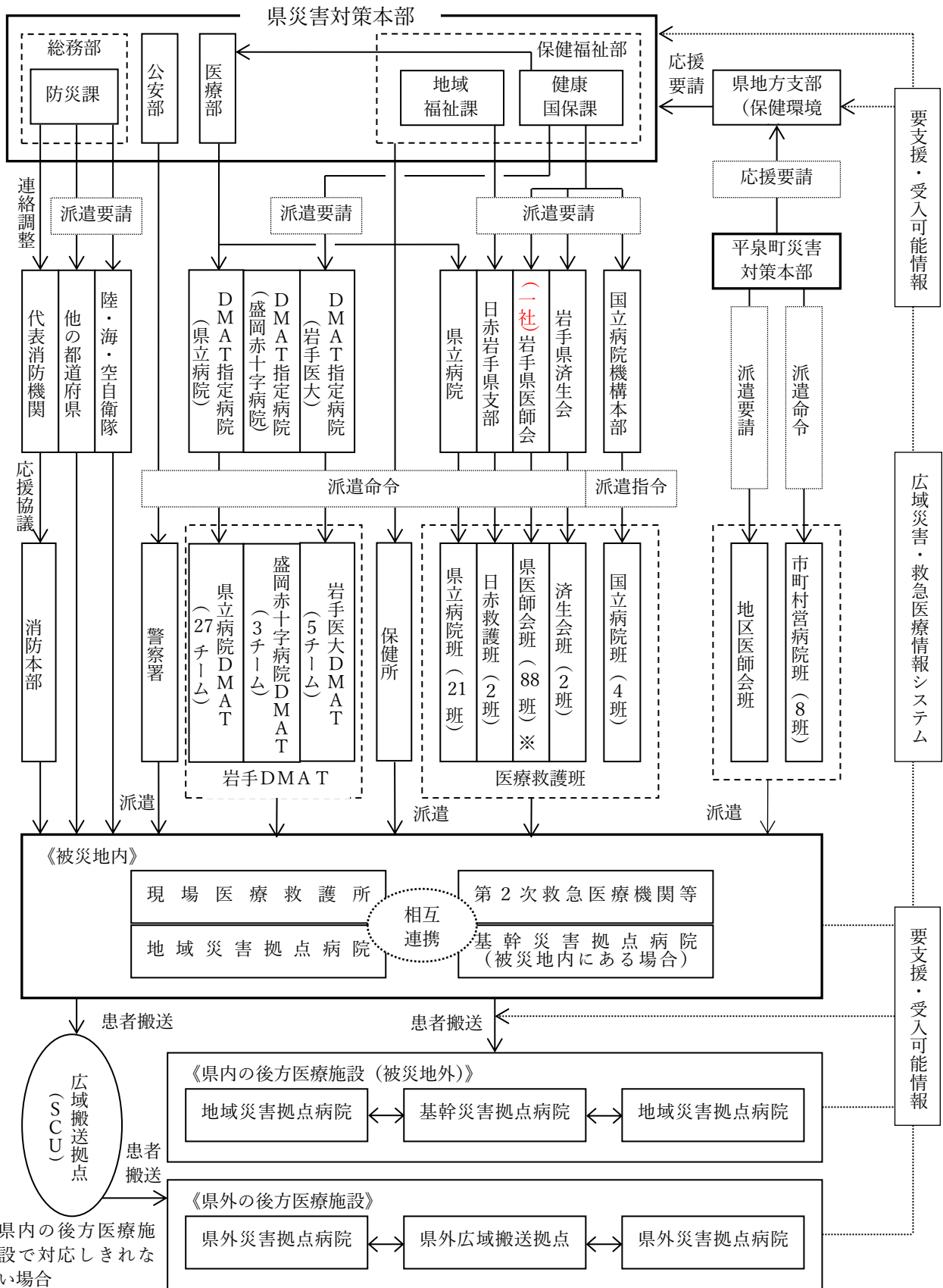
| No. | 地域 | 名称    | 所在地            | 電話番号    |
|-----|----|-------|----------------|---------|
| 1   | 平泉 | あすか薬局 | 平泉町平泉字志羅山 7-10 | 34-1150 |

## 【一般販売業】

(令和5年4月1日現在)

| No. | 地域 | 名称                   | 所在地                         | 電話番号    |
|-----|----|----------------------|-----------------------------|---------|
| 1   | 平泉 | ダルマ薬局ジョイフルタウン<br>平泉店 | 平泉町平泉字高田 45<br>ジョイフルタウン平泉店内 | 34-1878 |
| 2   | 平泉 | 薬王堂(株)岩手平泉店          | 平泉町平泉字上野台 278-8             | 34-5211 |

資料 3-16-5 医療・健康管理活動の情報連絡系統図



※ 地区医師会班と重複

資料 3-16-6 業務分担表

|                      |                | 大規模な火災の場合   | 大規模な交通事故の場合   |          | 大規模な工場災害の場合                 |
|----------------------|----------------|---|---|----------|-----------------------------|
|                      |                |   | 有軌道の場合  | 無軌道の場合   |                             |
| 通報者                  |                | 災害の発見者  | 事故の発見者  |          | 事故発生責任機関                    |
| 関係機関への連絡             | 第1順位           | 町長(消防機関)  | 事故発生責任機関  | 警察官      | 町長(消防機関)                    |
|                      | 第2順位           | 警察官   | 警察官   | 町長(消防機関) | 警察官                         |
|                      | 第3順位           |   | 町長(消防機関)  | 事故発生責任機関 |                             |
| 県に対する連絡<br>(県保健環境班)  |                | 町長  | 同左  |          | 同左                          |
| 傷病者の救出・搬送            |                | 町長(消防機関)<br>警察官                                   | 町長(消防機関)<br>警察官<br>事故発生責任機関                               |          | 町長(消防機関)<br>警察官<br>事故発生責任機関 |
| 医療機関に対する<br>出動要請     | 県医師会、<br>DMAT等 | 知事  | 同左  |          | 同左                          |
|                      | 地方医師会          | 町長  | 同左  |          | 同左                          |
|                      | 医療機関           | 知事、町長、事<br>故発生責任者                                 | 同左  |          | 同左                          |
| 現場及び搬送中の救<br>急措置     |                | 医療関係者及び<br>救急隊員                                   | 同左  |          | 同左                          |
| 救急医薬品の確保             |                | 町長  | 事故発生責任機関  |          | 同左                          |
| 傷病者の収容               |                | 救急指定病院<br>公的医療機関<br>その他の医療機関<br>公民館、学校等<br>の公共的施設 | 救急指定病院<br>公的医療機関<br>その他の医療機関<br>公民館、学校等の公共的施設<br>事故発生責任機関 |          | 同左                          |
| 遺体の収容                |                | 町長  | 事故発生責任機関  |          | 同左                          |
| 関係機関<br>に対する<br>応援要請 | 県              | 町長  | 同左  |          | 同左                          |
|                      | 町              |   | 事故発生責任機関  |          | 同左                          |
|                      | 他の市町村          | 町長  | 同左  |          | 同左                          |
|                      | 警察官            | 町長  | 事故発生責任機関  |          | 同左                          |
|                      | 自衛隊            | 知事  | 知事、空港事務所長   |          | 知事                          |

資料 3-17-1 世帯構成員別 被害状況

世帯構成員別被害状況  
年 月 日 時現在 平泉町

| 世帯構成員別<br>被害別 | 1           | 2           | 3           | 4           | 5           | 6           | 7           | 8           | 9           | 10          | 計 | 小<br>学<br>生 | 中<br>学<br>生 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|
|               | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 | 人<br>世<br>帯 |   |             |             |
| 全壊（焼）         |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |   |             |             |
| 流 失           |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |   |             |             |
| 半壊（焼）         |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |   |             |             |
| 床上浸水          |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |   |             |             |

資料 3-17-2 物資購入（配分）計画表

平泉町全壊流失世帯分

平泉町

| 世帯区分<br>品 名 単 価 | 1人世帯<br>(基準額) 円 |     |     |    | 2人世帯<br>(基準額) 円 |     |     |    | 3人世帯<br>(基準額) 円 |     |     |    | 計  |     |     |    | 備考 |
|-----------------|-----------------|-----|-----|----|-----------------|-----|-----|----|-----------------|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|
|                 | 数量              | 世帯数 | 所要数 | 金額 | 数量              | 世帯数 | 所要数 | 金額 | 数量              | 世帯数 | 所要数 | 金額 | 数量 | 世帯数 | 所要数 | 金額 |    |
| 毛布              |                 |     |     | 円  |                 |     |     | 円  |                 |     |     | 円  |    |     |     | 円  |    |
| 布団              |                 |     |     |    |                 |     |     |    |                 |     |     |    |    |     |     |    |    |
| 肌衣<br>(上下)      |                 |     |     |    |                 |     |     |    |                 |     |     |    |    |     |     |    |    |
| 計               |                 |     |     |    |                 |     |     |    |                 |     |     |    |    |     |     |    |    |

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯に分けて作成すること。  
2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

## 資料 3-17-3 米穀取扱業者等一覧表

(令和5年4月1日現在)

| 名称         | 氏名   | 住所          | 電話番号    | 備考 |
|------------|------|-------------|---------|----|
| 卓地米雑穀店     | 卓地 茂 | 平泉字志羅山 14-3 | 46-2537 |    |
| 丸市米穀店      | 千葉 和 | 平泉字伽羅楽 3    | 46-2451 |    |
| ジョイフルタウン平泉 |      | 平泉高田 45     | 46-3553 |    |

## 資料 3-17-4 災害救助用物資引渡書

| 災害救助用物資引渡書            |    |      |      |           |          |     |
|-----------------------|----|------|------|-----------|----------|-----|
| 引継者機関名                |    |      | 職氏名  |           |          |     |
| 引受者機関名                |    |      | 職氏名  |           |          |     |
| 救助用物資を次のとおり引継ぎました。    |    |      |      |           |          |     |
| 記                     |    |      |      |           |          |     |
| 1 引継日時                |    |      |      |           |          |     |
| 2 引継場所                |    |      |      |           |          |     |
| 3 引継物資 次表のとおり (車両番号 ) |    |      |      |           |          |     |
| 物資名                   | 単位 | 輸送数量 | 引継数量 | 差引<br>不足数 | 不足を生じた理由 | その他 |
|                       |    |      |      |           |          |     |

(注) 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。

資料 3-18-1 水道施設の区域

(令和2年4月1日現在)

| 項目                           | 上水道事業   | 長島簡易水道事業   | 戸河内簡易水道事業  | 合計     |
|------------------------------|---|--|--|--------|
| 給水人口<br>(人)                  | 6,200   | 4,200  | 280  | 10,680 |
| 1日最大給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 3,800   | 1,161  | 118  | 5,079  |
| 給水区域                         | 平泉町<br>平泉字瀬原、森下、下徳沢、上徳沢、衣関、坂下、鬚石、北沖、山岸、南沖、東沖、熊野前、西風、善阿弥、要害、日照田、更の上、八日講、竹汀、小金沢、金堀沢、黄金沢、大佐、正法、宿、塩沢、樋の沢、大平、高田前、佐野、高田、佐野原、片岡、高玉、三日町、祇園、田面、新井田、上野台、樋渡、泉屋、志羅山、倉町、大沢、毛越、伽羅楽、花立、鈴沢、柳御所、滝の上、上窟、窟、北沢<br>一関市<br>巖美町字田代<br>奥州市衣川池田の一部、大石ヶ沢の一部、押切の一部 | 平泉町<br>長島字月館、前林、二反田、滝の沢、竜ヶ坂、生江田、新田、矢崎、石合、砂子沢、桜木、伊勢堂、俄坂、大平、半行、深山の一部、中村、遠代田、八森、下田、峠、東岳、下西風、大槻田、三草作、古館、山王、山谷、平石沢、中鈴峯、佐野、赤伏、赤伏前、小戸、白山、須崎、田頭、下平、下長根、杉、館岡、境田、要害、野田、下構、皂田、西風、赤羽根、山田の一部、束稲、小倉、三反田<br>左邊<br>一関市<br>舞川字木戸の一部、梅木の一部、境の一部、榎木、林の一部、細田、和田、竜ヶ沢の一部、蓬田の一部、大平の一部、水無沢の一部、一本松の一部、深入の一部、堀切、谷地、平、山根の一部、館ノ越、西平、河岸、清水、湯坪、河賀慶の一部、小和巻、不動塚の一部 | 平泉町<br>平泉字長倉の一部、馬場の一部、南沢の一部、南郷の一部、広滝の一部、東郷の一部、西郷の一部、衣関の一部、泉ヶ城の一部 |        |

## 資料 3-18-2 平泉町指定給水装置工事事業者

(令和6年2月29日現在)

| 工事事業者名      | 住所                 | 電話番号         |
|-------------|--------------------|--------------|
| (有)ナンデモヤ商会  | 平泉町平泉字泉屋 82        | 0191-46-4111 |
| (有)花立空調     | 平泉町平泉字花立 124       | 0191-46-4061 |
| 菅原水道        | 平泉町平泉字三日町 167      | 0191-46-3014 |
| みのる工業       | 平泉町平泉字志羅山 132-4    | 0191-46-4360 |
| (有)小野寺設備    | 一関市山目字寺前 35-2      | 0191-26-3811 |
| 県南設備工業(株)   | 奥州市前沢字本杉 158-6     | 0197-56-4319 |
| (株)中島設備     | 一関市舞川字中島 14-1      | 0191-28-3900 |
| (有)伸誠設備工業   | 一関市萩荘字下モ下釜 69-3    | 0191-24-2710 |
| (株)森燃       | 一関市真柴字中田 87        | 0191-23-2044 |
| 大宝商事(株)     | 一関市赤荻字月町 63-3      | 0191-25-3344 |
| 及川設備工業(株)   | 奥州市水沢佐倉河字前田 56-4   | 0197-25-7020 |
| (株)永沢水道工業   | 一関市三関字神田 171-1     | 0191-23-2445 |
| (株)丸政       | 奥州市水沢真城字幅下 11-1    | 0197-24-1307 |
| (有)石川設備     | 一関市滝沢字一ノ沢 93 番地 4  | 0191-21-4770 |
| (株)スズキ設備    | 一関市東地主町 27         | 0191-23-6220 |
| 清水管工業(株)    | 一関市赤荻字桜町 109-2     | 0191-25-3663 |
| サカイ工業(株)    | 一関市山目字館 67-21      | 0191-25-6110 |
| (株)初貝住設店    | 奥州市前沢字三日町 9        | 0197-56-5715 |
| (株)今野商店     | 奥州市前沢字三日町 7        | 0197-56-5230 |
| (株)ホソカワ     | 奥州市水沢姉体町字林前 9-8    | 0197-26-5159 |
| (有)宮本燃料     | 一関市山目町 3 丁目 5-10   | 0191-23-2836 |
| 菅原設備        | 一関市関が丘 108-11      | 0191-21-0796 |
| (有)イワサ工業    | 一関市真柴字宇南田 25       | 0191-21-4389 |
| よろず設備       | 一関市花泉町涌津字道下 56-7   | 0191-82-4222 |
| (株)アズマ住設    | 一関市中里字南白幡 68-1     | 0191-21-1515 |
| (有)ワールド設備機器 | 奥州市胆沢小山字峠 27-1     | 0197-47-1572 |
| 佐々木木工所      | 一関市赤荻字清水 255       | 0191-25-3536 |
| (有)千葉水道     | 一関市東山町長坂字西本町 37-7  | 0191-47-2573 |
| (有)三友設備     | 一関市東山町長坂字町 116     | 0191-47-3295 |
| (株)フジテック岩手  | 一関市藤沢町藤沢字大母 216-9  | 0191-63-3194 |
| 花泉電気商会      | 一関市花泉町花泉字袋 10      | 0191-82-2311 |
| 鈴木住設        | 平泉町長島字竜ヶ坂 148-2    | 0191-46-4618 |
| (株)佐安商店     | 一関市字相去 33-1        | 0191-23-4352 |
| (有)丸巳建設     | 一関市東山町長坂字西本町 107-3 | 0191-47-2480 |

| 工事事業者名         | 住所                             | 電話番号          |
|----------------|--------------------------------|---------------|
| (有)武田水道        | 一関市花泉町油島字日向平 75-11             | 0191-82-4586  |
| アクアシステム        | 奥州市水沢真城字西館 110-12              | 0197-51-6667  |
| (有)近藤設備工業      | 一関市花泉町涌津字道下 15-31              | 0191-82-3498  |
| (株)県南設備        | 奥州市水沢工業団地二丁目 10                | 0197-24-1788  |
| (有)三浦屋本店       | 平泉町平泉字佐野 16                    | 0191-46-5047  |
| (株)丸清工務店       | 宮城県栗原市金成津久毛形蔵本沢 63             | 0228-42-2031  |
| 千葉設備           | 一関市北豊隆 44-2                    | 0191-23-4467  |
| (株)岩渕建設        | 一関市藤沢町黄海字箕ノ輪 46                | 0191-63-5566  |
| (株)奈良屋         | 一関市山目字前田 11                    | 0191-23-5221  |
| (株)クラシアン盛岡支社   | 盛岡市前九年 2-6-10 サンライズ SASAKI 1 階 | 019-645-8711  |
| (株)水沢工事センター    | 奥州市水沢佐倉河字前田 20                 | 0197-24-4331  |
| オノデラ管工         | 一関市川崎町門崎字所萱 376-4              | 0191-36-5165  |
| アクアサービス        | 奥州市水沢佐倉河字松堂 82-1               | 0197-23-5808  |
| (有)北斗建工        | 一関市花泉町永井字杉山 30-12              | 0191-34-5959  |
| (有)東北クリート      | 奥州市水沢佐倉河字竈神 12-6               | 0197-22-4442  |
| (有)胆沢住宅設備      | 奥州市胆沢小山字館 189-3                | 0197-47-2175  |
| (有)鈴木工業        | 宮城県栗原市一迫字川口日影 37-3             | 0228-54-2740  |
| 奥洲屋燃料          | 一関市山目字前田 1-3                   | 0191-23-2716  |
| 北桜設備(株)        | 北上市村崎野 24 地割 20-17             | 0197-62-5222  |
| カワセツ           | 一関市川崎町門崎字石蔵 46-1               | 0191-43-3912  |
| (株)オイラー        | 奥州市水沢東大通り 3-7-15               | 0197-25-7315  |
| 斉藤水道           | 奥州市水沢字堀ノ内 7-5                  | 0197-22-7372  |
| (有)菊地水道        | 奥州市江刺愛宕字落合 375-3               | 0197-35-6745  |
| (有)高橋設備        | 奥州市胆沢小山字小林 17                  | 0197-47-2370  |
| 電熱機器           | 奥州市水沢太日通り 2-6-10               | 0197-23-8019  |
| (有)両磐管工設備      | 一関市花泉町花泉字上野沢 82                | 0191-82-1258  |
| エールクリエイト東北(株)  | 平泉町平泉字塩沢 129-1                 | 0191-48-5933  |
| アストモスリテイニング(株) | 一関市赤荻字堺 13                     | 0191-25-2525  |
| (株)平間燃料        | 一関市八幡町 1-27                    | 0191-23-4849  |
| 内田工事(株)        | 北上市孫屋敷 13-11                   | 0197-64-7213  |
| (株)草富設備        | 宮城県大崎市古川新田字旭 57-1              | 0299-36-1810  |
| (株)サンライフ       | 奥州市水沢字田小路 16-4                 | 0197-51-2288  |
| (株)近藤設備        | 北上市流通センター6-3                   | 0197-62-5090  |
| (有)タカラ住建       | 一関市千厩町奥玉字萱刈場 63-4              | 0191- 56-2202 |
| (株)ユアホーム       | 胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦 53-1              | 0197-42-3845  |
| (株)日本水道センター    | 千葉県船橋市夏見 1-6-1                 | 0120-506-123  |

| 工事事業者名         | 住所                | 電話番号         |
|----------------|-------------------|--------------|
| 南部鉄工建設(有)      | 一関市東山町田河津字高金 95-1 | 0191-47-4007 |
| (有)クレンリネスサンライズ | 奥州市水沢字極楽 14-2     | 0197-24-9117 |
| (株)佐藤工務店       | 一関市狐禅寺字舞台 135-3   | 0191-21-4412 |
| (有)小田沢水道       | 一関市東山町長坂字柴宿 16-20 | 0191-47-3289 |
| (有)小野寺建設       | 奥州市前沢古城字川原前 40-1  | 0197-56-5311 |
| (株)千総建         | 一関市石畑 5 番 19-105  | 0191-34-6886 |

資料 3-19-1 災害応急仮設住宅建築工事設計書

プレハブ住宅5戸建1棟分内訳（工期45日）

| 種 目        | 材 料 寸 法 | 呼称 | 数量  | 摘 要 |
|------------|---------|----|-----|-----|
| 1 仮設工事     |         | 式  | 1.0 |     |
| 2 プレハブ組立工事 |         | 〃  | 1.0 |     |
| 3 内装工事     |         | 〃  | 1.0 |     |
| 4 建具工事     |         | 〃  | 1.0 |     |
| 5 雑工事      |         | 〃  | 1.0 |     |
| 6 電気設備工事   |         | 〃  | 1.0 |     |
| 7 給排水設備工事  |         | 〃  | 1.0 |     |
| 8 運搬費      |         | 〃  | 1.0 |     |
| 9 諸経費      |         | 〃  | 1.0 |     |

各内訳

| 種 目       | 材 料 寸 法     | 呼称                   | 数量             | 摘 要            |           |
|-----------|-------------|----------------------|----------------|----------------|-----------|
| 1) 仮設工事   | 遣方墨出損料      | 式                    | 1.0            | 材工共            |           |
|           | 小 計         |                      |                |                |           |
|           | 2) プレハブ組立工事 |                      |                |                |           |
| 2) プレハブ組立 | プレハブ組立      | 式                    | 1.0            | 材工共、屋根、外壁、サッシ共 |           |
|           | 小 計         |                      |                |                |           |
|           | 3) 内装工事     | 木材                   | 杉・松            | m <sup>2</sup> | 3.0       |
| ベニヤ       |             | ①2.7T2               | m <sup>2</sup> | 215.0          | 材工共、間仕切   |
| ベニヤ       |             | ①5.5T2               | m <sup>2</sup> | 19.5           | 〃 中棚      |
| 石膏ボード     |             | ①9.0                 | m <sup>2</sup> | 66.0           | 〃 板タタミ    |
| 大工        |             |                      | 人              | 21.0           | 材工共、カベ、天井 |
| 金物        |             |                      | kg             | 97.0           | 材工共       |
| 小 計       |             |                      |                |                |           |
| 4) 建具工事   |             | 便所片開ドア               | ベニヤフラッシュ       | 箇所             | 5.0       |
|           | 玄関ドア        |                      | 〃              | 5.0            | 〃 〃       |
|           | 小 計         |                      |                |                |           |
|           | 5) 雑工事      | 台所流し・コンロ台            | KJ2型           | 台              | 5.0       |
| 畳         |             |                      | 帖              | 40.0           | 〃         |
| 無臭トイレ     |             | 両用便器、臭突便槽<br>300リットル | 箇所             | 5.0            | 〃         |
| 玄関・便槽叩き   |             | コンクリート               | 〃              | 5.0            | 〃         |
| カーテンレール   |             |                      | 〃              | 5.0            | 〃         |
| メガネ石      |             |                      | 〃              | 5.0            | 〃         |

| 種   | 目            | 材 料 寸 法                        | 呼称             | 数量   | 摘 要 |
|-----|--------------|--------------------------------|----------------|------|-----|
| 5)  | 急排気孔         | #5311P<br>固定ガリ共和同等品<br>300×350 | 〃              | 10.0 |     |
|     | 小 計          |                                |                |      |     |
| 6)  | 電気設備工事       |                                |                |      |     |
|     | 電線           | VVF1.6×2C                      | m              | 63.0 |     |
|     | 〃            | 〃 2.0×2C                       | m              | 60.0 |     |
|     | 〃            | 〃 2.0×2C                       | m              | 45.0 |     |
|     | ジョイントボックス(中) |                                | 箇所             | 5.0  |     |
|     | 配線器具         | 露出コンセント三連用                     | 〃              | 10.0 |     |
|     | 〃            | コードペンダント                       | 本              | 15.0 |     |
|     | 白熱電球         | 100W                           | 箇所             | 5.0  |     |
|     | 〃            | 60W                            | 〃              | 5.0  |     |
|     | 〃            | 40W                            | 〃              | 5.0  |     |
|     | 同上付属品        |                                | 式              | 1.0  |     |
|     | 開閉器具         | ブレーカー15A                       | 箇所             | 5.0  |     |
|     | 消耗品・雑材料      |                                | 式              | 1.0  |     |
|     | 電工           |                                | 人              | 3.0  |     |
|     | 小 計          |                                |                |      |     |
| 7)  | 給排水設備工事      |                                |                |      |     |
| (イ) | 給水設備工事       |                                |                |      |     |
|     | 硬質ビニール管      | 25 mm                          | m              | 17.0 |     |
|     | 〃            | 20 mm                          | m              | 20.0 |     |
|     | 継手類          |                                | 式              | 1.0  |     |
|     | 水栓           | T-30 ARW13                     | 箇所             | 5.0  |     |
|     | 止水栓          | 25-GV10K                       | 〃              | 1.0  |     |
|     | 消耗品・雑材料      |                                | 式              | 1.0  |     |
|     | 工賃           |                                | 人              | 2.0  |     |
|     | 手元           |                                | 〃              | 1.0  |     |
|     | 小 計          |                                |                |      |     |
| (ロ) | 排水設備工事       |                                |                |      |     |
|     | 硬質ビニール管      | 100 mm                         | m              | 17.0 |     |
|     | 〃            | 50 mm                          | m              | 15.0 |     |
|     | 継手類          |                                | 式              | 1.0  |     |
|     | 消耗品・雑材料      |                                | 〃              | 1.0  |     |
|     | 工賃           |                                | 人              | 2.0  |     |
|     | 手元           |                                | 〃              | 1.0  |     |
|     | 根伐埋戻し        |                                | m <sup>2</sup> | 8.0  |     |
|     | 小 計          |                                |                |      |     |

資料 3-19-2 応急仮設住宅入居者選定調査書

応急仮設住宅入居者選定調査書

| 被災前住所                 |        |                |     | 世帯主 |                |       |                   |
|-----------------------|--------|----------------|-----|-----|----------------|-------|-------------------|
| 世帯員の状況                | 氏名     | 年齢             | 続柄  | 職業  | 所得額            | 固定資産税 | 摘要                |
|                       | 本人     |                |     |     |                |       |                   |
|                       |        |                |     |     |                |       |                   |
|                       |        |                |     |     |                |       |                   |
|                       |        |                |     |     |                |       |                   |
|                       |        |                |     |     |                |       |                   |
|                       |        |                |     |     |                |       |                   |
| 被災前の資産の内容             | 種別     | 面積             | 資産額 | 種別  | 面積             | 金額    | 摘要                |
|                       | 宅地     | m <sup>2</sup> | 円   | 住宅  | m <sup>2</sup> | 円     | 建物を損壊した部分は朱書すること。 |
|                       | 田      | ha             | 円   | 非住家 | m <sup>2</sup> | 円     |                   |
|                       | 畑      | ha             | 円   | その他 |                | 円     |                   |
|                       | 山林     | ha             | 円   | 計   |                | 円     |                   |
|                       |        |                |     |     |                |       |                   |
| 被災後の収入の見通し            | (具体的に) |                |     |     |                |       |                   |
| 被災後の住宅確保見通し           | (具体的に) |                |     |     |                |       |                   |
| 町長の意見及び順位             |        |                |     |     |                |       | 年 月 日             |
| 平泉町長                  |        |                |     |     |                |       |                   |
| 一関総合支局保健福祉環境部長の意見及び順位 |        |                |     |     |                |       | 年 月 日             |
| 一関総合支局保健福祉環境部長名       |        |                |     |     |                |       |                   |

第1章  
資料編

## 資料 4-2-1 災害復興住宅融資

## 災害復興住宅資金

(令和元年12月1日現在)

| 貸付対象   | 根拠法令                                 | 融資限度額  | 貸付条件  |
|--|--------------------------------------|--|---|
| 火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。   | 独立行政法人住宅金融支援機構法<br>(平成17年7月6日法律第82号) |  |   |
| 1. 建設資金<br>(1) 建設資金<br>住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合<br>(2) 整地資金<br>建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合<br>(3) 土地取得資金<br>宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合 |                                      | 1. 建設資金<br>1,680万円<br>2. 整地資金<br>450万円<br>3. 土地取得資金<br>970万円   | 1. 据置期間<br>3年以内(この期間返済期間を延長する。)<br>2. 返済期間<br>耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内<br>木造(一般) 25年以内<br>3. 利子 固定金利<br>4. 返済方法<br>元金均等返済又は元利均等返済   |
| 2. 購入資金<br>(1) 購入資金<br>住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合<br>(2) 土地取得資金<br>敷地の所有権又は賃借権を取得する場合   |                                      | 1. 新築購入資金<br>2,650万円<br>2. 中古住宅購入資金<br>(1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション<br>2,650万円<br>(2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円<br>※購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度 | 1. 据置期間<br>3年以内(この期間返済期間を延長する。)<br>2. 返済期間<br>(1) 新築購入<br>耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内<br>木造(一般) 25年以内<br>(2) 中古住宅購入<br>リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内<br>リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内<br>3. 利子 固定金利<br>4. 返済方法<br>元金均等返済又は元利均等返済 |

| 貸付対象   | 根拠法令 | 融資限度額  | 貸付条件   |
|--|------|--|--|
| 3. 補修等資金<br>(1) 補修資金<br>住宅に被害が生じた旨<br>のり災証明書の交付受け<br>た場合<br>(2) 引方移転資金<br>補修する家屋を引方移<br>転する場合<br>(3) 整地資金<br>宅地に被害を受けて整<br>地する場合 |      | 1. 補修資金<br>740万円<br>2. 引方移転資金<br>450万円<br>3. 整地資金<br>450万円<br>※2 と 3 をあわせて利用<br>する場合は、合計で 450<br>万円が限度 | 1. 据置期間<br>1年以内（返済期間は延<br>長しない。）<br>2. 返済期間 20年以内<br>3. 利子 固定金利<br>4. 返済方法<br>元金均等返済又は元利<br>均等返済 |

## 資料 4-2-2 生活福祉資金

| 貸付対象   | 根拠法令                                    | 資金種類                             | 貸付上限額の目安       | 貸付条件   |
|--|---|----------------------------------|----------------|--|
| 低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯（資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯）  | 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） | 福祉資金福祉費<br>（災害を受けたことにより臨時に必要な経費） | 1世帯<br>150万円以内 | 1. 据置期間<br>6か月以内<br>2. 償還期間<br>据置期間経過後7年以内（目安）<br>3. 連帯保証人<br>連帯保証人原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。）<br>4. 貸付利子<br>連帯保証人有り：無利子<br>連帯保証人無し：年1.5%<br>5. 申込方法<br>借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を經由して県社会福祉協議会へ申し込む。 |
|  |   | 福祉資金福祉費<br>（住宅の補修等に必要経費）         | 1世帯<br>250万円以内 | 5. 申込方法<br>借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を經由して県社会福祉協議会へ申し込む。   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯<br/>（資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。）</li> <li>・障がい者世帯</li> <li>・高齢者世帯<br/>（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）</li> </ul> |   | 福祉資金福祉費<br>（災害を受けたことにより臨時に必要な経費） | 1世帯<br>150万円以内 | 1. 据置期間<br>貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内<br>2. 償還期間<br>据置期間経過後7年以内<br>3. 連帯保証人<br>原則必要（ただし、連帯保証人なしでも貸付可）  |
|  |   | 福祉資金福祉費（住宅の補修等に必要経費）             | 1世帯<br>250万円以内 | 4. 貸付利子<br>連帯保証人有り：無利子<br>連帯保証人無し：年1.5%<br>5. 申込方法<br>借入申込書等の必要書類に、官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し、市町村社会福祉協議会を經由して県社会福祉協議会へ申し込む。  |

## 資料 4-2-3 災害援護資金貸付制度

(令和4年4月1日現在)

| 貸付対象   | 根拠法令                              | 貸付金額   | 貸付条件   |
|--|-----------------------------------|--|--|
| 台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が<br>1人世帯 220万円以内<br>2人世帯 430万円以内<br>3人世帯 620万円以内<br>4人世帯 730万円以内<br>5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内<br>平成14年8月1日現在 | 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号) | 対象被害及び貸付限度額<br>1. 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円<br>2. 住居の全壊 250万円<br>3. 住居の半壊 170万円<br>4. 家財の3分の1以上の損害 150万円<br>5. 重複被害<br>(1) =1+2 350万円<br>(2) =1+3 270万円<br>(3) =1+4 250万円<br>6. 住居全体の滅失若しくは流失 350万円 | 1. 据置期間<br>3年(特別の事情がある場合5年)<br>2. 償還期間<br>据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)<br>3. 貸付<br>利率年3%以内(据置期間中は無利子)<br>4. 償還方法<br>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還<br>1. 延滞利率 年5% |

## 資料 4-2-4 平泉町災害復興住宅新築等補助金交付要綱

平成 25 年 6 月 11 日

告示第 12 号

(趣旨)

第 1 東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に住宅の新築又は住宅の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、平泉町補助金等交付規則(昭和 35 年平泉町規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
東日本大震災 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びにその余震による災害をいう。

- (1) 被災者 東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた者
- (2) 災害危険区域等からの避難者 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条に規定する災害危険区域、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 3 項に基づき指示された区域(警戒区域、計画的避難区域)及び原子力災害対策本部が定めた特定避難勧奨地点がある区域に住宅を所有し、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴い本町に避難した者
- (3) 災害復興住宅新築工事等 東日本大震災において住宅を滅失(住宅をやむを得ず解体したものと及び住宅が居住不能になったものを含む。)した被災者が、自ら居住するために行う住宅の新築工事又は住宅の購入をいう。

(補助金の対象者)

第 3 この要綱による補助金を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 東日本大震災により自ら居住していた住宅が被災し、り災証明書(り災の程度が、全壊、大規模半壊及び半壊以上)の交付を受けた者(法人を除く。)又はその家族。ただし、警戒区域等からの避難者にあつては、この限りでない。
- (2) 町内に自ら居住するために住宅を新築又は住宅を購入する者

(補助金の交付対象)

第 4 この要綱による補助金の交付対象は、被災者が行う災害復興住宅新築工事等により取得する住宅で、次のいずれかに該当するもの(被災者が当該住宅に入居するものに限る。)とする。

- (1) バリアフリー対応工事 住宅の品質確保の促進に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)第 5 の 9 の 9-1(3)ハの等級 3 の基準(既存住宅の購入にあつては、同基準第 5 の 9 の 9-1(4)ハの等級 3 の基準)を満たすもの
- (2) 県産材使用工事 10 立方メートル以上の県産材(岩手県産材認証推進協議会が実施する県産

材の産地証明制度により、県産材として証明されたもの又は町長が認めたもの。)を使用しているもの

(補助金の額)

第5 補助金の額は、次に掲げる工事に係る補助金額の合計額とし、130万円を限度とする。

(1) バリアフリー対応工事費 補助金の額は、住宅の床面積ごとに、それぞれ次に掲げる額のいずれかとする。

ア 75平方メートル未満の場合 40万円

イ 75平方メートル以上120平方メートル未満の場合 60万円

ウ 120平方メートル以上の場合 90万円

(2) 県産材使用工事費 補助金の額は、県産材の使用量ごとに、それぞれ次に掲げる額のいずれかとする。

ア 10立方メートル以上20立方メートル未満の場合 20万円

イ 20立方メートル以上30立方メートル未満の場合 30万円

ウ 30立方メートル以上の場合 40万円

2 補助金の交付は、前項各号に掲げる工事ごとに1被災者につき1回とする。

(補助金の交付の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、平泉町災害復興住宅新築等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、被災住宅が東日本大震災により被災したものと町長が判断できる書類がある場合は、り災証明書の添付を要しないものとする。

(1) り災証明書

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第7 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかに平泉町災害復興住宅新築等補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)は、第7の規定による通知の受領後に、申請を取り下げようとするときは、平泉町災害復興住宅新築等補助金交付申請取下げ書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の変更申請)

第9 申請者は、第7の規定による交付の決定を受けた後において、当該決定を受けた内容に変更が生じた場合には、平泉町災害復興住宅新築等補助金交付変更申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(変更の決定通知)

第10 町長は、第9の規定による書類を受理した場合において、変更申請に係る補助事業の内容が適正であると認めるときは、平泉町災害復興住宅新築等補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11 申請者は、第7の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、平泉町災害復興住宅新築等補助金交付請求書（様式第6号）に、災害復興住宅新築工事等完了報告書（様式第7号）を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12 町長は、第11の規定による請求書を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定等の取消し)

第13 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14 町長は、第13の規定により補助金の交付の決定等を取り消したときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(報告、調査及び指示)

第15 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(補則)

第16 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成23年3月11日以降に行われた又は行われる災害復興住宅新築工事等について適用する。

## 第2章 様式集

様式1 被害発生等報告

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒防災課】

被害発生等報告

|       |            |         |  |
|-------|------------|---------|--|
| 災害名   | 第報(月日時分現在) |         |  |
| 市町村名  |            | 市町村発信者  |  |
| 地方支部名 |            | 地方支部発信者 |  |

1 人的被害

| 区分    | 人数 | 氏名 | 年齢 |
|-------|----|----|----|
| 死者    |    |    |    |
| 行方不明者 |    |    |    |
| 重傷者   |    |    |    |
| 軽傷者   |    |    |    |

4 その他の被害

| 区分 | 数量 | 被害の状況 |
|----|----|-------|
|    |    |       |

2 住家被害

| 区分   | 棟数 | 世帯数 | 人員 |
|------|----|-----|----|
| 全壊   |    |     |    |
| 半壊   |    |     |    |
| 一部破損 |    |     |    |
| 床上浸水 |    |     |    |
| 床下浸水 |    |     |    |

5 本部の活動状況

|                             |                        |      |    |
|-----------------------------|------------------------|------|----|
| 災害対策(警戒)                    | 災害対策本部・災害警戒本部          |      |    |
| 本部設置・廃止<br>状況               | 設置                     | 月日時分 |    |
|                             | 廃止                     | 月日時分 |    |
| 避難の指示・<br>勧告等の状況            | 該当する場合、別添様式1-1を添付すること。 |      |    |
| 応援要請の状況                     |                        |      |    |
| 消防機関の<br>活動状況               | 消防職員                   |      | 人  |
|                             | 消防団員                   |      | 人  |
| ボランティア<br>センターの設置<br>及び活動状況 |                        |      |    |
| 津波警報等発表<br>時における<br>水門等閉鎖状況 | 閉鎖時間                   |      | 時分 |
|                             | 閉鎖箇所                   |      | 箇所 |
| その他の<br>措置状況                | 解除時間                   |      | 時分 |
|                             |                        |      |    |

3 非住家被害

| 区分         | 棟数 | 被害の状況 |
|------------|----|-------|
| 公共建物       |    |       |
| その他の<br>建物 |    |       |

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式 1-1 避難の指示・勧告等の状況報告

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒防災課】

避難の指示・勧告等の状況報告

|           |                  |               |  |
|-----------|------------------|---------------|--|
| 災 害 名     | 第 報 ( 月 日 時 分現在) |               |  |
| 市 町 村 名   |                  | 市 町 村 発 信 者   |  |
| 地 方 支 部 名 |                  | 地 方 支 部 発 信 者 |  |

1 避難指示・避難勧告

|                                  |                   |    |     |
|----------------------------------|-------------------|----|-----|
| 避 難 指 示 等 の 区 分                  | 避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告 |    |     |
| 避 難 指 示 等 を 行 っ た 者              |                   |    |     |
| 避 難 指 示 等 の 理 由                  |                   |    |     |
| 避 難 指 示 等 の 発 令 日 時              | 月                 | 日  | 時 分 |
| 避 難 対 象 地 区 名<br>及 び 避 難 対 象 者 数 | 地区                | 世帯 | 人   |
|                                  | 地区                | 世帯 | 人   |
|                                  | 地区                | 世帯 | 人   |
|                                  | 【計】               | 世帯 | 人   |
| 実避難先及び実避難者数                      | (施設等名)            | 世帯 | 人   |
|                                  | (施設等名)            | 世帯 | 人   |
|                                  | (施設等名)            | 世帯 | 人   |
|                                  | 【計】               | 世帯 | 人   |
| 避 難 指 示 等 の 解 除 日 時              | 月                 | 日  | 時 分 |

2 自主避難

|                   |        |    |     |
|-------------------|--------|----|-----|
| 自 主 避 難 の 日 時     | 月      | 日  | 時 分 |
| 自 主 避 難 の 理 由     |        |    |     |
| 自 主 避 難 対 象 地 区 名 |        |    |     |
| 避 難 先 及 び 避 難 者 数 | (施設等名) | 世帯 | 人   |
| 帰 宅 時 間           | 月      | 日  | 時 分 |

|                   |        |    |     |
|-------------------|--------|----|-----|
| 自 主 避 難 の 日 時     | 月      | 日  | 時 分 |
| 自 主 避 難 の 理 由     |        |    |     |
| 自 主 避 難 対 象 地 区 名 |        |    |     |
| 避 難 先 及 び 避 難 者 数 | (施設等名) | 世帯 | 人   |
| 帰 宅 時 間           | 月      | 日  | 時 分 |

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。



様式 2-1 人の被害内訳

(様式2-1)  
人の被害内訳

| 区分       | 住所 | 氏名 | 年齢 | 性別 | 原因 | 負傷部位 |  |  |
|----------|----|----|----|----|----|------|--|--|
|          |    |    |    |    |    |      |  |  |
| ア 死者     |    |    |    |    |    |      |  |  |
| イ 災害関連死者 |    |    |    |    |    |      |  |  |
| ウ 行方不明者  |    |    |    |    |    |      |  |  |
| エ 重傷者    |    |    |    |    |    |      |  |  |
| オ 軽傷者    |    |    |    |    |    |      |  |  |

様式 2-2 住家被害内訳

(様式2-2)  
住家被害内訳

| 区分       | 地区 | 棟数 | 世帯数 | 人員 |
|----------|----|----|-----|----|
| ア 全壊(流失) |    |    |     |    |
| イ 半壊     |    |    |     |    |
| ウ 一部破損   |    |    |     |    |
| エ 床上浸水   |    |    |     |    |
| オ 床下浸水   |    |    |     |    |



















様式 12-1 農業施設被害報告

様式12-1 [市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒防災課]

農業施設被害報告

| 市町村名<br>(支部名) | 市町村名 | 調査名<br>(班名) | 施設名・機械名       | 被害数 | 被害額 | 備考 | 報 | 報 | 報告時点 | 月 | 日 | 時 | 分 | 現在 | 調査率 | % |   |
|---------------|------|-------------|---------------|-----|-----|----|---|---|------|---|---|---|---|----|-----|---|---|
|               |      |             |               |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   | 第 |
|               |      |             | 共同利用施設        |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 共同利用施設        |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 小計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 農業用ハウス        |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 農業用ハウス        |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 小計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 農業用倉庫・処理加工施設等 |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 農業用倉庫・処理加工施設等 |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 小計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 畜産用施設         |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 畜産用施設         |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 小計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 農業・畜産用機械      |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 農業・畜産用機械      |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 小計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | その他           |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | その他           |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 小計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |
|               |      |             | 合計            |     |     |    |   |   |      |   |   |   |   |    |     |   |   |

注1 「共同利用施設」には、町営法第2条第4項に用営する共同利用施設を記入する。  
 注2 「農業用ハウス」には、「農業用倉庫・処理加工施設等」「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には、「共同利用施設」を除き、地方公共団体が所有しない又は管理しないものうち該当するものを記入する。  
 注3 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、「農業用のパイプハウス、雨陰付ハウス、ガラス温室等の施設を記入する。  
 注4 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、「農作物倉庫、生草等倉庫、飼料倉庫、肥料倉庫等の施設を記入する。  
 注5 「畜産用施設」には、牛舎、豚舎、鶏舎、種鶏舎、種鶏舎、種鶏舎、種鶏舎等の施設を記入する。  
 注6 「農業・畜産用機械」には、トラクター、コンバイン、刈払機、田植機、除草機、刈草機、刈草機、刈草機、刈草機等の施設を記入する。  
 注7 「その他」には、他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し、又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）をここに記入する。  
 注8 用途が複数の施設については、そのまゝの用途の欄に記入する。  
 注9 備考には、地区名、被災状況等を記入する。  
 注10 〇と×を記入する。  
 注11 この様式において、「被害額」とは、施設等被害についての施設等の再取得価額又は復旧額をいう

























様式② 食料購入（配分）計画表

食料購入（配分）計画表

平泉町

| 世帯区分<br>品名 単価 |  | 1人世帯<br>(基準額) 円 |     |     |    | 2人世帯<br>(基準額) 円 |     |     |    | 3人世帯<br>(基準額) 円 |     |     |    |
|---------------|--|-----------------|-----|-----|----|-----------------|-----|-----|----|-----------------|-----|-----|----|
|               |  | 数量              | 世帯数 | 所要数 | 金額 | 数量              | 世帯数 | 所要数 | 金額 | 数量              | 世帯数 | 所要数 | 金額 |
| 米穀            |  |                 |     |     | 円  |                 |     |     | 円  |                 |     |     | 円  |
| 弁当            |  |                 |     |     |    |                 |     |     |    |                 |     |     |    |
| パン            |  |                 |     |     |    |                 |     |     |    |                 |     |     |    |
| 計             |  |                 |     |     |    |                 |     |     |    |                 |     |     |    |

| 計  |     |     |    | 備考 |
|----|-----|-----|----|----|
| 数量 | 世帯数 | 所要数 | 金額 |    |
|    |     |     | 円  |    |
|    |     |     |    |    |
|    |     |     |    |    |
|    |     |     |    |    |

第2章  
様式集





様式 B 水道施設被害状況報告書

様式B（災害発生時その他必要に応じて下記の送信先へ報告するもの）

|  |     |        |   |   |   |  |
|--|-----|--------|---|---|---|--|
| 送信先<br>岩手県民くらしの安全課<br>岩手県 保健所長 様<br>日本水道協会岩手県支部長 | 発信者 | 発信日    | 年 | 月 | 日 |  |
|  |     | 事業体・所属 |   |   |   |  |
|  |     | 職・氏名   |   |   |   |  |
|  |     | 連絡先    |   |   |   |  |

水道施設被害状況報告書（ ）【第 報】

|                 |         |      |        |               |
|-----------------|---------|------|--------|---------------|
| 1 災害発生の日時       | 年       | 月    | 日      | 発生            |
| 2 災害発生の原因       |         |      |        |               |
| 3 施設被害状況・対応状況   |         |      |        |               |
| ① 取水施設          |         |      |        |               |
| ② 貯水施設          |         |      |        |               |
| ③ 導水施設          |         |      |        |               |
| ④ 浄水施設          |         |      |        |               |
| ⑤ 送水施設          |         |      |        |               |
| ⑥ 配水施設          |         |      |        |               |
| ⑦ その他           |         |      |        |               |
| ⑧ 被害金額          |         |      |        |               |
| 4 断水・減水の状況      |         |      |        |               |
| ① 断水            | (断水世帯数＝ | 世帯)  | (断水日時＝ | 月 日 時～)       |
|                 | (地区名＝   | )    |        | )             |
| ② 減水            | (減水世帯数＝ | 世帯)  | (減水日時＝ | 月 日 時～)       |
|                 | (地区名＝   | )    |        | )             |
| ③ 断・減水の<br>対応状況 |         |      |        |               |
| ④ 復旧状況          |         |      |        |               |
| ⑤ 復旧見込          |         |      |        |               |
| 5 応援要請          | ( )     | 要請する | ( )    | 要請しない         |
|                 | ( )     | 第    | ( )    | 報で要請済み        |
| ① 応援内容          | ( )     | 応急給水 | ( )    | 応急復旧          |
|                 | ( )     | その他  | ( )    | その他           |
| ② 応援期間の見込       | 年       | 月    | 日      | から ( ) 日間の見込み |
| ③ 必要な資機材等       |         |      |        |               |
| ④ 応援隊参集場所       | 住 所     |      |        |               |
|                 | 施設名     |      |        |               |
| ⑤ 連絡担当責任者       | 職       | 氏名   |        |               |
|                 | 固定電話    | - -  | 携帯電話   | - -           |
| ⑥ 連絡担当補助者       | 職       | 氏名   |        |               |
|                 | 固定電話    | - -  | 携帯電話   | - -           |

※「3 施設被害状況・対応状況」について、管路の場合は布設年、管種、口径等を必ず記入のこと。  
 ※「4 断水・減水の状況」の「③断・減水の対応状況」について、給水車〇台、広報車〇台、災害対策車〇台を記入のこと。  
 ※「4 断水・減水の状況」の「④復旧状況」について、事故発生から復旧までの経過を時系列で記入のこと。  
 ※本様式は「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成25年10月25日付健水発1025第1号）」の「4 事故その他の原因による断減水が発生した場合」の報告様式を兼ねる。その場合、本様式の「施設被害」及び「災害」は「事故」と替えて運用のこと。

様式C 火葬場等被害報告

様式C【市町村本部⇒地方支部（保健環境班） ⇒県関係課⇒防災課】

火 葬 場 等 被 害 報 告

|           |                  |         |  |
|-----------|------------------|---------|--|
| 災 害 名     | 第 報 ( 月 日 時 分現在) |         |  |
| 市 町 村 名   |                  | 市町村発信者  |  |
| 地 方 支 部 名 |                  | 地方支部発信者 |  |

1 火葬場

| 名 称 等 | 被 害 状 况 | 復 旧 の 見 通 し |
|-------|---------|-------------|
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |

2 墓地

| 名 称 等 | 被 害 状 况 | 復 旧 の 見 通 し |
|-------|---------|-------------|
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |
|       |         |             |

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。  
 注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

第2章  
様式集





## 様式 F 農林水産関係被害報告

様式 F 【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒防災課】

## 農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

|                          |                  |               |  |
|--------------------------|------------------|---------------|--|
| 災 害 名                    | 第 報 ( 月 日 時 分現在) |               |  |
| 市 町 村 名                  |                  | 市 町 村 発 信 者   |  |
| 地 方 支 部 名                |                  | 地 方 支 部 発 信 者 |  |
| 被 害 項 目                  | 調 査 結 果          |               |  |
|                          |                  |               |  |
| 今 後 の 調 査<br>ス ケ ジ ュ ー ル |                  |               |  |

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

## 様式 G-1 土木施設関係等被害報告

様式 G-1【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

## 土木施設関係等被害報告

|       |                   |         |  |
|-------|-------------------|---------|--|
| 災害名   | 第 報 ( 月 日 時 分現在 ) |         |  |
| 市町村名  |                   | 市町村発信者  |  |
| 地方支部名 |                   | 地方支部発信者 |  |

| 施設区分            | 被害状況 | 対応状況 |
|-----------------|------|------|
| 道路              |      |      |
| 河川              |      |      |
| 海岸              |      |      |
| ダム              |      |      |
| 砂防              |      |      |
| 下水道             |      |      |
| 都市公園            |      |      |
| 公営住宅            |      |      |
| 港湾              |      |      |
| 空港              |      |      |
| 林道<br>(農林水産業施設) |      |      |
| その他             |      |      |

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用するものであること。

## 様式 H 教育施設関係被害報告

- 様式 H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒防災課】  
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合  
 防災課】  
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課  
 ⇒防災課  
 県立施設⇒県関係課⇒防災課】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

|           |                  |               |  |
|-----------|------------------|---------------|--|
| 災 害 名     | 第 報 ( 月 日 時 分現在) |               |  |
| 施 設 名     |                  | 施 設 発 信 者     |  |
| 市 町 村 名   |                  | 市 町 村 発 信 者   |  |
| 地 方 支 部 名 |                  | 地 方 支 部 発 信 者 |  |

## 1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

| 市町村名 | 学校等施設名 | 学年・年令・職名 | 性別 | 被害の状況 |
|------|--------|----------|----|-------|
|      |        |          |    |       |
|      |        |          |    |       |
|      |        |          |    |       |

## 2 学校等施設被害状況

| 市町村名 | 学校等施設名 | 被害状況 | 対応状況 |
|------|--------|------|------|
|      |        |      |      |
|      |        |      |      |
|      |        |      |      |

## 3 学校の休校等の状況

## (1) 全体

| 市町村名 | 学校名 | 休校等の理由 |
|------|-----|--------|
|      |     |        |
|      |     |        |
|      |     |        |
|      |     |        |

## (2) その他

| 市町村名 | 学校名 | 休校等の理由 |
|------|-----|--------|
|      |     |        |
|      |     |        |
|      |     |        |
|      |     |        |

## 4 避難所となっている学校の状況

| 市町村名 | 学校名 | 避難者数 | 避難者数のうち児童生徒数 |
|------|-----|------|--------------|
|      |     |      |              |
|      |     |      |              |
|      |     |      |              |

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

